

# 八頭町地域防災計画

[令和5年度修正]

八頭町防災会議

## 目 次

部	章	節	頁
1	<b>総 則</b>		
	<b>1</b>	<b>計画作成の目的</b>	2
	1	目 的	
	2	計画の構成	
	3	計画の理念と目標	
	4	その他の法令に基づく計画との関係	
	5	計画の修正	
	6	計画の周知徹底	
	<b>2</b>	<b>町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	3
	1	八頭町	
	2	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	
	3	鳥取県・鳥取県警察本部	
	4	指定地方行政機関	
	5	陸上自衛隊	
	6	指定公共機関	
	7	指定地方公共機関	
	8	その他の公共的団体	
	<b>3</b>	<b>八頭町の概要</b>	1 0
	1	地 勢	
	2	自然条件	
3	社会条件		
<b>4</b>	<b>八頭町に影響のあった災害の記録</b>	1 2	
1	地 震		
2	風水雪害		
3	火 災		
2	<b>災害予防計画</b>		
	<b>1</b>	<b>地震被害予防計画</b>	1 4
	1	建築物、工作物及び人的被害の予防	
	2	液状化災害の予防	
	<b>2</b>	<b>洪水災害予防計画</b>	1 5
	1	洪水災害の予防	
	2	洪水浸水想定区域における避難計画等の整備	
	3	啓発活動の推進	
	<b>3</b>	<b>土砂災害予防計画</b>	1 7
	1	土砂災害危険箇所等	
2	山くずれ災害の予防		

部	章	節	頁
		3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
		4	土砂災害に関する情報提供
		5	災害危険区域の指定及び住宅の建築の規制等による災害の予防
	<b>4</b>	<b>雪害予防計画</b>	<b>20</b>
		1	除雪対策
		2	関係機関との連携
		3	交通麻痺対策
		4	停電への対応
		5	雪害防止事業
		6	なだれ対策事業
		7	大雪への対応
	<b>5</b>	<b>市街地等防災化計画</b>	<b>23</b>
		1	計画的な市街地の形成
		2	町施設の整備
		3	転倒・落下防止対策
		4	土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備
	<b>6</b>	<b>建造物災害予防計画</b>	<b>25</b>
		1	建築物の現況
		2	既存建築物に関する対策
		3	町庁舎の災害予防対策
		4	公共施設等の災害予防対策
		5	文教施設の災害予防対策
		6	社会福祉施設等の災害予防対策
		7	空き家等の適正管理の推進
		8	被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化
		9	被災宅地危険度判定の実施体制の強化
		10	罹災証明書交付体制の整備
	<b>7</b>	<b>インフラ等の予防計画</b>	<b>28</b>
		1	道路施設
		2	河川
		3	上水道
		4	下水道
		5	電力施設
		6	電気通信施設
		7	鉄 道
	<b>8</b>	<b>消防計画</b>	<b>33</b>
		1	消防組織及び施設の整備充実対策

部	章	節	頁	
		2	消防活動の障害の除去	
		3	日常的な防火教育・広報の推進	
		4	予防査察対策	
		5	地域住民に対する自主防災体制の確立	
	9	<b>危険物等災害予防計画</b>		38
		1	危険物等に係る災害予防	
		2	高圧ガスに係る災害予防	
		3	火薬類に係る災害予防	
		4	毒物・劇物事故災害予防	
	10	<b>避難所等整備計画</b>		41
		1	避難所等の整備	
		2	避難体制の整備	
	11	<b>物資・資機材等整備計画</b>		45
		1	防災通信体制の整備	
		2	地震観測機器の整備	
		3	防災活動用物資・資機材等の整備・調達・受援	
		4	食糧・生活物資等の備蓄	
		5	緊急輸送体制の整備	
	12	<b>防災訓練計画</b>		49
		1	訓練の種別	
		2	訓練計画	
	13	<b>防災知識の普及、防災意識の高揚、防災教訓の伝承</b>		51
		1	防災知識の普及	
		2	「八頭町防災の日」等を通じた防災意識の高揚	
		3	防災訓練の実施	
		4	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への支援	
		5	災害教訓の伝承	
	14	<b>自主防災体制の整備</b>		54
		1	自主防災活動の促進	
		2	消防団の充実強化	
		3	施設の防災組織	
		4	事業所等の防災組織	
	15	<b>地区防災計画</b>		56
		1	地区防災計画の実施主体	
		2	役割分担	
	16	<b>要配慮者に係る災害予防対策</b>		57
		1	防災知識の周知	

部	章	節		頁
		2	防災情報伝達手段の整備	
		3	日常生活用具・機器の充実	
		4	住居の防災対策	
		5	自主防災組織を中心とした支援体制の構築	
		6	避難行動要支援者の避難対策の整備計画	
		7	要配慮者等の安全確保計画	
	17	<b>孤立予想集落対策計画</b>		6 3
	18	<b>災害ボランティア活動の環境整備</b>		6 4
		1	災害ボランティア活動ネットワークの強化	
		2	専門ボランティアの受入	
		3	災害ボランティア等の育成・登録	
		4	ボランティア保険制度	
	19	<b>地籍調査の推進</b>		6 4
	20	<b>災害に関する調査研究</b>		6 5
3	<b>災害応急対策計画</b>			
	1	<b>町の災害応急対策活動体制確立計画</b>		6 7
		1	町災害対策本部等の設置及び組織	
		2	組織及び所掌事務等	
		3	町医療対策部	
		4	町災害警戒本部	
		5	職員の配備体制	
	2	<b>通信情報計画</b>		8 0
		1	緊急地震速報、地震情報等の伝達	
		2	気象警報等の伝達	
		3	防災情報の伝達系統	
		4	火災警報等の伝達	
		5	水防警報の伝達系統	
		6	異常現象発見時における措置	
		7	災害情報の収集	
		8	通信の運用	
	3	<b>災害広報・広聴計画</b>		9 5
		1	住民に対する広報	
		2	報道機関への情報提供	
		3	広聴活動	
	4	<b>相互応援協力計画</b>		9 7
		1	知事に対する応援要請	
		2	他の府県、市町村等との相互応援（都市間連携）	

部	章	節	頁	
		3	消防広域応援	
		4	民間団体等の協力	
		5	災害ボランティア受入れ計画	
	<b>5</b>	<b>災害救助法の適用計画</b>		103
		1	災害救助法の適用	
		2	災害救助法の適用基準等	
	<b>6</b>	<b>消防・救急等活動計画</b>		108
		1	消防活動等	
		2	救助・救急活動	
		3	消防防災ヘリコプターの活用	
	<b>7</b>	<b>避難計画</b>		112
		1	住民の避難行動	
		2	避難指示等の種類	
		3	避難指示等の発令	
		4	避難誘導等	
		5	児童・生徒等の集団避難	
		6	避難所の開設・運営	
	<b>8</b>	<b>帰宅困難者対策計画</b>		120
	<b>9</b>	<b>食糧・物資調達供給計画</b>		121
		1	食糧の供給	
		2	生活関連物資の供給	
		3	飲料水の供給	
	<b>10</b>	<b>医療救護計画</b>		127
		1	医療救護活動	
		2	公衆衛生活動	
		3	救出及び救助	
		4	搜索、遺体対策及び埋葬	
	<b>11</b>	<b>保健衛生対策計画</b>		135
		1	防疫の実施	
		2	清掃及び死亡獣蓄処理	
		3	障害物の除去	
		4	入浴施設	
	<b>12</b>	<b>交通・輸送計画</b>		143
		1	交通確保	
		2	輸送	
	<b>13</b>	<b>住宅対策計画</b>		149
		1	応急仮設住宅	

部	章	節		頁
		2	災害公営住宅の建設	
		3	応急修理	
	14	建物・宅地の被災判定計画		152
		1	被災建築物応急危険度判定	
		2	被災宅地危険度判定	
	15	文教対策計画		155
	16	農業災害対策計画		157
	17	労務供給計画		158
	18	自衛隊の災害派遣要請計画		160
		1	自衛隊の災害派遣の要請	
		2	自衛隊に要請する業務	
		3	災害派遣の要請手続	
		4	部隊等の受入措置	
		5	部隊撤収要請	
		6	経費の負担区分	
	19	広域緊急援助隊災害派遣要請計画		164
	20	緊急消防援助隊災害派遣要請計画		165
		1	緊急消防援助隊の応援要請	
		2	緊急消防援助隊の迅速出動	
		3	消防応援活動調整本部	
		4	進出拠点、被災地への到達ルート	
		5	指揮体制	
	21	電力・ガスの応急対策計画		167
		1	電力施設	
		2	ガス施設	
		3	L P ガス施設	
4	地震対策編			
		資料編		170
5	風水害対策編			
		資料編		171
6	大規模事故対策計画			
	1	毒物・劇物事故災害対策		173
		1	応急対策	
7	災害復旧・復興計画			
	1	公共施設災害復旧計画		176
		1	災害復旧事業計画	
		2	資金計画	

部	章	節	頁
		3 災害復旧事業の留意点	
	<b>2</b>	<b>生活再建計画・業務継続計画</b>	178
	1	目的	
	2	生活再建支援	
	3	その他の生活確保対策	
	4	日本銀行による応急金融対策	
	5	各種生活再建支援の広報	
	6	業務継続計画（BCP）の策定	
	<b>3</b>	<b>災害復興計画</b>	185
	1	目的	
	2	災害復興の進め方	
	3	留意事項	



## 第1部 総 則

# 第1部 総則

## 第1章 計画作成の目的

### 第1節 目的

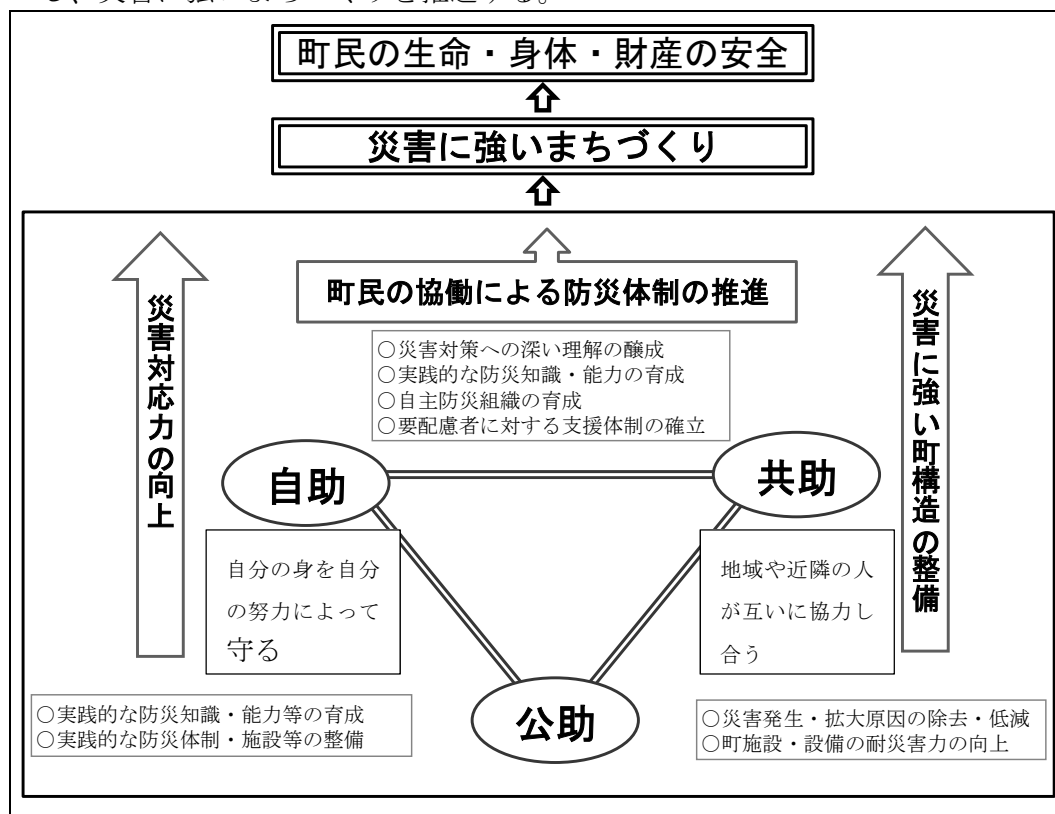
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき八頭町防災会議が策定する計画である。本計画は、住民生活の各分野に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、東日本大震災、近年頻発する局地的大雨による大規模な災害、平成22年の年末から平成23年の年始にかけて鳥取県に被害をもたらした大雪などを教訓として、町及び町域の防災関係機関その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、防災施設の整備、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災上の措置に係る計画を定め、地域防災力を高めるとともに、防災及び減災に取り組み、住民の生命、身体及び財産の保護並びに住民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図り、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### 第2節 計画の構成

この計画は、八頭町防災会議が作成する「八頭町地域防災計画」の「本編」である。なお、「資料編」を別に定める。

### 第3節 計画の理念と目標

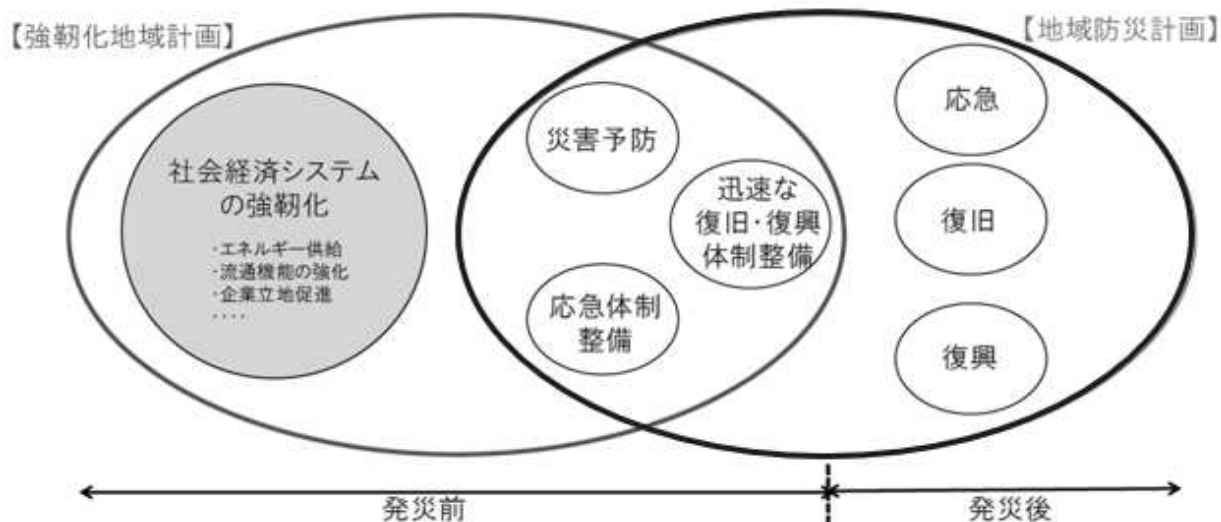
この計画の策定及び推進にあたっては、関係法令を遵守しつつ、町の防災体制を確立し、自主防災組織（集落、自治会等）の育成に努めるとともに、防災関係機関の相互の協力体制を推進し、防災事業を推進することを基本とし、自助・共助及び公助の体系を構築し、災害に強いまちづくりを推進する。



#### 第4節 その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の「防災基本計画」を踏まえ、「鳥取県地域防災計画」（以下「県地域防災計画」という。）と共通する計画については県地域防災計画を準用し、県地域防災計画において町が作成すべきものと指定されている事項については、本町の実情に合わせて作成する。なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく「八頭町国土強靱化地域計画」は、本計画の指針の一つである。

〈計画の相関図〉



#### 第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

#### 第6節 計画の周知徹底

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、町職員、防災関係機関等その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底するとともに、広く周知する。

### 第2章 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 八頭町（代表 TEL 0858-72-0201・FAX 0858-73-0147）  
（総務課防災室 TEL 0858-72-0203・FAX 0858-73-0147）

- 1 八頭町防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- 4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- 5 防災に関する施設及び設備の整備
- 6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- 7 水防、消防、その他防災活動の実施及び他町町村に対する応援措置
- 8 被災者の救難、救助その他の保護
- 9 被災者の医療、助産の実施

- 10 避難の指示
- 11 災害時の文教対策
- 12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- 13 施設及び設備の応急復旧
- 14 緊急輸送の確保
- 15 災害復旧の実施
- 16 町域内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

## 第2節 鳥取県東部広域行政管理組合消防局

- 1 消防力の整備
- 2 消防組織の普及指導及び防災のための調査
- 3 教育訓練
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよ
- 5 災害時の避難、救助
- 6 その他災害対策

## 第3節 鳥取県・鳥取県警察本部

- 1 鳥取県防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- 4 防災に関する施設及び設備の整備
- 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- 6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- 7 水防その他の応急措置
- 8 被災者の救助及び救護措置
- 9 災害時の文教対策
- 10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- 11 施設及び設備の応急復旧
- 12 交通規制及び災害警備
- 13 緊急輸送の確保
- 14 災害復旧の実施
- 15 町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

## 第4節 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの。

関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各警察の指導調整</li> <li>2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携</li> <li>3 関係機関との協力</li> <li>4 情報の収集及び連絡</li> <li>5 警察通信の運用</li> <li>6 津波警報の伝達</li> </ol>

中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理</li> <li>2 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請</li> <li>3 災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与</li> </ol>
中国財務局 (鳥取財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請</li> <li>3 公共事業等被災施設の査定の上会</li> <li>4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付</li> </ol>
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整</li> </ol>
鳥取労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止についての監督、指導</li> <li>2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力</li> </ol>
中国四国農政局 (鳥取支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護</li> <li>2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導</li> <li>3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導</li> <li>4 営農資材の供給指導、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握</li> <li>5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業</li> <li>6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導</li> <li>7 災害時における主要食糧の供給対策</li> </ol>
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有保安林、治山施設等の整備</li> <li>2 国有林における予防治山施設による災害予防</li> <li>3 国有林における荒廃地の復旧</li> <li>4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請</li> </ol>
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の物資の供給対策</li> <li>2 被災商鉱工業者に対する融資あっせん</li> <li>3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置</li> </ol>
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保</li> <li>2 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全</li> </ol>
中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧</li> <li>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供</li> <li>3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言</li> <li>4 災害に関する情報の収集及び伝達</li> <li>5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>6 災害時における交通確保</li> <li>7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣</li> </ol>
中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>2 輸送等の安全確保に関する指導監督</li> <li>3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整</li> <li>4 自動車運送事業者に対する運送命令</li> </ol>
国土地理院中国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地殻変動の観測強化</li> <li>2 航空機、無人航空機、人工衛星等、緊急測量調査等による情報収集</li> <li>3 関係機関等への防災関連情報の提供</li> </ol>

大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</li> </ol>
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整</li> </ol>

## 第5節 陸上自衛隊 (第8普通科連隊)

### 1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 防災に関する訓練の実施

### 2 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

## 第6節 指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。

関係機関名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	米子支社鳥取鉄道部 TEL 0857-29-8641 FAX 0857-27-4746	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の災害予防</li> <li>2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送</li> <li>3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧</li> </ol>
西日本電信電話株式会社	鳥取支店 TEL 0857-22-1162 FAX 0857-22-5666	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等</li> <li>2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧</li> </ol>
KDD I 株式会社	中国総支社 TEL 082-577-8950 FAX 082-577-8955	
株式会社NTTドコモ	鳥取支店 TEL 0857-21-7811 FAX 0857-29-3141	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	プラットフォームサービス本部事業推進部 危機管理室 TEL 0570-03-9909 FAX 0570-03-9910	
ソフトバンク株式会社	九州・中四国総務課 TEL 082-224-2300 FAX 082-224-2332	

日本銀行	鳥取事務所 TEL 0857-22-2194 FAX 0857-37-0056	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社	鳥取県支部 TEL 0857-22-4466 FAX 0857-29-3090	1 被災者の医療、助産及びこころのケア等の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液搬送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
日本放送協会	鳥取放送局 TEL 0857-29-9200 FAX 0857-29-9220	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本通運株式会社	鳥取支店 TEL 0857-28-0202 FAX 0857-28-7396	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
佐川急便株式会社	鳥取店 TEL 0857-53-1591 FAX 0857-53-3154	
福山通運株式会社	鳥取支店 TEL 0857-28-0221 FAX 0857-28-3637	
ヤマト運輸株式会社	津山主管支店 TEL 0868-54-1147 FAX 0868-54-7166	
日本郵便株式会社	郡家郵便局 TEL 0858-72-0671 FAX 0858-73-0701	
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取ネットワークセンター TEL 0857-39-1549 FAX 0857-39-1547	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧

## 第7節 指定地方公共機関

公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、知事が指定するもの。

関係機関名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社	鳥取営業部 TEL 0857-22-5155 FAX 0857-22-5169	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送

日本交通株式会社	鳥取本社 TEL 0857-23-1121 FAX 0857-24-5500	
一般社団法人 鳥取県バス協会	TEL 0857-22-2724 FAX 0857-22-2726	
若桜鉄道株式会社	TEL 0858-82-0919 FAX 0858-82-0045	1 災害時における鉄道よる緊急輸送
智頭急行株式会社	TEL 0858-75-6600 FAX 0858-75-6601	
日ノ丸西濃運輸株式会社	鳥取支店 TEL 0857-28-2221 FAX 0857-28-0527	1 災害時における貨物自動車による救 援物資及び人員の緊急輸送
一般社団法人 鳥取県トラック協会	業務課 TEL 0857-22-2694 FAX 0857-27-7051	
株式会社山陰放送	鳥取支社 TEL 0857-23-5581 FAX 0857-21-0200	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び 報道
日本海テレビジョン放送 株式会社	総務部 TEL 0857-27-2108 FAX 0857-27-2188	
山陰中央テレビジョン放 送株式会社	鳥取支社 TEL 0857-24-2211 FAX 0857-27-7257	
株式会社エフエム山陰	鳥取支社 TEL 0857-27-9595 FAX 0857-27-9597	
株式会社新日本海新聞社	総務課 TEL 0857-21-2888 FAX 0857-21-2891	1 災害時における災害状況の収集及び 報道 2 災害時における住民への情報の周知
株式会社山陰中央新報社	鳥取本社 TEL 0857-39-1188 FAX 0857-39-1189	
株式会社全関西ケーブル テレビ	TEL 06-6201-3381 FAX 06-6222-6884	1 有線テレビジョンによる災害時の情 報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報 等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
公益社団法人 鳥取県医師会	TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578	1 災害時における医療救護の実施
公益社団法人 鳥取県看護協会	TEL 0857-29-8100 FAX 0857-29-8102	
一般社団法人 鳥取県薬剤師会	東部支部事務局 TEL 0857-21-5421 FAX 0857-27-5084	
一般社団法人 鳥取県L Pガス協会	東部支部 TEL 0857-22-3319 FAX 0857-27-8189	1 L Pガス施設の災害予防及び災害時 におけるL Pガスの供給対策



一般社団法人 鳥取県歯科医師会	東部歯科医師会 TEL 0857-23-3197 FAX 0857-29-0876	1 災害時における医療救護の実施 2 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
一般社団法人 鳥取県助産師会	TEL 0857-37-4343 FAX 0857-37-4343	1 災害時における医療及び助産活動に関すること
鳥取県農業協同組合中央会	総務部 TEL 0857-21-2600 FAX 0857-37-0052	1 災害時における食糧調達供給
社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会	TEL 0858-72-0021 FAX 0858-72-2793	1 災害ボランティアに関すること 2 避難行動要支援者避難対策本部に関すること

## 第8節 その他の公共的団体

関係機関名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人 鳥取県東部医師会	TEL 0857-32-7000 FAX 0857-22-2754	1 災害時における医療救護の実施
八頭町商工会	TEL 0858-72-2113 FAX 0858-73-0054	1 被災者に対する物資及び融資のあっせん 2 防災に関する啓発 3 被害調査に関する協力
鳥取いなば農業協同組合	本店総務課 TEL 0857-32-1100 FAX 0857-32-1130	1 被災者に対する物資及び融資のあっせん 2 防災に関する啓発 3 農・畜・林産物の災害応急対策 4 被害調査に関する協力
鳥取県東部森林組合	TEL 0857-28-5751 FAX 0857-28-9180	1 防災に対する啓発 2 山林等の災害応急対策 3 被害調査に関する協力
株式会社FM鳥取	TEL 0857-37-2825 FAX 0857-36-8080	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道

## 第3章 八頭町の概要

### 第1節 地 勢

本町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接しています。また、周囲には扇ノ山など1,000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となりさらに千代川を経て日本海に注いでいます。この八東川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けており、こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んで現在も稲作を中心に梨・柿・リンゴなどの果樹栽培も行われています。

### 第2節 自然条件

#### 1 地 形

本町の約80%の土地はおおむね山林原野におおわれており、勾配は急峻にして保水能力に乏しく、崩壊の危険性のある部分が数多く存在しています。この急峻な山から発する河川は、いずれも日本特有の急勾配流路延長の短い形状で降水の流下は短時間のため、特に水害に対する警戒には厳重を要します。

#### 2 気 象

本町の気象は、日本海型に属する山陰特有の気候で、年間を通しての降水量は山陽地方に比較して多い。

冬は、北よりの季節風が、日本海の湿った空気を運び、降雨、降雪の日が多くなり、豪雪地域に属する本町にあっては、たびたび大雪で、雪害が発生します。

春は、移動性高気圧の影響で、南よりの乾燥した風が強く、フェーン現象を引き起こし、火災の原因となります。異常乾燥の状態もこの時期に多い。

梅雨期には降水量が多く、再々集中豪雨で水害を引き起こすとともに、日照時間が減少して低温、冷夏の原因となることもあります。

夏から秋にかけては、台風の最も接近する時期で、家屋の倒壊等大きな風水害を引き起こす危険性が高い。

#### 3 地震災害

本町の北側には、昭和18年9月10日の鳥取地震で動いた鹿野-吉岡断層が存在する。また、その南側には岩坪断層が存在し、東側には、雨滝一釜戸断層が存在する。これら活断層は繰り返し地震を発生させる可能性があり、大地震が発生した場合、甚大な被害発生のおそれがある。

#### 4 気象災害

本町の気象災害の主たるものは、台風災害、台風以外の大雨による浸水害・洪水害・土砂災害、強風害、雪害、乾燥時の火災等が挙げられる。

昭和20年以降の災害の発生状況を見ると、年によりかなりの偏りが認められるが、台風による災害や梅雨前線等による大雨害は大体年間2～3回、強風害、雪害は年1回程度発生する。近年では、住宅地域の拡大に伴う土地造成、道路網の発達による行動範囲の拡大及び生活様式の多様化等といった要素も強く働き、災害規模が大きくなっていることは留意しなければならない。

### 第3節 社会条件

#### 1 総人口と世帯数の推移

令和2年の国勢調査にみる人口、世帯数は、それぞれ15,937人、5,326世帯である。なお、一世帯当たりの人員は、4.7人(明治22年)、4.5人(昭和18年)、2.8人(平成12年)、2.6人(平成22年)、2.6人(平成27年)、2.9人(令和2年)と推移し、核家族化が進んでいる。

#### 2 年齢別人口

令和2年の国勢調査にみる年齢別人口は、15～64歳が最も多く8,289人(52%)、次いで、65歳以上が5,792人(36%)、0～14歳が1,853人(12%)となっている。今後も高齢化が進むと予想されている。

#### 3 産業別就業人口

令和2年の就業者数は8,646人で、最も多いのは第3次産業就業者の5,254人(60.8%)、次いで第2次産業2,96人(24.2%)、第1次産業1,296人(15.0%)である。

## 第4章 八頭町に影響のあった災害の記録

八頭町及び鳥取県内に影響のあった過去の主な災害の概況は、資料編参照。

### 第1節 地震

昭和18年(1943年)に鳥取地震、平成7年(1995年)に阪神淡路大震災が発生。

最近では、昭和58年(1983年)に鳥取県中部の地震(M=6.2)、平成12年(2000年)に鳥取県西部地震(M=7.2)、平成28年(2016年)に鳥取県中部地震(M=6.6)が発生している。

### 第2節 風水雪害

#### 1 水害

明治、大正、昭和初期までは、度々人命を奪うような被害を被ったが、昭和初期より河川改修が行われたため、甚大な被害を伴う大水害は減少しました。

しかし、昭和28年、昭和34年(伊勢湾台風)、昭和36年(第2室戸台風)、昭和51年、昭和54年の台風などでは、護岸の決壊、道路・橋梁や田畑の流失、山地の崩壊、などの被害が発生しています。

近年では平成16年9月～10月の台風第21、23号で河川や農業用施設に多大な被害が発生しました。

近年、コンクリート護岸、永久橋、砂防堰堤などの整備が進み、人的被害を伴う大きな水害は発生していません。

#### 2 土砂災害

昭和51年横地域の通称「栃山」で地すべりが発生し、約3万立方メートルの土砂が、町道を横断し、細見川に流出しました。また、平成7年大江で裏山から落石があり、民家の居間を直撃、家屋の一部が損傷しました。幸い人命に被害はありませんでしたが、家屋移転を余儀なくされました。

#### 3 雪害

豪雪地域に属する本町にあっては、一夜に数十センチの積雪があることは珍しいことではなく、地震災害や火災災害時の初期消火、救助作業等の妨げとなって、甚大な被害を引き起こす危険性があります。

### 第3節 火災

火災については、過去幾多の大火が発生しています。昭和35年には中南部落で部落全焼に近い大火、昭和36年には下野で7戸が全焼、昭和49年には姫路部落で8戸が全焼しています。

近年、消防施設・設備の充実に伴い集落を全焼するような大火災は発生していませんが、小規模な火災は毎年数件発生しています。

平成6年8月9日には、新興寺地内で山林火災があり134、300㎡消失、1,577千円の損害が発生しています。

## 第2部 災害予防計画

## 第2部 災害予防計画

この計画は、平素から災害応急体制の整備及び住民の防災活動の環境整備を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### 第1章 地震被害予防計画

この計画は、地震時における被害を未然に防止するため、危険区域の実態を把握し、所要の措置を講ずる等、地域の安全を図ることを目的とする。地震による災害は、地盤振動に伴う建築物、工作物及び人的被害や液状化による地盤・埋設物等の被害が予想されるところから、その被害を防止するための事前対策を示す。

#### 第1節 建築物、工作物及び人的被害の予防

建築物、工作物及び人的被害の予防については、第6章、第7章及び第12章に定める。

#### 第2節 液状化災害の予防

鹿野・吉岡断層を震源とする地震が発生した場合、第4部「地震災害対策計画」に示すように液状化の危険が想定される。

地震に伴う地盤の液状化が予想される区域では、地盤対策として次のような事業の実施に努める。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 地盤改良又は建物基礎補強等の工法の実施
- (3) 液状化した場合に備えた施設の被害防止対策の実施
- (4) 液状化の基礎知識等に関する住民への広報

## 第2章 洪水災害予防計画

この計画は、台風や集中豪雨等による洪水・浸水被害を未然に防止するため、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への対応、洪水・浸水被害を予防するための施設又は設備の整備を行い、地域の安全を図ることを目的とする。

### 第1節 洪水災害の予防

#### 1 八頭町の河川状況

八頭町内を流れる河川は、千代川水系の八東川、私都川及びこれらにそそぐ中小河川がある。

これらの河川は、急峻な地形のため、急流で土砂の流出も多く、ひと度、豪雨ともなれば土石を混じえた濁流となって氾濫し、大きな被害をもたらす原因となっている。

#### 2 治水関係事業の現況

治水を目的とする河川改修事業は、国土交通省、鳥取県、八頭町において計画的に行われている。

#### 3 町内を流れる主な河川

- (1) 鳥取県管理分  
八東川、私都川
- (2) 八頭町管理分

#### 4 治山・砂防事業の推進

治山・砂防事業は、土砂災害の予防上重要な役割を担う。今後とも引き続き、上流水源から河口に至るまでの一貫した合理的な整備計画の必要性に鑑み、治山・砂防事業を推進し、災害の未然防止を図る。

## 第2節 洪水浸水想定区域における避難計画等の整備（総務課、建設課、福祉課、保健課）

洪水時に住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国及び県が指定した河川の洪水浸水想定区域において、当該洪水浸水想定区域ごとに次の各項について定める。（水防法第14条関係）

〈鳥取県／洪水浸水想定区域(想定最大規模)〉

河川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
八東川	H30. 6. 5	八東川流域の2日間の総雨量：564mm
私都川	H30. 6. 5	私都川流域の2日間の総雨量：678mm

〈鳥取県／洪水浸水想定区域(計画規模)〉

河川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
八東川	H20. 3. 11 H30. 6. 5（変更）	八東川流域の2日間の総雨量：286mm
私都川	H20. 3. 11 H30. 6. 5（変更）	私都川流域の2日間の総雨量：286mm

### 1 洪水浸水想定区域の住民等への周知

町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所等を記載した「防災マップ」を作成し、印刷物の配布、町ホームページへの掲載等により住民に周知する。（水防法第15条、土砂災害防止法第8条、災害対策基本法第49条の9）

### 2 洪水予報又は避難判断水位情報の伝達

町は、防災行政無線を始め各種情報伝達手段を効果的に活用し、洪水予報又は避難判断水位到達情報を伝達する。

なお、具体的な伝達方法については、第3部・第2章「通信情報計画」、第5部「風水害対策計画」に定める。

### 3 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難指示等の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施する。

なお、具体的な措置については、第3部・第7章「避難計画」に定める。

### 4 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等における円滑かつ迅速な避難確保のための措置

#### (1) 施設の名称及び所在地

町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を定める（資料編参照）。

#### (2) 避難確保計画の作成と訓練の実施

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の設置者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより訓練を実施する。また、施



設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める。なお、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等については、町長に報告する。（要配慮者利用施設の設置者又は管理者は、利用者の避難確保計画の作成や訓練を実施する。）

### (3) 洪水予防等の伝達

町は、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者に対し、洪水予報等を防災行政無線、電子メール等により伝達する。

## 第3節 啓発活動の推進

町は、洪水災害に対する自主防災意識の啓発を図るため、防災講習会の開催、防災パンフレットの配布等を積極的に推進する。

## 第3章 土砂災害予防計画

この計画は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等土砂災害による被害を未然に防止するため、県及び関係機関の協力を得て危険地域の把握、災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

### 第1節 土砂災害危険箇所等

県は、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施している。

#### 1 急傾斜地の崩壊の予防

土砂災害警戒区域指定箇所（急傾斜地崩壊）対策事業は、保全対象区域が大きく、かつ危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図る。

土砂災害警戒区域指定箇所（急傾斜地崩壊）は、資料編参照

#### 2 土石流災害の予防

土石流危険渓流では県を事業主体にして土石流対策砂防事業を積極的に実施しているが、危険度の高いもの及び地域住民の協力の得られるものから順次砂防指定地に編入して、砂防管理を強化し、人工的荒廃を抑制するとともに、土石流対策ダムを計画的に整備し、土石流による災害の未然防止を図る。

土砂災害警戒区域指定箇所（土石流）は、資料編参照

#### 3 地滑り災害の予防

地滑り防止区域では、県を事業主体として地滑りを防止するための対策工事を順次実施しており、地滑りを誘発助長する行為に制限を加えて地滑りによる災害を防止するとともに、水路工、排水工、集水井工及び排土工等を中心に事業を実施し、地滑り災害の未然防止を図る。

土砂災害警戒区域指定箇所（地すべり）は、資料編参照

### 第2節 山くずれ災害の予防

山地災害危険地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業・斜面崩壊復旧事業及び山地災害危険地区の住民周知を積極的に行い、山地災害の未然防止を図る。

（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区は、資料編参照）

### 第3節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、基礎調査結果を基に、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として、著しく土砂災害のおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は資料編参照）

#### 第4節 土砂災害に関する情報提供

##### 1 土砂災害の前兆現象の把握

県及び町は、住民に土砂災害の前兆現象の知識を啓発するとともに、土砂災害の前兆現象を発見した場合の連絡先を住民に周知する。（連絡先：町役場（本庁・各支所）又は鳥取県八頭県土整備事務所）

##### 2 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

町は、面積の広さ、地形、地域の実情等を考慮しつつ、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度が高まっている領域が含まれる地域等に対して、避難指示等を適時かつ適切に発令する。土砂災害警戒情報、避難指示等の情報伝達には、防災行政無線をはじめ各種情報伝達手段を効果的に活用する。

##### 3 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

- (1) 町は、防災講習の開催、八頭町総合防災マップ等の配布、町ホームページその他の媒体を通じて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の危険性を積極的に周知する。
- (2) 町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載した町防災マップを住居区域別に町内全戸に配布し、周知を図る。

##### 4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のための必要な措置

###### (1) 施設の名称及び所在地

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂流出時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を定める（資料編参照）。

###### (2) 避難確保計画の作成と訓練の実施

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の設置者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより訓練を実施し、作成した計画については、町長に報告する。

###### (3) 土砂災害に関する情報等の伝達

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者に対し、情報、予報及び警報を電子メール、電話、ファクシミリ等により伝達する。

#### 第5節 災害危険区域の指定及び住宅の建築の規制等による災害の予防

##### 1 災害危険区域の指定

県は町と協議し、建築基準法第39条に基づく鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）による災害危険区域を指定する。

##### 2 住宅の建築等の規制

指定区域では、安全基準を満たす建築物のみを許可する等、建築を抑制することで災害の防止を図る。

## 第4章 雪害予防計画

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ、圧雪、風雪等による家屋の被災、更には孤立集落の発生等、長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止し、迅速、かつ的確な除雪作業を図ることを目的とする。

### 第1節 除雪対策

#### 1 実施責任者

町は、町の管理施設の除雪を実施する。除雪にあたっては、県及び地区住民等と協議し、協力を得て実施する。

#### 2 除雪計画

町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪を実施する。町道については、路面上の積雪が10cm程度に達したときに、次の基準により除雪を実施する。

##### (1) 町道の除雪対象路線基準

- ア 通勤、物資輸送路の確保
- イ 学校、保育所、町公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- ウ 通学路の確保
- エ その他緊急に必要とする路線

##### (2) 除雪路線

- ア 町道  
町で定める区間
- イ 国、県道  
町内の国道及び主要な県道の優先順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。

##### (3) 除雪要領

- ア 毎年、除雪対象路線を指定し、町は除雪業務委託希望者と除雪委託契約を締結する。
- イ 「八頭町除雪計画」に基づき、除雪を実施する。

##### (4) 重点除雪路線の設定及び豪雪時対策

豪雪時においても、町民の日常生活や産業経済活動を維持するために除雪路線のそれぞれの役割を検証し、重点除雪路線Ⅰ、Ⅱ、その他路線に分類する。

##### ア 重点除雪路線Ⅰ

- (ア) 国道・県道で町が除雪を行う道路
- (イ) 主要な幹線並びに重要な防災拠点へアクセスする町道
- (ウ) 補完的な幹線並びに主要な施設へアクセスする町道及び孤立集落へアクセスする町道

##### イ 重点除雪路線Ⅱ

- (ア) 出入り口へアクセスする町道
- (イ) 保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校にアクセスする町道
- (ウ) その他路線

上記の路線以外の除雪路線

なお、豪雪時には、(1番目)重点除雪路線Ⅰ、(2番目)重点除雪路線Ⅱ、(3番目)その他路線の順番で除雪を行い、組織的に多人数を必要とする場合は、

第3部・第4章「相互応援協力計画」、同章第4節「民間団体等の活用」により実施する。

## 第2節 関係機関との連携

除雪対策および被害の拡大防止等のため、町は、国（鳥取地方気象台、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所等）、県、県警本部、各警察署、周辺自治体等と緊密な連携を図り、各機関の対策を把握し、情報を共有する。

## 第3節 交通麻痺対策

平成22年12月31日から平成23年1月2日にかけての大雪により、県中西部の国道9号線で最大22キロの大規模渋滞が発生し、約1,000台の車両が路上で立往生する状況が約42時間続いた。

また、平成29年1月22日から1月25日にかけての大雪では、鳥取自動車道の通行止めの影響により国道53号線及び373号線へ迂回した大型車両同士が幅員狭小箇所ですれ違いが困難となり、さらに2月9日から2月12日にかけての大雪では、山陰道の通行止めの影響により国道9号線へ迂回した車両のスタック発生など、幹線道路において長時間（373号線では約48時間、9号線では約23時間）にわたる大規模渋滞が発生した。鉄道でも、倒木により運行中の列車内で乗客が長時間の足止めを強いられた。

これを踏まえ、国土交通省鳥取河川国道事務所等の道路関係機関と情報の共有体制を強化し、除雪機械の増強、道の駅等での冬用タイヤ・タイヤチェーンの装着指導等により交通障害の防止を図る。なお、大規模な交通麻痺が発生した場合は、次の対策項目等を実施する。

### 1 道路の交通障害

渋滞等の車両運転者・同乗者に対する、毛布・食糧・飲料水等の提供

- (1) 交通障害発生箇所周辺の避難場所開設。避難場所での毛布・食糧・飲料水等の提供および情報手段としての携帯電話への電源供給
- (2) 交通障害発生道路沿線のコンビニエンスストア等への協力依頼
- (3) あんしんトリピーメール、緊急速報メール等による避難場所開設等の情報提供
- (4) 応急給油の対応の必要性についての検討等（県及び関係機関等への協力要請）

### 2 鉄道の運行障害

運行中の列車が大雪で長時間の停車を強いられる場合、JR西日本、智頭急行及び若桜鉄道と連携して停車駅周辺の公共施設等を乗客の避難場所として開設する。

## 第4節 停電への対応

積雪時は、倒木等により送電設備が破損し、停電が発生しやすくなる。町は、中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンターと協力・連絡体制を確立し、停電情報の住民周知等について協力する。周知にあたっては、防災行政無線等の各種情報伝達手段を効果的に活用する。

また、町は中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンターからの次の要請内容に関し、必要な対応をとる。

- 1 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- 2 道路等の被災状況の情報提供

## 第5節 雪害防止事業

冬期間積雪によるなだれを防止し、交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等の未然防止を図るため、県は植栽工を中心としたなだれ防止林造成事業を行っている。

また、被害防止のため、なだれ危険箇所に対するパトロールを実施することが必要である。

## 第6節 なだれ対策事業

県では、なだれによる災害から人命・集落の保護を目的としてなだれ対策事業を行っている。（なだれ危険箇所は、資料編参照）

## 第7節 大雪への対応

地域や住居周辺の雪への対応は、個人又は自主防災組織や町内会等の自助・共助の対応を基本として、次の対策項目等を実施する。

### 1 住民の対応（自助）

- (1) 住居及び周辺の除雪及び屋根の雪下ろし
- (2) 消火栓など消防水利の除雪

### 2 地域の対応（共助）

- (1) 生活道路の除雪や消火栓など消防水利の除雪
- (2) 自主防災組織、町内会、民生委員、消防団等による地域巡回及び相互の連絡
- (3) 要配慮者世帯への声掛け、周辺の除雪
- (4) 避難場所に至る道路等の除雪
- (5) 大雪による被害が予想される空き家、老朽家屋の把握

### 3 町の取組み（公助）

- (1) 防災行政無線等による住民への情報伝達及び注意喚起
- (2) 大雪に関する困りごと相談への対応
- (3) 雪下ろし業者の紹介
- (4) ボランティアとの連携
- (5) 小型除雪機貸与等による支援
- (6) 町職員による除雪支援（八頭町職員による除雪支援実施要領）

### 4 配備体制等

大雪警報の発表等、雪に対する警戒が必要な場合は警戒本部体制をとり、町内パトロールや大雪に対する備えを啓発する。

なお、平野部で屋根の積雪が1mを超えるなど、大雪による被害が発生又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。また必要に応じて、消防局及び消防団の出動を要請する。

## 第5章 市街地等防災化計画

この計画は、土地利用の適正な規則や地等の秩序ある整備と、オープンスペースの確保、公共施設等の点検・整備、建築物の不燃化を進める等、発災時の危険度を低減することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### 第1節 計画的な市街地の形成

災害の危険を軽減する市街空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、市街地整備の施策を進める。

都市計画においては、都計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街化区域に用途地域を指定している。

### 第2節 町施設の整備

#### 1 街路網の整備

防災及び救急活動に対応できるよう、都市計画道路の新設及び拡幅整備を計画的に促進している。市街地等における街路は単なる交通施設にとどまらず、消防活動・延焼防止等の防災空間等数多くの機能をもつ施設であり、これらを適切に配置することにより、災害防止及び避難対策等の推進に努める。さらに、地域防災力の向上を図るため狭隘道路の拡幅やコミュニティ広場の整備に努める。

#### 2 公園・緑地等の公共空地

市街地等における公園・緑地は日常における環境保全・レクリエーション利用・景観形成のみならず、避難場所の確保、火災延焼防止等、防災上必要不可欠な施設であり市街地等の基盤施設として積極的かつ計画的に防災空地の整備を促進する。中でも、町の防災構造を強化し、避難場所、避難路等としての機能を有する町公園の整備に努める。

### 第3節 転倒・落下防止対策

地震動によるブロック塀、自動販売機等の転倒及び広告物、ガラス等の落下は人的被害をもたらすとともに応急対策活動の大きな障害となるため、転倒・落下防止の指導・啓発を図る。

### 第4節 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害からの復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間又は私人と自治体間の紛争が多発することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に進むよう、あらかじめ、関係団体への要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努める。



## 第6章 建築物災害予防計画

この計画は、建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害の発生を防止し、防災活動や避難・収容活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### 第1節 建築物の現況

本町における建築物は、鉄骨・鉄筋コンクリート造等、災害時に出火延焼防止するための耐震不燃化された建築物が増加傾向を示しているが、いまだ不十分な耐震性・不燃性の建築物があるのが現状である。このため、耐震不燃化の重要性について啓発を行い、より一層、建築物の耐震性・不燃性の強化を推進する。

### 第2節 既存建築物に関する対策

#### 1 耐震診断・改修の促進と安全対策の周知

建築基準法第12条第1項に規定する建築物で、町が指定する建築物の所有者又は管理者は、1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に敷地、構造及び建築設備を定期的に調査させ、町に報告することが定められている。また、鳥取県東部広域行政管理組合消防局（以下「消防局」という。）において、消防法第4条に基づき、防火対象物について立入検査を行い、所要措置の指導等を実施している。地震等による災害を防止し、被害を最小限度に留めるため、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、次の事項の周知に努める。なお、火災予防関係については、第8章消防計画に定める。

- (1) 家具類の完全固定措置をする。
- (2) 壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- (3) 老朽した建物の耐震化にあたっては、耐震改修、取り壊し又は改築等について助言する。
- (4) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置をする。
- (5) 窓ガラスの飛散防止措置をする。
- (6) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を講ずる。

#### 2 石綿飛散防止対策

平時より建物所有者又は管理者に対し、建物解体等において適切な対応をとるよう法令や石綿含有建材等に関する必要な情報を提供するとともに、解体工事・建設業等の業界団体に対して、解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知する。

### 第3節 町庁舎の災害予防対策

災害対策本部の活動拠点となる本庁舎及び船岡・八東庁舎は、あらゆる災害においても機能を維持できる施設、設備等が必要である。特に、庁舎の耐震安全性の確保、電力・水道等の設備が相当期間維持できることが不可欠であり復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの整備保全を図る。

また、災害時には、救援物資の供給やボランティアの受け入れなど防災拠点として必要かつ十分なスペースの確保などの環境整備に努めるとともに、災害対策業務従事者の安全確保に努める。

#### 第4節 公共施設等の災害予防対策

公共施設は、不特定多数の者が利用し、災害時には応急対策の拠点となり、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定することもあるので、建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、消防設備等の定期的な安全点検や非構造部材の安全対策の実施に努める。

特に、役場庁舎などの災害応急対策の指揮、情報伝達等のための施設、飲料水供給施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道施設等のライフライン施設については、災害発生後も十分な機能を確保するため、施設、設備等の整備を図る。

#### 第5節 文教施設の災害予防対策

##### 1 町立学校

文教施設は、児童、生徒のみならず、地域住民が利用する機会も多く、ほとんどの施設が指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている。

平素から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に地域の実状等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等について考慮する。

被害の影響が登下校時間、在校時間（授業中・休憩時間・放課後等）あるいは夜間休日等となる場合も考えられるため、それぞれのケースに対応し得るよう、各学校、各施設、地域ごとに発災時間帯別の対応マニュアル、連絡体制等を整備するとともに、訓練の充実に努める。

##### 2 県立・私立学校等

町立学校に準じた対策を設置者に要請する。

#### 第6節 社会福祉施設等の災害予防対策

社会福祉施設等の耐震化、防火設備等の整備を促進する。また、入所者等が要配慮者であることから、施設ごとに避難誘導等に関する避難マニュアルを作成するとともに、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備・防災教育・防災訓練の実施を指導する。

#### 第7節 空き家等の適正管理の推進

八頭町で放置された空き家等が、老朽化により台風、積雪等の自然災害で倒壊するおそれがある状態、建築材等の飛散のおそれがある状態など、災害等を未然に防止するため「空き家等対策の推進に関する特別措置法」及び「八頭町空き家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空き家等所有者に放置された空き家等の適正管理を促す。

#### 第8節 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

県及び町は、地震等の災害により被災した建築物（一般住宅を含む。）が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を県の支援及び民間建築士等の協力を得て行う。

##### 1 県

県は、被災建築物応急危険度判定を実施する技術者を確保するため、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱を定め、応急危険度判定士の養成・登録等実施体制を強化する。

##### 2 町

町は、応急危険度判定の円滑な実施に必要な事項や実施体制をあらかじめ定めておくよう努める。

## 第9節 被災宅地危険度判定の実施体制の強化

県及び町は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を県の支援及び民間の被災宅地危険度判定士等の協力を得て行う。

### 1 県

県は、被災宅地危険度判定を実施する技術者を確保するため、被災宅地に係る鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、危険度判定士の養成・登録等実施体制を強化する。

### 2 町

町は、危険度判定の円滑な実施に必要な事項や実施体制をあらかじめ定めておくよう努める。

## 第10節 罹災証明書交付体制の整備

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすことから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

## 第7章 インフラ等の予防計画

災害時のインフラ等の被害は、住民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策に困難をもたらす。

インフラ等の管理者は、日頃から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。

この計画は、道路、河川、上水道・簡易水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄道等各種公共施設ごとに災害に強い構造の設計指針を検討し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害が最小限にとどまるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

### 第1節 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障をきたす。このため、道路施設が災害時において、その機能を十分に発揮できるようにするため、道路管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路、その他防災上必要な道路を、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、その整備・強化に努める。また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、災害に強い構造とし、災害時の交通・輸送機能の確保を図る。

#### 1 道路の整備

災害による道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊等が考えられる。このため道路管理者は、管理道路について法面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所の指定を行い、緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次、対策工事を実施する。

#### 2 橋梁（横断歩道橋）の整備

定期点検を実施し、健全度Ⅲ、Ⅳの橋梁に対し、改築、修繕、補強等対策工事を実施する。また、橋梁の新設にあたっては、落橋防止構造を備えた橋を建設する。

#### 3 トンネルの整備

トンネルの定期点検（5年1回）を実施し、健全度Ⅲ、Ⅳのトンネル梁に対し、改築、修繕、補強等対策工事を実施する。

### 第2節 河川

傾斜護岸等により整備を進め、水害を防止する。このほか、水門、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化の著しい施設の改築、整備を促進する。

#### 1 河川

水門、樋門等で耐震性の劣る施設については、次のとおり改築、整備を図る。

##### (1) 堤防の補強

老朽化の著しい堤防については、護岸等の補強を進める。

##### (2) 水門、樋門の改築

老朽化による機能低下が著しい河口部の水門は、改築を進める。

### 第3節 上水道（上下水道課）

災害による水道施設の被害を防止・軽減するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、安全性の強化に努め、災害時における飲料水の確保、復旧体制の確立を図る。

#### 1 施設の耐震化

水道施設への被害を最小限に抑えるため、施設の新設拡張、改良等の際には耐震化を図る。また、管路の新設・更新の際に耐震管を布設し、管路全体の耐震性向上を進める。

#### 2 施設の安全性の強化

災害による水道施設への被害を最小限に抑えるため、浄水場等では自家発電設備を整備し、今後更に施設整備の強化を図る。また、浸水による被害の可能性のある水源地は安全性を高める施設整備を進める。

#### 3 飲料水の確保

水質事故や災害対策として、配水池に計画一日最大給水量の1～2時間分の有効容量を確保するため、安定した配水池増強整備を進める。また、配水系統間の相互連絡により飲料水の融通を可能とするよう施設整備を図る。

#### 4 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

災害時応急給水として、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、非常用飲料水袋、消毒剤、可搬式発電機及び運搬車両等資機材の整備増強を図る。

#### 5 非常時の協力体制の確立

水道施設が災害を受けた場合、給水機能の停止又は施設の復旧が困難な場合が想定されるため、近隣市町村、鳥取県及び関係機関等への応援要請など非常時の協力体制を確立する。また、配管図面台帳等、非常時に必要なものも併せて整備する。

### 第4節 下水道（上下水道課）

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努める。

#### 1 管渠

地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に老朽化の著しいものから補強する。さらに防災拠点や避難場所等と処理場を接続する管渠や緊急輸送路、避難路、軌道下に埋設されている管渠の耐震化を行い、震災時の汚水処理機能の確保を図る。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討して計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、接合部に伸縮継手を使用するなど、耐震性を考慮した工法を採用する。

#### 2 ポンプ場、下水終末処理場

ポンプ場又は下水終末処理場と下水道管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、災害に強いバランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。さらに既存施設の耐震化を図る。

台風などの風水害により、中国電力(株)からの電力供給停止時を想定し、主要な施設には自家発電設備を整備する。今後は、揚水設備、樋門設備等とともに、老朽化に伴う機能低下を点検等により把握し、計画的な施設機能保全を行う。

### 3 非常時の協力体制の確立

下水道施設の被災により排水機能の停止又は施設の復旧が困難な場合が想定されるため、県、近隣市町村、中国・四国ブロック災害時支援連絡会及び日本下水道事業団等へ応援要請など、非常時の協力体制を確立する。そのため、事前に下水道台帳、施設図面等を整備し、応援要請手続きを明確にするとともに、必要な応援協定等を締結する。

## 第5節 電力施設 (中国電力ネットワーク(株))

災害時における電力供給を確保し、電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生時に各施設の機能を維持するため電力設備の防護対策に努める。

### 1 設備面の対策

#### (1) 変電設備

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされており、主要設備及び主要機器にほとんど被害は生じないと考えられるが、過去に発生した地震や風水害に伴う被害の実態等を考慮し、耐震性の確保等各設備の被害防止対策を講ずる。

#### (2) 送・配電設備

災害時の地盤の不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による防災対策を考慮するとともに、これらの地域への設備の設置は極力さける。

### 2 体制面の対策

#### (1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

#### (2) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材

イ 各種工具

ウ 無線

エ 車両

オ 食糧その他の物資

### 3 要員の確保

災害時に備え、要員の確保体制を確立する。

#### (1) 緊急連絡体制の整備

#### (2) 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備強化

## 第6節 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社ほか)

災害による電気通信施設の損壊等の防止対策及び線路の複数ルート化など通信網の整備を行うとともに、復旧体制を確立し、災害時の通信の確保に努める。

## 1 設備面の対策

- (1) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

## 2 体制面の対策

- (1) 災害対策用機器及び車両の整備  
災害対策用機器及び車両等の点検・整備
- (2) 災害時措置計画
  - ア 重要通信の確保（災害時優先電話）
  - イ 輻輳緩和措置（災害用伝言サービス）
    - (イ) 災害用伝言ダイヤル（171）… 固定電話、携帯電話・PHS等
    - (イ) 災害用伝言版（web171）… インターネット
- (3) 動員計画
  - ア 社員の非常配置
  - イ 社員の非常招集の方法
  - ウ 関係機関相互間の応援の要請方法
- (4) 広域災害時における応援計画  
大規模地震等により、市街地又は広範囲な地域において被害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、工事請負業者等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について事前に計画を作成する。
- (5) 他の機関に対して、次の事項について応援の要請又は協力を求める。
  - ア 要員対策  
工事請負業者等の応援
  - イ 交通及び輸送対策
    - (イ) 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通規制又は輸送制限に係る特別許可の申請
    - (イ) 災害時等の緊急輸送のための輸送業者の協力あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請
  - ウ 電源対策  
電力会社に対する商用電源確保の協力要請並びに予備エンジンの燃料、冷却水等の確保及び輸送に関する関係業者等への要請
- (6) 防災に関する教育、訓練  
災害応急対策の的確・迅速な遂行及び社員の安全確保のため、防災に関する教育・訓練を実施する。

## 第7節 鉄道（若桜鉄道(株)、智頭急行(株)、西日本旅客鉄道(株)）

各線区における災害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため次の対策を講ずる。

### 1 鉄道施設等の耐震性の向上

耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

- (1) 橋梁の維持、補修

- (2) のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- (3) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (4) 建物の維持、修繕
- (5) 通信設備の維持

## 2 雨量計、地震検知装置等の整備

既設設備の改良及び増設により災害発生時における早期点検体制の確立を図る。

## 3 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備充実を図る。

## 4 復旧体制の整備

被災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) クレーン車、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の防災資機材の整備
- (3) 防災知識の普及
- (4) 列車及び旅客等の取扱い方についての広報
- (5) 救護体制等の整備



## 第8章 消防計画（総務課、消防局、消防団）

この計画は、消防局及び八頭町消防団が一体となって、消防施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第1節 消防組織及び施設の整備充実対策

#### 1 消防組織

消防団員の確保については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、八頭町の実情に応じて組織を整備するとともに、地震時の同時多発火災に備え、緊急時に消防団員が速やかに参集し、体制がとれるよう次の計画を作成し、育成強化を図る。

- (1) 人員計画
- (2) 組織分掌計画

鳥取県東部広域行政管理組合消防組織図及び八頭町消防団組織図のとおり。

#### 2 消防施設等の整備充実

消防施設等整備計画に基づき、引き続き整備充実を図る。それらの現況は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防車両等配置数、消防団車両等保有状況及び消防水利施設状況のとおりである。

消防団格納庫及び消防局（署・所）の建物は、災害時に重要な拠点となることから、耐震性を備えたものとする。

##### (1) 資機材、装備

町は、消防団の消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の更新及び装備の充実に努める。

##### (2) 消防水利

町は、消火栓の新設及び改良とともに、防火水槽・耐震性貯水槽・防火井戸の設置、河川水等の自然水利及び水泳プール・ため池等の活用により消防水利の多様化、適正配置に努める。

#### 3 自衛消防組織の強化

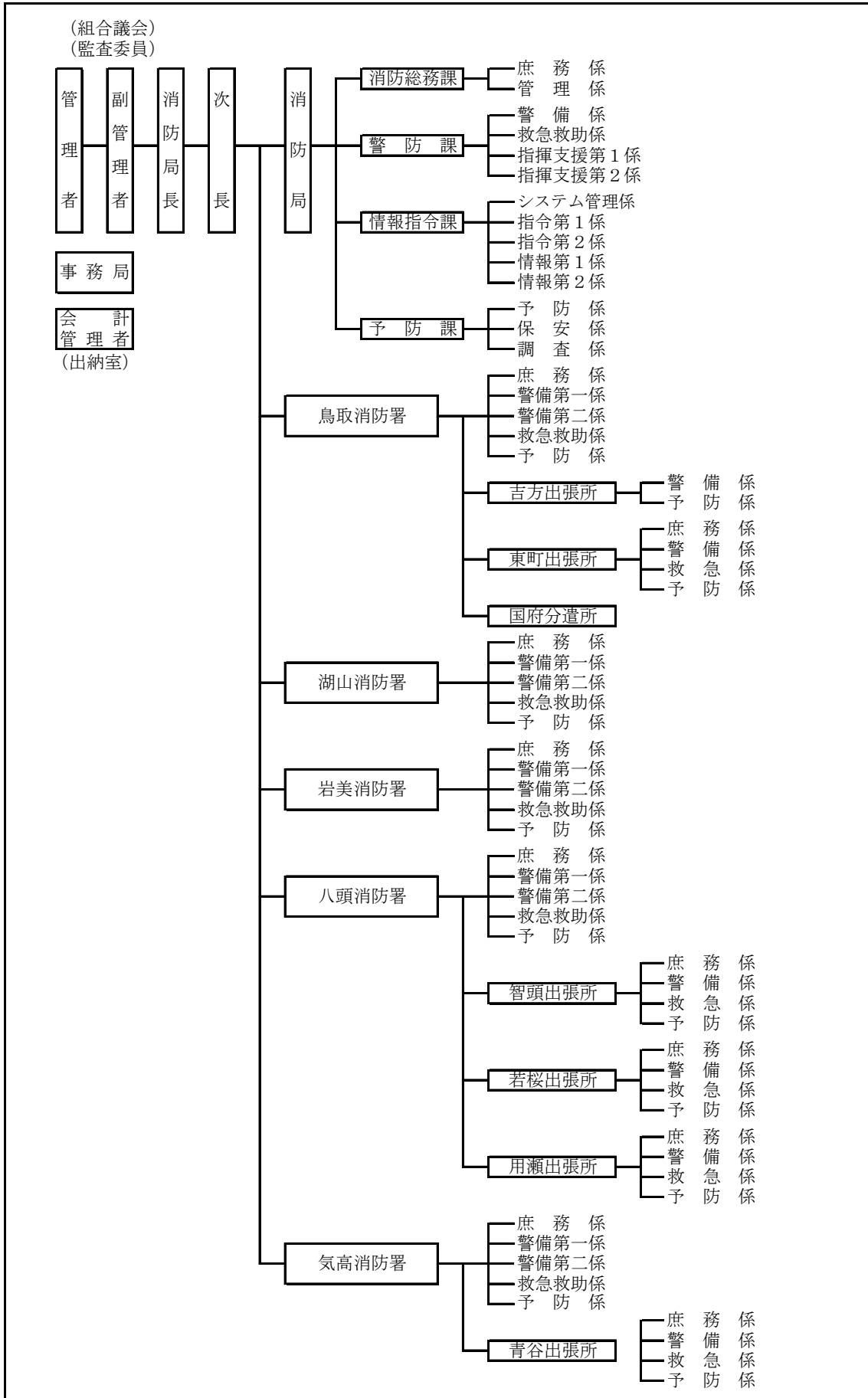
消防局は、火災の公共危険性にかんがみ、防火対象物及び危険物施設等の自衛消防組織の強化を推進し、指導する。

#### 4 火災の早期覚知体制の確立及び住宅用火災警報器の設置推進

消防局は、関係施設からの火災の早期覚知、通報体制を確立する。また、住民が居住する住宅においては、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進する。

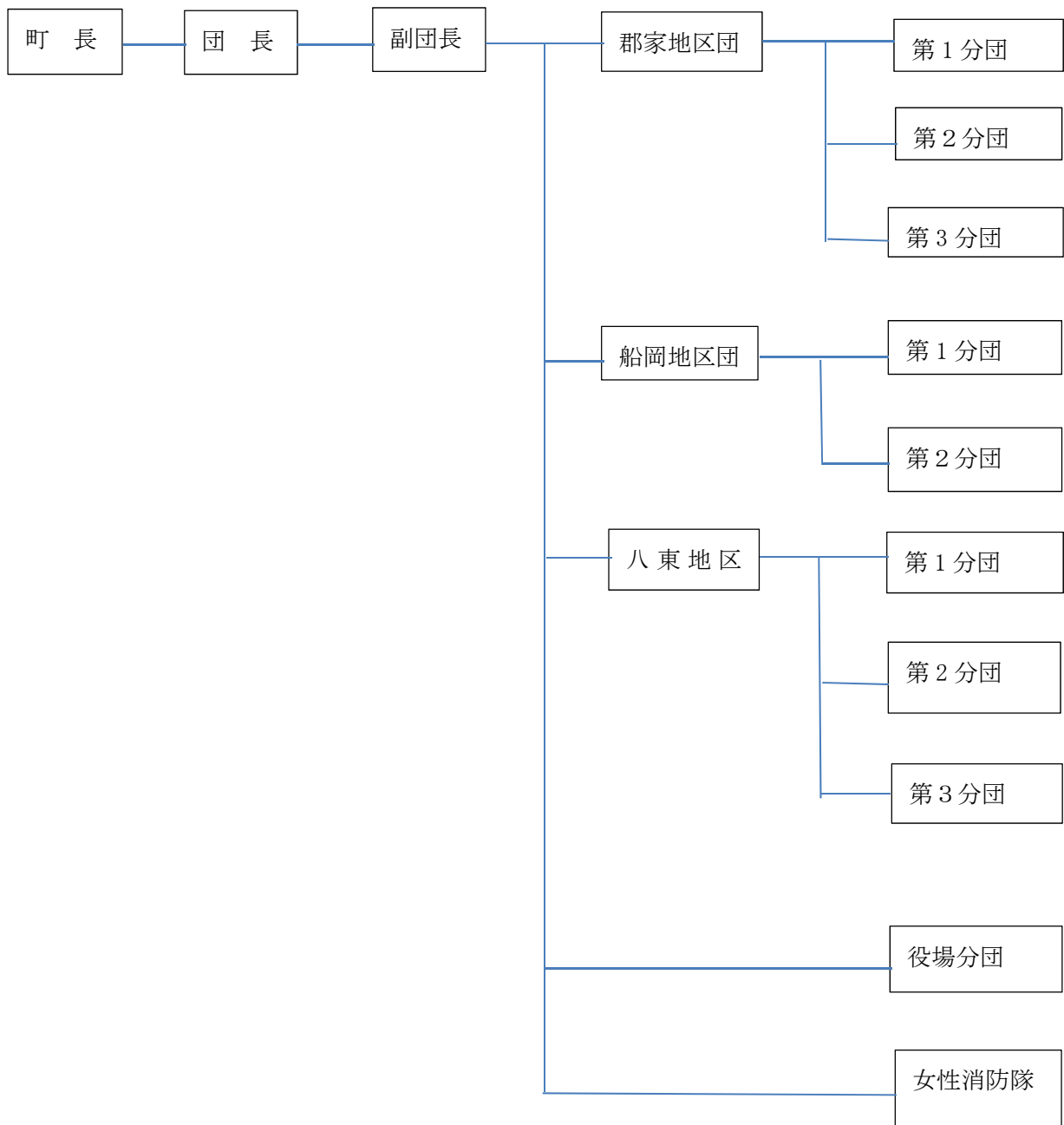
＜鳥取県東部広域行政管理組合消防組織図＞

(令和4年4月1日現在)



〈八頭町消防団組織図〉

(令和4年4月1日現在)



〈消防局消防車両等配置数〉 [消防年報より]

(令和4年4月1日現在)

所属別	車両別	総	消	水	は	化	救	救	指	査	連	資	支	特	燃	小
		数	防	槽	し	学	助	急	揮	察	絡	機	援	殊	料	型
			ポン	付	ご	消	工	自	広	報	車	材	車	災	補	力
			プ	消	付	防	作	動	報	車	搬	害	給	給	ポン	
			自動	防	消	防	車	車	車	送	車	車	車	車	プ	
消防局		10							2	3	3	1	1			
鳥取 消防署	本署	12	2	1	1	1	1	2	1	1				1		1
	東町出張所	5	1	1				1		1						1
	吉方出張所	3	1	1												1
	国府分遣所	5	1					1		1					1	1
湖山消防署		7	1	1	1	1		1	1							1
岩美消防署		6	1	1				2	1							1
八頭 消防署	本署	6	1	1			1	1	1							1
	智頭出張所	5	1	1				1		1						1
	若桜出張所	5	1	1				1		1						1
	用瀬出張所	5	1	1				1		1						1
気高 消防署	本署	5	1	1				1	1							1
	青谷出張所	5	1	1				1		1						1
計		79	13	11	2	2	2	13	7	10	3	1	1	1	1	12

〈消防団車両等保有状況〉

(令和4年4月1日現在)

区分	普通消防 ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ 積載車	広報車	消防団 車庫
	B1以上			
八頭町	8	1	1	7

第2節 消防活動の障害の除去

災害時に被害の集中が予想される区域においては、消防活動の障害要因の除去に関して予め関係機関と協議し効果的な消防活動に備える。

第3節 日常的な防火教育・広報の推進

平素より、県・町・消防局・消防団等は、連携を強化し、住民に対する防火教育・広報の推進を図る。

1 一般家庭に対する指導

- (1) 消防局は、広報活動及び各種会合等において消火方法等を実地指導することにより、火災の防止及び消火の徹底を図る。
- (2) 消防局は、地震時の火気の取扱い（地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かない等）、住宅用火災警報器の有効性、地震発生時に自動的にガスを遮断するガスのマイコンメーターの機能、初期消火の重要性等を啓発する。
- (3) 電熱器具を出火原因とする火災に備え、過熱防止機構等の普及を図る。
- (4) 電動器具、電源コード類の発火を原因とする通電火災からの出火防止について啓発する。

2 防火管理者等の教育

県及び消防局は、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士等の講習において、災害時の防火防災対策、施設や設備等の対応等について指導する。

## 第4節 予防査察対策

### 1 立入検査等

消防局又は消防団は、火災予防のために必要があるときは、あらゆる仕事場、公衆の出入りする場所その他の関係のある場所の立入検査、また、火災予防運動等の機会を捉えて住宅等を訪問し、火災予防上の指導を実施する。立入検査の主眼点は、概ね次のとおりである。

- (1) 消防用設備等の設置及び管理状況
- (2) 火を使用する設備、器具並びにその使用に際して、火災の発生するおそれのある設備、器具の位置及び構造並びに管理状況
- (3) 危険物製造所等施設の貯蔵又は取扱い状況
- (4) 指定数量未満の危険物、指定可燃物の貯蔵又は取扱い状況
- (5) 残火、取灰等のあと始末及び火災に関する情報の発令下における火の使用制限
- (6) 住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する指導

### 2 建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

### 3 防火対象物の防火対策

防火対象物に対しては、消防法の規定により防火管理者を定めさせ、当該防火対象物の消防計画を作成させるとともに、次の事項を実施させる。

- (1) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (2) 消防用設備等の点検及び整備
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

## 第5節 地域住民に対する自主防災体制の確立

災害発生時における出火防止や初期消火活動は、消防活動の第一段階として重要であるが、災害発生時の消防機関の対応には限界がある。このため、地域住民が主体的に活動する体制を整備する必要がある、自主防災組織の育成を図る。

なお、自主防災組織の育成、整備については、第13章及び第14章に記述する。

## 第9章 危険物等災害予防計画

危険物施設等は、取り扱う物資の性質上、地震等によって火災等が発生した場合、燃焼の速さから周辺に及ぼす影響が非常に大きく、甚大な被害を生じる可能性がある。この計画は、危険物、高圧ガス、火薬等爆発物による人命、建造物等の災害を予防するため、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者の協力を得て、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

### 第1節 危険物等に係る災害予防（消防局）

消防局は、危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者に対し、消防法又は鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例で定める技術基準を遵守するよう指導する。

#### 1 危険物製造所等の維持、管理

危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、位置、構造及び設備が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合するように維持することについて指導する。

#### 2 立入検査の実施

危険物製造所等及び消防局長の承認を受けて指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う全ての場所（以下「承認を受けた場所」という。）に対し必要に応じ立入検査等を実施し、それらの所有者、管理者又は占有者に対し、貯蔵又は取扱いに係る基準及び技術上の基準を遵守するよう指導する。

#### 3 危険物製造所等における安全確保

危険物製造所等及び承認を受けた場所における危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全確保について、次の項目を指導する。

(1) 危険物保安監督者及び危険物取扱者（以下「危険物保安監督者等」という。）による適切な業務の励行

(2) 危険物保安監督者等による取扱い作業時における安全管理の励行

(3) 危険物保安監督者等による施設点検の励行

(4) 消火、警報設備の維持及び点検

(5) 危険物運搬時における次の事項

ア 危険物の運搬容器、積載方法、運搬方法についての基準を遵守するよう指導する。

イ 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合、当該危険物の性質に応じた消火設備を備えるよう指導する。

ウ 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗を考慮するよう指導する。

(6) 保安教育の実施

ア 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者を対象とする保安教育を実施するよう指導する。

イ 自衛消防組織の設置や予防規程の制定を要する危険物製造所等については、災害防止対策に万全を期すとともに、定めた内容に沿った訓練等を実施するよう指導する。

(7) 地震に対する危険物製造所等の防災対策

ア 耐震構造等の防災措置については、適切にこれを維持、管理するよう指導する。

イ 地震に関する防災教育及び訓練の実施について指導する。

(8) 自衛消防組織による保安体制

ア 自衛消防組織を要する危険物製造所等において（二以上の事業所間において相互応援に関する協定を締結している場合を含む）は、消防法に沿った適切な人員数と化学消防車台数による編成を維持するとともに、火災、その他の災害発生時に適切な消防活動が実施できる体制について万全を期するよう指導する。

イ 前項において、消火活動の実施に必要な消火薬剤及び器具については、必要に応じ定期的に更新する等の維持、管理をするよう指導する。

ウ 防災資機材の整備に努めるよう指導する。

**第2節 高圧ガスに係る災害予防（鳥取県）**

**1 災害予防対策**

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき、次の措置を講ずる。

(1) 立入り検査等の実施

ア 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

イ 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

ウ 高圧ガス施設及び容器製造者、消費者について必要に応じ立入り検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

エ 危害予防規程の順守状況を把握し、その適正運営を指導する。

(2) 定期的自主検査等の実施

ア 高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

イ 関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ関係者に周知させる。

ウ 高圧ガス製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

**第3節 火薬類に係る災害予防（鳥取県、消防局）**

**1 災害予防対策の推進**

県及び消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずる。

(1) 立入検査等の実施

ア 毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施する。

イ 火薬類の消費現場に対する立入検査（審査における事前調査を含む）を実施する。

(2) 自主検査の実施

火薬類の所有者に対し、火薬庫の自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させる。

(3) 取扱者の教育

ア 火薬類の販売業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。

イ 火薬類取扱者に対する防災教育・防災訓練を実施、推進する。

ウ 火薬類の災害時応急体制を整備するよう指導する。

#### 第4節 毒物・劇物事故災害予防（鳥取県）

##### 1 災害予防対策の推進

- (1) 県は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施する。
- (2) 県は、毒物・劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (3) 県は、毒物・劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図る。
- (4) 毒物・劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、災害発生時の初動体制及び組織について整備する。



## 第10章 避難所等整備計画（総務課、町民課、福祉課、保健課、関係各課）

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、住民が避難することができる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）並びに避難体制の整備を推進することを目的とする。

### 第1節 避難所等の整備

#### 1 避難所等の整備

町は、想定される災害、人口等、地域の実情に即した避難所等の選定を行い、災害時の避難体制を整備する。なお、住民は「自らの安全は自ら守る」という防災の原点に立ち、日頃から身の回りの安全対策、防災訓練への参加等の防災対策に努め、自主防災組織、消防団、自治会は、町の協力を得て、地域ごとに安全な避難所、避難ルートの特検、確認及び住民への周知に努める。

#### 2 整備する避難所等の種類

##### (1) 指定緊急避難場所

災害時等に、一時的に退避して身の安全を確保する施設又は場所

##### (2) 避難所

避難のための立退きを行った住民や滞在者又は家屋の倒壊・焼失などで住む家を失った住民が、危険性がなくなるまでの間又は新しい住まいが決まるまでの間、一定期間宿泊・滞在する施設。在宅者に対しては必要な物資を供給する拠点となる場所

##### ア 指定避難所

想定する災害地区別及び災害種別ごと（風水害、地震災害、土砂災害）に町が指定する施設

##### イ 福祉避難所

要配慮者等、避難所での生活に特別な配慮を必要とする者（避難生活が困難な高齢者、障害者等）の避難所として、町が指定する施設

##### ウ 自主避難所

台風接近等により、避難指示等が出されていない段階において、希望される方を対象に開設する施設

##### エ 一時避難所

災害発生時において一時的に避難又は集合する場所で集落自治会等の組織や地域住民において定める。

#### 3 想定する災害の種類

- (1) 洪水
- (2) 土砂災害
- (3) 地震
- (4) 大規模な火災

#### 4 指定緊急避難場所の基準

##### (1) 共通基準

公共施設又は場所

##### (2) 洪水に対する基準

ア 洪水浸水想定区域外

- イ 洪水浸水想定区域内の施設にあつては次の基準全てに適合すること
  - (ア) 安全な構造で堅牢な建築物
  - (イ) 想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースを有する
  - (ウ) 前号に掲げるスペースまでの避難上有効な階段その他の経路がある
- (3) 土砂災害に対する基準
  - ア 土砂災害特別警戒区域外
  - イ 土砂災害警戒区域の施設にあつては安全な構造で堅牢な建築物
- (4) 地震に対する基準
  - 施設にあつては耐震性の基準を満たしているもの

## 5 指定避難所の基準

- (1) 耐震性の基準を満たしている施設
- (2) 安全区域にある施設
- (3) 公共施設
  - (収容人員数は、1人当たり 3.0 m<sup>2</sup>として算定)

## 6 その他の施設又は場所の基準

- (1) 福祉避難所
  - ア 耐震性の基準を満たしている施設
  - イ 安全区域にある施設 (※2)
- (2) 広域防災拠点
  - 大規模な災害が発生した時に、物資輸送や応援機関の活動拠点となる場所地理的に広域防災拠点としての機能を有する
- (3) 近隣避難場所
  - 地元が所有又は管理する施設
- (4) 非常電源等の整備

## 7 用語の整理

- (1) 耐震性の基準を満たしている施設
  - ア 新耐震設計基準（昭和56年5月30日施行）に適合している建築物
  - イ 耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物（Is値 $\geq$ 0.6）
- (2) 安全区域にある施設
  - ア 洪水浸水想定区域外の施設
  - イ 土砂災害特別警戒区域外の施設及び土砂災害警戒区域の施設にあつては安全な構造で堅牢な建築物

## 8 民間施設の利用

- (1) 地域の実情を考慮し、町以外の者が所有する施設を避難所等に指定する場合には、施設管理者の承諾を得る。
- (2) 災害の状況によっては、公的宿泊施設、旅館及びホテルの借上げを検討する。

## 9 地域住民による自主的な避難所（支え愛避難所）の開設

- (1) 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるため、地域で管理する集会施設等を活用して、住民が自主

的に開設した避難所を「支え愛避難所」という（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例第2条第9号）。支え愛避難所を開設した際、その開設者は、町へ連絡を行う。

なお、支え愛避難所は、災害対策基本法に基づく指定行為を行う避難所ではないため、町が開設する避難所への避難を第一優先とする。

- (2) 町は、地域住民による支え愛マップづくりの過程を通じて支え愛避難所として想定される地域の集会施設等の確認を行い、当該施設の安全性について助言を行う。

## 1 0 避難所等の機能の充実

避難所等の機能的運営ができるよう、避難所等に必要な設備等を配備に努める。

### (1) ユニバーサルデザイン

バリアフリー化、案内板やトイレなどの整備は、平常時の施設使用から配慮すべきものであり、避難所等の各施設の管理者が推進する。

### (2) 物資の備蓄

避難所等を開設する際に必要となる備品（毛布、簡易トイレ、防水シート等）については、町が備蓄し、又は災害協定等による調達に努める。

### (3) 設備・構造

指定避難所については、周辺に物資の配給等に使用できる広いスペースの確保及び車両による物資等の輸送に備えて近隣駐車場の確保に努める。

### (4) ペット管理対策

避難所等において、避難者と同行しているペットを受け入れられるよう、県等と連携して環境整備に努める。

## 1 1 避難所等の周知及び広報の実施

災害時等に住民や旅行者が自主的に避難することができるよう、避難案内板や誘導標識等を設置し、円滑な避難を確保するよう努める。また、広報活動を通じてその周知を図る。

## 第2節 避難体制の整備

### 1 公共施設等

#### (1) 避難計画の整備

町の施設及び学校、病院、工場その他の公共施設等重要な施設（以下、「防災上重要施設」という。）の管理者は、危機管理体制の確立に努めるとともに、災害時等において安全かつ迅速な避難を確保するため、避難計画の整備を推進する。避難計画の作成にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難することができる避難所等の名称及び場所

ウ 避難所等への避難経路及び誘導方法

エ その他防災上の必要事項

#### (2) 避難体制の整備

防災上重要施設の管理者は、職員等に対して避難計画等の周知徹底を図るとともに、避難訓練等を実施し、避難体制の整備に努める。

また町は、避難所運営の円滑化、統一化を図るとともに、関係機関と連携し、避難所等以外の被災者の状況把握や食事提供の情報等の周知に努める。

## 2 要配慮者等

### (1) 避難体制の整備

避難行動要支援者（自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人）に対し、災害時等における情報伝達、避難誘導、安否確認等が迅速かつ的確に実施できるよう、地域と行政が一体となって避難体制の整備を図る。

### (2) 避難所等の整備

避難所等では、要配慮者等の特性に適した生活が送れるよう、区画、部屋等の確保に努めるとともに、必要な物資・機材等の整備に努める。（例 男女別の更衣室やトイレ、授乳室や育児室）なお、避難所等での共同生活への対応が困難な要配慮者の受入先として、バリアフリー化等に配慮した福祉避難所の確保及び受入体制等の整備に努める。

## 3 福祉施設等との連携

(1) 福祉避難所利用について協定を締結している福祉施設等と、平時より定期的に打合せを行い、避難者受入時の対応、使用するスペース・資機材等について確認する。

(2) 福祉避難所における要配慮者受入訓練の実施に努め、受入態勢・手順等について確認する。

## 4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設は、当該避難所の安全性を確認した後、施設管理者等と協議のうえ判断するものとする。

### (2) 避難所の運営

地震対策編、風水害対策編、八頭町避難所運営マニュアル参照

### (3) 感染症への対策

新型コロナウイルス感染症等対策を講じた避難所を開設、運営する。

## 第11章 物資・資機材等整備計画

この計画は、災害時に必要な物資・資機材の現況把握や整備計画及び緊急使用方法について定め、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

### 第1節 防災通信体制の整備

町は、防災通信網を所管する機関の協力を得ながら、通信施設・設備の耐震性を強化する等、災害に強い通信網を確保する。

#### 1 防災通信体制の現状

##### (1) 防災通信手段

- ア NTTの一般加入電話
- イ 町防災行政無線（移動系）
- ウ 町防災行政無線電話
- エ 県防災行政無線（電話・ファックス）
- オ 衛星携帯電話

##### (2) 住民への情報伝達手段

- ア テレビ・ラジオ等放送事業者への依頼放送
- イ 町防災行政無線（同報系）
- ウ 八頭町ケーブルテレビ
- エ 町ホームページ
- オ 緊急速報メール
- カ あんしんトリピーメール

##### (3) 特定の者に対する情報伝達手段

- 職員参集システム

#### 2 防災通信体制の充実

町は、災害時の通信手段の確保のため次の点に留意して、防災通信体制の整備充実と整備拡充を図る。

##### (1) 衛星携帯電話の整備

大規模災害に強く、町防災行政無線（移動系）の補完手段として衛星携帯電話の整備に努める。

##### (2) 装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等、資機材の整備充実に努める。

##### (3) 安全性の確保

情報通信施設について、耐震性を確保する等、災害時の安全性の確保に努める。

##### (4) 災害時の復旧・保守体制の整備

情報通信施設が被災又は故障した場合に備え、保守業者との連絡体制の構築等、災害時の復旧・保守体制の整備に努める。

### 第2節 地震観測機器の整備

#### 1 地震観測機器

地震情報は、基本的には気象庁からの情報による他、鳥取県震度情報ネットワークの情報を活用する。また、関係機関の保有する観測機器の所在・内容を把握しておき、必要に応じて情報を共有する。

### 第3節 防災活動用物資・資機材等の整備・調達・受援

町及び防災関係機関は、防災活動用の物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、必要に応じて緊急調達又は技能者等について応援を要請する。（第3部第4章参照）

また、大規模災害発生時には、県に資機材の調達について応援を要請するほか、災害協定に基づき資機材を調達する。

#### 1 備蓄倉庫の整備

町は、八頭町備蓄整備計画に基づき、避難所等防災上重要な地域を重点とした備蓄倉庫の整備、住民・防災関係職員のための応急食糧・飲料水等各種備蓄物資の整備に努める。

##### (1) 拠点備蓄倉庫（郡家備蓄倉庫、船岡備蓄倉庫、八東大型作業所）

大量の物資を集中して備蓄し、災害時に迅速な対応を可能にするとともに、救援物資の一時保管所としての機能も兼ね備える。（郡家ふれあいドームも一時保管場所とする。）

##### (2) 備蓄倉庫

各地区公民館、小学校等の町有施設の一部スペース等を活用し、計画に基づき避難所運営等に必要な物資を広域的に分散して備蓄する。

#### 2 防災資機材の整備

##### (1) 防災資機材・建設機械の調達体制の整備

町は、国、県及び防災関係機関の所有する資機材の能力及び数量の把握に努めるとともに、災害時に迅速、的確な応援が受けられるよう、平素から、県、防災関係機関と資機材の調達・受援及び運用について連絡体制の整備に努める。

##### (2) 防災資機材の整備

ア 町及び県は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材等）及び避難所用物資・資機材の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整える。

イ 町は、消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

### 第4節 食糧・生活物資等の備蓄

町は、災害時の住民への救援活動に必要な物資・資機材を備蓄するとともに、県との役割分担を明確にして、必要な物資・資機材を連携して備蓄する。（「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」、「町備蓄整備計画」）

なお、物資の保管場所・数量等、調達先の名称・連絡方法等を台帳として整備する。（第3部第9章参照）

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。（災害対策基本法第7条）

#### 1 食糧

(1) 町は、応急食糧の備蓄に努める。

(2) 県及び町は、応急給食を支援するため、食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結する。

(3) 町は、他の県内市町村及び姉妹都市等との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

## 2 生活物資

県及び町は、生活物資の備蓄に努めるとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結する。（資料編参照）

## 3 飲料水

- (1) 上下水道課は、給水車及びポリタンク等の確保に努める。
- (2) 上下水道課は、他都市及び関連業者との給水確保に関する相互応援協定を締結する。

## 4 医薬品等

- (1) 県、町、日赤県支部は、医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立するとともに、販売業者との災害協定の締結等により医薬品の確保に努める。（資料編参照）
- (2) 公共施設等へAED（自動体外式除細動器）を計画的に設置する。
- (3) 医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制等を確立する。
  - ア 医薬品等の迅速な確保、補給を図るための主要調達先の把握
  - イ 国や県等から医薬品を調達するための体制の確保
  - ウ 鳥取県薬剤師会、鳥取県医薬品卸業協会等と連携した災害時における効率的な医薬品調達体制の整備

## 5 燃料

町は、救助活動に必要なガソリン等の燃料について、災害協定の締結による供給確保や備蓄に努める。

## 6 要配慮者に配慮した備蓄等

要配慮者に配慮した生活物資の備蓄に努める。

## 7 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

### 第5節 緊急輸送体制の整備

町は、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施するため、必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制を整備する。

#### 1 緊急輸送路等の指定及び確保

町は、多様な手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るための緊急輸送路の確保及びヘリコプター離着陸場を指定する。

##### (1) 緊急輸送路

町は、町内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路ネットワークを補完し、町災害本部等の主要防災拠点を結ぶ道路を道路補助路線として指定する。

##### (2) ヘリコプター離着陸場

町は、町内にヘリコプター離着陸場を指定することにより、空路による輸送体制を整備する。（資料編参照）

##### (3) 代替経路の確保

町は、災害時の道路寸断に備え、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

また、主要幹線道路寸断時の、空路輸送を含めた代替経路の確保に努める。

## 2 緊急輸送体制の強化

### (1) 情報収集、連絡体制の構築

町は、災害時、速やかに施設の被災状況、緊急輸送道路等に係る情報を収集・提供するため、平素から情報の共有、連絡調整ができる体制を構築する。

### (2) 輸送の支援体制

県及び町は、災害時において、輸送拠点における物資の在庫管理や積み下ろし等が迅速に実施できるよう、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機）、物流関係の業種団体等と連絡調整を行う。



## 第12章 防災訓練計画（総務課）

この計画は、町及び各機関が単独又は共同して平素から防災訓練を実施し、災害時における災害応急対策を迅速に実施することができる体制を確立することを目的とする。

住民は、町、防災機関の実施する訓練に積極的に参加し、災害への対処法を習得する。

訓練実施者は、訓練結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、防災体制の改善につなげる。

### 第1節 訓練の種別

防災訓練、災害対策本部等運営訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、情報伝達訓練、非常招集訓練、救急医療訓練、簡易型災害図上訓練（DIG）、避難所運営訓練、その他防災に関する訓練

### 第2節 訓練計画

#### 1 防災訓練

八頭町は9月1日を「八頭町防災の日」と定め、直前の日曜日に防災関係機関、民間協力団体、地元住民等で結成する自主防災組織等が防災訓練を行うことにより、相互の防災技術の向上と防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携し、総合的な訓練を実施し、災害応急対策活動の習熟を図る。また、訓練の実施にあたっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等の「防災訓練実施要領」を作成するとともに、住民に訓練参加を呼び掛ける。

#### 2 災害対策本部等運営訓練

町は、災害対策本部等運営訓練を実施することにより、災害発生時の本部設置、職員配備、本部会議の招集、情報の収集・分析等の本部運営の習熟を図る。

#### 3 水防訓練

町は、出水時における水防対策に万全を期するため、県主催の東部地区水防訓練に、関係機関、団体とともに参加、協力をする。

#### 4 消防訓練

消防局、消防団、自主防災組織及び事業者は、地震発生時において、迅速に消火、救助活動にあたることができるよう、それぞれの機関において年次的に計画を策定し、消防訓練を実施する。

#### 5 避難救助訓練

町、住民及び事業者は、円滑かつ的確に避難救助を行うための訓練を、総合防災訓練その他訓練と併せて、または単独で実施する。訓練は図上又は実動とし、避難所等の開設、避難経路の確認、避難誘導を実施する。

なお、学校、社会福祉施設、工場、事業所、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため、避難用設備の整備充実を図り、それぞれの消防計画に基づき訓練を実施する。訓練実施にあたっては、警察、消防等関係機関に協力を要請する。

## 6 情報伝達訓練

町は、県及び防災関係機関との情報伝達を迅速かつ確実に行うとともに、各設備機器等の使用方法の習熟を図るため、情報伝達訓練を行う。

## 7 非常招集訓練

町は、職員が短時間に参集して、迅速に災害対策にあたるため非常招集訓練を実施する。

## 8 救急医療訓練

町及び防災関係機関は、災害医療を迅速かつ効率的に行うため、避難救助訓練等と併せて、又は単独で実施する。

多数の死傷者が発生した場合を想定した搬送、収容等の訓練を、防災・医療等の関係機関との連携により実施する。

## 9 簡易型災害図上訓練（DIG）

町及び県は、地域（自主防災組織、自治会等）、職域（学校、事業所等）の防災力向上のために、災害時の対応等を具体的に検討する簡易型災害図上訓練を推進する。

## 10 避難所運営訓練

町は、避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や住民等と連携して避難所運営訓練や避難所運営ゲーム（HUG）を推進する。

## 第13章 防災知識の普及、防災意識の高揚、防災教訓の伝承

### 第1節 防災知識の普及

#### 1 住民に対する防災知識の普及

町、県及び防災関係機関は、防災週間、防災行事及び防災訓練等を通じ、住民や事業所等に災害の危険性や特性等を周知するとともに、少なくとも3日分（1週間分を推奨）の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具の転倒防止対策等、家庭や事業所等での予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難所等における行動等、防災知識の普及、啓発を図る。

町は、災害への備えや災害時の具体的な行動事例等を盛り込んだ各種パンフレット等（防災マップ等）を作成し、住民に配布するとともに、住民を対象とする防災講演会等を開催する。

##### (1) 普及啓発の内容

主な普及啓発の内容は、次のとおりとする。

- ア 減災の理念（災害の発生の全てを防ぎきることはできないことから、被害の最小化、迅速な回復を図る。）
- イ 災害対策の実施主体（自助、共助、公助）
- ウ 災害に関する一般的な知識
- エ 平素からの備え（家庭又は事業所等における予防安全対策、食糧の備蓄・非常持出品の準備、家族の連絡方法、出火防止対策、避難所等の確認等）
- オ 災害時における心得、とるべき行動（身の安全の確保、火の始末等）
- カ 救急救命に関する一般知識及びAEDの取扱い等
- キ 住宅用火災警報器の設置
- ク その他必要な事項

##### (2) 普及啓発の方法

主な方法は、次のとおりとする。なお、要配慮者への広報に十分配慮する。

- ア 町報及び社会教育施設の発行する広報誌の活用
- イ テレビ・ラジオ広報番組及び八頭町ケーブルテレビ、インターネット等の活用
- ウ テレビ・ラジオ、新聞等報道機関への依頼
- エ 各種パンフレット等の配布（防災マップ等）
- オ 防災講演会、防災教室の開催

#### 2 学校教育における防災教育

##### (1) 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担うとともに、児童等への防災教育について指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

##### (2) 学校における防災教育の充実

防災に関する学校教育の充実を図るため、災害の原因や態様並びに災害時の対策等について、関係の教科や領域において児童等の発達段階に応じた指導を行う。また、防災訓練や安全意識を高める行事の実施、及び防災関係機関・施設の見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の育成を図るとともに、一人ひとりが防災対応力を身に付けることができるようにする。

### (3) 家庭・地域社会との連携

家庭や地域社会と連携を図り、学校における防災教育への参加・協力を得るとともに、地域社会の一員としての自覚を持ち防災に貢献できる人材を育成する。

## 3 職員の防災研修等

(1) 町職員は、日頃から災害に関する一般的な知識を習得するとともに、防災訓練をはじめとする各種訓練を通じて、本計画に示す分掌事務を履行するための疑似想定を行い、災害時において、職員一人ひとりが行うべき事務を習熟していなければならない。

(2) 町職員は、救命に必要な応急手当を習得していなければならない。

(3) 町職員（各対策部等）は、災害時を想定した実践的な職員研修・訓練を行うとともに、必要に応じて所掌する事務等に関するマニュアル等の整備（又は修正）に努める。

## 第2節 「八頭町防災の日」等を通じた防災意識の高揚

「八頭町防災の日」（全国の防災の日に合わせたもので9月1日に近い日曜日）を平成19年に制定して、被災の経験及び教訓を風化させることなく後世に継承し、住民一人ひとりの防災意識の向上と地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、次の取組を行う。

### 1 町

(1) 県、防災関係機関、災害ボランティア、住民、自主防災組織、民間団体及び事業所等が連携・共同して「八頭町防災訓練」実施する。

(2) 町報等を活用し、住民の防災への取組について啓発する。

(3) 住民等が実施する防災訓練や防災に関する活動を支援する。

### 2 住民

(1) 身近の安全点検や防災知識の習得に努め、防災意識を高める。

(2) 町、自主防災組織等が実施する防災訓練や防災に関する活動に積極的に参加する。

## 第3節 防災訓練の実施

町は、県及び防災関係機関等と連携して、積極的に防災訓練を実施し、住民や事業所等の防災意識の高揚と災害時における防災技術の向上を図る。

### 1 個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練等個別の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の向上を図る。

### 2 防災訓練の実施

県、防災関係機関、災害ボランティア、住民及び事業所等とが連携して訓練を実施して、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制の確立につなげるとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

### 3 防災訓練への指導・協力

町及び防災関係機関は、住民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力する。

#### 第4節 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への支援

防災知識の普及や防災訓練にあたっては、要配慮者に十分配慮して実施するとともに、要配慮者の実態に即した情報伝達方法や避難支援策の検証に努める。

また、要配慮者利用施設と周辺自主防災会組織等との連携による防災知識の普及や防災訓練の実施に努める。

#### 第5節 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった災害の教訓を後世に継承するため、災害に関する資料の収集・整理・保存し、広く一般に閲覧できるよう努める。

## 第14章 自主防災体制の整備（総務課）

住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、防災関係機関のみならず、自主防災組織や、事業所等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが重要である。

町は、自主防災組織や企業の防災活動を支援し、地域防災力の向上を図る。

### 第1節 自主防災活動の促進

町は、自助・共助による災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織の育成指導に努める。

#### 1 自主防災組織

自主防災組織は、住民一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る。」という強い信念と連帯意識のもとに、ほぼ町内全域に結成されている。

なお、自治会の未結成、未加入世帯に対しても、自主防災活動の推進を図る。

〈自主防災組織の活動内容〉

平常時における活動	災害時、緊急時における活動
1 防災知識の普及、意識の高揚	1 情報収集、伝達、広報活動
2 防災事業計画の作成	2 出火防止、初期消火活動
3 出火防止の徹底及び防災点検	3 応急救護救出活動に対する協力
4 各種（初期消火、救出救護、避難等）訓練の実施	4 避難活動
5 器材、物資等の備蓄、管理、調達等の計画	5 秩序維持に対する協力
6 その他避難に関する情報（避難場所、避難所、避難経路）及び危険箇所（がけ崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地帯等）、避難行動要支援者の把握	6 救助物資の配分
	7 給食、給水に対する協力
	8 避難行動要支援者への避難支援
	9 避難場所、避難所における要配慮者への対応

#### 2 防災知識の普及・啓発

町は、リーダー研修会、防災講習会、簡易型災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）、地域の防災フェア等を通じて、防災知識の普及・啓発を図るとともに自主防災組織の役割や活動内容を周知する。

#### 3 自主防災活動の充実強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

町は、消防局等と連携して、救出・救急救護活動や初期消火等の実践的な訓練を指導する。

町は、自主防災組織における訓練・研修指導、住民自らが作成する地区防災マップの作成に係る指導助言を行うとともに、自主防災組織の活動強化を図る。

また、消防団は、自主防災組織との連携を強化するとともに、活動支援等を行い地域防災力の向上を図る。

なお、高齢化や人員不足などの理由により、複数の自主防災組織を統合・再編することが必要な場合も想定されるため、地区の防災体制について検討・情報共有する。

#### 4 避難行動要支援者への支援の取組み

自主防災組織は、平時より避難行動要支援者の把握、支援者との情報共有、避難支援プランの作成、避難訓練等による避難支援プランの検証等の支援に取り組む。

また、町内に要配慮者利用施設がある場合、相互の連携及び訓練による協力体制の整備に努める。

### 第2節 消防団の充実強化

消防団は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第8条の規定により「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置づけられ、火災の消火や救助活動をはじめとし、地域の防災活動のリーダーとしての期待は大きい。町は、消防団の処遇や装備の改善等の必要な措置を講ずるとともに、消防団員の教育訓練の改善及び教育訓練の標準化等の措置を講ずることが規定されている。また、町は、消防団が自主防災組織等、その他の防災に関する組織の教育訓練において指導的役割を担うよう、必要な措置を講ずる努力が求められている。

### 第3節 施設の防災組織

学校、その他不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、災害に伴う被害を軽減するため、防災組織を結成し、訓練の実施に努めるとともに、町や地域が主催する防災事業に積極的に参加し、防災力の向上を図る。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 児童・生徒、施設職員の防災教育
- (3) 情報の収集、連絡体制の確立
- (4) 災害予防対策の実施
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護・救出対策
- (7) 地域防災組織との連携

### 第4節 事業所等の防災組織

地域の安全と密接な関連がある事業所等の事業主は、従業員、利用者の安全を確保するために自主的に防災組織を編成し、事業所内の安全確保を及び地域の防災組織と密接な連携により、地域の安全に貢献する。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 従業員への防災教育
- (3) 情報の収集、連絡体制の確立
- (4) 災害予防対策の実施
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護・救出対策
- (7) 地域防災組織との連携

## 第15章 地区防災計画

この計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区の特性等に応じた自発的な防災活動を地区住民等が実施することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

八頭町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、八頭町地域防災計画に地区防災計画を定める。

<八頭町地域防災計画に定めた地区防災計画>

番号	団体名	地区防災計画名	地域防災計画に定めた年月	地区の場所
1	北山自主防災組織	北山地区防災計画	令和6年3月	八頭町北山

※作成された計画は総務課防災室が管理する。

### 第1節 地区防災計画の実施主体

地区防災計画の実施主体は、集落公民館単位の地域を基本とするが、自治会等の単位の地域で策定することも可能とする。

### 第2節 役割分担

地区防災計画は、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」という観点から、地区住民等と町及び消防局が連携して次のようなことを実施する。

#### 1 地区の役割

- (1) 自主防災組織の体制確立
- (2) 定期的かつ実践的な訓練の実施
- (3) 防災マップ等の作成による地域の危険個所・設備等の状況把握
- (4) 避難行動要支援者支援制度の取組による支えあい体制の構築
- (5) 防災資機材等の備蓄
- (6) 防災教育啓発活動の実施

#### 2 町の役割

- (1) 防災知識の啓発
- (2) 防災リーダーの育成支援
- (3) 備蓄品の整備等に対する支援
- (4) 避難所運営ゲーム（HUG）、簡易型災害図上訓練（DIG）の実施支援

#### 3 消防局の役割

- (1) 消火訓練に対する指導
- (2) 訓練等の実施にあたっての必要な指導・助言



## 第16章 要配慮者に係る災害予防対策

この計画は、要配慮者が、防災関係機関、社会福祉施設や住民の協力を得て、地域でも生活できるよう、災害予防対策の推進を図ることを目的とする。

### 第1節 防災知識の周知

要配慮者に必要とされる防災知識は様々であるので、関係部局が連携し、それぞれの要配慮者に必要な防災知識の周知を図る。

### 第2節 防災情報伝達手段の整備

町は、要配慮者の特性を踏まえ、防災行政無線、広報車による広報、放送事業者への依頼放送、電子メール、町ホームページへの掲載など各種の情報伝達手段の整備に努めるとともに、要配慮者に身近な機器による情報入手手段の周知に努める。

例

- 聴覚障がい者：あんしんトリピーメール、緊急速報メール、データ放送
- 視覚障がい者：音声読み上げ機能付きの携帯電話

### 第3節 日常生活用具・機器の充実

要配慮者を支える日常生活用具・機器（緊急通報システム、消防用設備、補装具等）は、災害時にも有効であるので、関係部局が連携し、要配慮者の日常生活用具・機器の充実に努める。

### 第4節 住居の防災対策

要配慮者に対し、住居の防災対策、家具の転倒防止や家の周りの危険防止、住宅用火災警報器の設置及び維持管理等の指導・啓発を、自主防災組織、関係機関との連携により実施する。

### 第5節 自主防災組織を中心とした支援体制の構築

要配慮者にとって、災害時の近隣の支援は心強いものであり、町は、自主防災組織を中心とした要配慮者への支援体制の構築に努める。

## 第6節 避難行動要支援者の避難対策の整備計画

### 1 目的

この計画は、避難行動要支援者に対する災害時の避難体制について整備することを目的とする。

### 2 避難行動要支援者の実態把握と安全確保体制の整備

町は、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに掌握しておく。

また、集落、自治会、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ボランティア団体等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど、避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備する。

### 3 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

#### (1) 避難行動要支援者の定義

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で円滑かつ迅速な避難確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

(要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する者である。)

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 町は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿(以下、本節において「名簿」という。)を作成するものとする。作成に当たっては、防災担当課(総務課防災室)と福祉関係課(町民課、福祉課、保健課他)との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するものとする。

ウ 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた関係機関(避難支援等関係者)に対し、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得た場合の他、必要な限度において災害対策基本法第49条の11の規定による避難行動要支援者本人の同意が得られない場合も含め、あらかじめ名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個人情報を守る義務及び名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、災害対策基本法第49条の11の規定による個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

#### (3) 名簿の作成方針等

ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる者とする。

消防機関、郡家警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等

#### イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、町内の居住生活者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 介護保険法の要介護認定要介護度3から5までである者
- (イ) 療育手帳A判定である者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級である者
- (エ) 難病患者
- (オ) 身体障害者手帳1級または2級である者
- (カ) 上記以外で支援が必要な者

#### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。

また、個人情報の入手方法は、対象者本人から聞き取りするほか、名簿の作成に必要な範囲で、関係課及び自主防災組織等から収集するものとする。

#### エ 名簿の更新に関する事項

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時名簿を更新するものとする。

#### オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置は、次のとおりとする。

- (ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する自治会長、区長、民生児童委員等避難支援等関係者に限り提供すること
- (イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (オ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (カ) 名簿情報の取扱状況を報告させること
- (キ) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

#### カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難指示等を発出した場合、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発出及び伝達に当たっては、次の点等について特に配慮するものとする。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

キ 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、避難支援等関係者等が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。

(4) 避難行動要支援者避難支援計画の策定

町は、国及び県が定めた避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針を基に、避難行動要支援者登録名簿や個別避難支援計画を整備し、平素より要配慮者の安全の確保を図るものとする。

## 第7節 要配慮者等の安全確保計画

### 1 目的

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時において特に配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの態様に応じた防災知識の普及を図るとともに、災害時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握を進めることを目的とする。

### 2 要配慮者の安全確保計画

#### (1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する者である。

#### (2) 要配慮者の把握

市町村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、福祉・保健関係課等とも連携の上、要配慮者の居住地や家族構成、災害時の支援の必要性等の情報を把握しておくように努める。

### 3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進

(1) 町は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性を配慮し、確実に伝達されよう体制の整備を行う。

また、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者の態様に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策等との連携の下に行われるよう体制整備に努める。

(2) 町は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 町は、地域住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、支え愛マップづくりの推進などを通じた住民の防災意識の向上のための取り組みに努めるものとする。

### 4 福祉避難所の確保

(1) 町は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現状把握に努めるものとする。

また、福祉避難所への避難を要さない要配慮者が一般の避難所で生活しやすくなるよう、一般の避難所において要配慮者向けのスペースを設ける等、保健師や福祉専門職の協力を得て、要配慮者の態様に応じた支援体制の整備等に努める。

併せて、福祉避難所等における要配慮者への必要な緊急的ケア、福祉サービスの手続きや調整などの支援体制について、平時から保健師や福祉専門職等と連携しながら整備するものとする。

(2) 県は、町が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するもの

とする。

#### 5 要配慮者利用施設における体制整備

(1) 町は、平時から、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本法指針では、「学校」については小学校、中学校、高等学校が対象として想定している。

ア 災害時の応援協定の締結

イ 福祉避難所として指定

ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

エ 施設利用方法等を確認

オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

(2) 県、町、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員・防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

(3) 八頭町地域防災計画にその名称及び所在地を定める。定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。

(4) 運用については、水害・土砂災害に係る要配慮者施設における避難計画点検マニュアルによる。

## 第17章 孤立予想集落対策計画（総務課、建設課）

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

### 1 孤立化のおそれのある集落

孤立集落とは、中山間地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。

孤立集落の発生原因としては、次の要因が挙げられる。

#### (1) 道路状況

ア 集落につながる道路等に迂回路がない。

イ 集落につながる道路等に落石や崩土、崩雪等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路等の橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

#### (2) 通信手段

ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

### 2 孤立予想集落の特定

町は、孤立化のおそれのある集落の把握に努める。

（孤立予想集落の状況は、資料編参照）

### 3 孤立防止対策

(1) 町は、孤立予想集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（移動系防災行政無線等）の配備に努める。

(2) 町は、緊急用ヘリコプター離着陸場候補地の把握に努める。

### 4 孤立災害発生時の応急対策

町は、土砂崩落等が発生した場合の復旧が完了するまでの救援方法等の応急対策についてあらかじめ検討する。

## 第18章 災害ボランティア活動の環境整備（福祉課、総務課）

町は、県、日本赤十字社及び県・八頭町社会福祉協議会の関係機関と連携し、個人・団体、企業等による災害ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を図る。

### 第1節 災害ボランティア活動ネットワークの強化

#### 1 目的

大規模災害時に災害ボランティアによる被災者の安全確保や生活支援、行政の業務支援等を効果的に進めるため、町、八頭町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、日本赤十字社鳥取県支部、ボランティア団体等により八頭町災害救援ボランティア運営協議会（仮称）を組織し、情報交換又下記事項等を協議して、災害ボランティア活動ネットワークの強化を図る。

#### 2 推進事項

- (1) ボランティア活動の役割、内容に関する事項
- (2) ボランティアコーディネートに関する事項
- (3) ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (4) ボランティア活動の支援に関する事項
- (5) ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (6) 町及び現地の災害ボランティアセンター開設等に関する事項

### 第2節 専門ボランティアの受入

災害ボランティアには、労務提供型の生活支援ボランティアと専門知識・技能を有する専門ボランティアの2つがある。

専門ボランティアには、医師や看護師等の医療救護ボランティア、介護福祉士等の介護ボランティア、通訳等の語学ボランティア等があり、関係団体等と連携し、受入体制の整備を図る。

### 第3節 災害ボランティア等の育成・登録

平時より災害ボランティアを登録し、訓練・研修等を行うことにより資質向上を図る。

また、災害時に全国各地から集まる災害ボランティアと被災者のニーズのマッチング等を行う災害ボランティアコーディネーターの人材育成に努める。

### 第4節 ボランティア保険制度

災害ボランティア活動中における負傷等については、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」により対応する。なお、災害ボランティアに対し、これらの制度への加入を推進する。

## 第19章 地籍調査の推進

災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等ライフライン施設の復旧、住宅の再建等が急務となるが、地籍調査が未実施の地域は、土地の境界の確認など、復旧作業に着手する前に多くの時間と手間が必要で、復旧・復興が遅れる要因となる。地籍調査は、緯度経度と関連付けて確認されるため、災害により地形が変化した場合でも元の位置を確認することが可能で、迅速な復旧作業につなげることが出来ることから、地籍調査の実施を推進する。



## 第20章 災害に関する調査研究（総務課、企画課、建設課）

各種の被害とその対策に関する調査・研究は、防災対策の基礎である。近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道・通信及び交通等ライフライン施設の高密度化、生活環境の変化は、災害による被害を甚大かつ複雑化させる要因となる。

### 第3部 災害応急対策計画

### 第3部 災害応急対策計画

この計画は、災害時等に、災害応急対策の活動体制を確立するとともに、被災者の生命確保を最優先として、災害による被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合は、各々の災害の対策を基本に、状況に応じて、柔軟かつ適切に組み合わせて対応する。

#### 第1章 町の災害応急対策活動体制確立計画

この計画は、災害対策基本法及び八頭町災害対策本部条例（平成17年3月31日条例第18号）に基づく町災害対策本部の組織及び事務分掌に関し必要な事項を定めるとともに、町災害対策本部の設置前における警戒体制及び災害時に迅速かつ的確な災害応急対策の活動体制を確立することを目的とする。

#### 第1節 町災害対策本部等の設置及び組織

災害時等に、必要に応じて災害対策本部を設置する。

##### 1 町災害対策本部の設置

###### (1) 設置の基準

町長は、災害時等には災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、速やかに町長を本部長とする町災害対策本部を設置する。

また、本部長は、災害の規模その他の状況により現地での災害応急対策を推進するため、現地災害対策本部を設置する。

<災害対策本部の設置基準>

地震災害時	1 町内に大規模な地震が発生したとき。 2 その他町長が特に必要と認めたとき。 ※ 震度5強以上の地震が発生したときは、自動的に町災害対策本部を設置する。
風水害等災害時	1 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害が予想されるとき。 2 暴風、大雨、洪水、大雪等の警報等が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。 3 気象等の警報等の発表にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。 4 町内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。 5 多数の死傷者を伴う交通機関等の重大事故が発生し、救助及び緊急復旧等を実施する必要があるとき。 6 その他町長が特に必要と認めたとき。

###### (2) 設置場所

町災害対策本部は、本庁舎3階大会議室に置く。ただし、本庁舎が被災したときは、船岡庁舎1階町議室又は本部長の指定する場所に置く。

###### (3) 設置の公表・通知

町災害対策本部を設置したときは、下表により通知する。

通 知 先	方 法	担 当
知事	口頭、電話、連絡員、防災行政無線、県災害情報システム	総務課防災室
郡家警察署	〃	〃
鳥取県東部広域行政管理組合 消防局	〃	〃
防災会議構成機関	〃	〃
報道機関	口頭、書類、電話、ファクシミリ	総務課防災室 企 画 課
町の機関	○庁内には庁内放送、グループウェア ○庁外の機関には電話、グループウェア、連絡員	総務課防災室 及び 各部主管課
隣接町村	電話、連絡員、県災害情報システム	総務課防災室

- (4) 町災害対策本部の廃止基準及び公表・通知
- ア 災害が発生するおそれが解消したとき。
  - イ 発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めたとき。
  - ウ 公表及び通知は、設置に準ずる。

## 第2節 組織及び所掌事務等

### 1 災害対策本部

#### (1) 本部長

- ア 本部長は、町長がその任務に当たる。
- イ 本部長は、町災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ウ 本部長不在時の措置  
本部長の不在時は、副本部長が、副本部長が不在の場合は、総務課長がその職務を代行する。

#### (2) 副本部長

- ア 副本部長は、副町長がその任務に当たる。
- イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (3) 対策部長

#### (4) 本部員

本部員は、総務課長、防災室長、会計管理者、企画課長、福祉課長、町民課長、保健課長、産業観光課長、農業委員会事務局長、税務課長、建設課長、上下水道課長、地籍調査課長、人権推進課長、議会事務局長、男女共同参画センター所長、教育長、教育委員会事務局次長、教育委員会事務局社会教育課長、消防団長及び八頭町災害対策本部規程に基づき町長が指名する者とする。

#### (5) 本部詰職員

- ア 本部詰職員は、対策部長等が所属職員の中から指名する。
- イ 本部詰職員は、対策部長等の指揮の下に次の事項を行う。  
(ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

- (イ) 対策部長等に対する本部長命令その他連絡事項の伝達に関すること。
- (ウ) 本部長に対する部等の所掌事務に係る被害状況、応急対策実施状況等の報告に関すること。

(6) 統括部

統括部は、総務課で構成し、災害応急対策を統括する。

(7) 対策部

対策部は、各部局を基本に構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策を実施する。

(8) 事務局

ア 事務局は、災害対策本部室内に設置し、統括部職員並びにあらかじめ決められた他部署からの応援職員（過去に防災担当部局に配置された経験のある者）で構成する。

イ 事務局長は、防災室長をもって充てる。

## 2 本部会議

(1) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長がこれを招集する。

(2) 本部会議は、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

ア 配備体制に関すること。

イ 災害対策の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊その他の応援要請に関すること。

エ その他災害に関する重要なこと。

(3) 本部会議の庶務は、事務局が担当する。

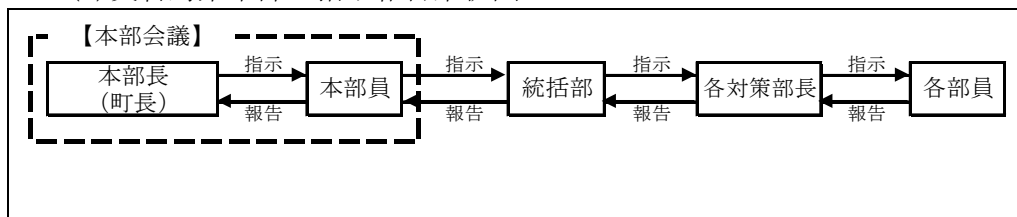
## 3 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部長には、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する。

(2) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部員、その他の職員を置く。

## 4 指示報告の系統

(1) 災害対策本部の指示報告系統図



### 第3節 町医療対策部

#### 1 町医療対策部の設置

町長は、町内において次のいずれかの事象等が生じた場合、八頭町災害医療活動指針等に基づき、町医療対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 震度5強以上の地震が発生したとき

## 2 所掌事務

医療対策部長は、医療救護活動及び防疫活動の一部を実施する。

## 3 医療対策部の解除の基準

- (1) 災害が発生するおそれが消したとき
- (2) 発生した災害の医療救護活動が概ね完了したと認めたとき

## 第4節 町災害警戒本部

### 1 町災害警戒本部の設置

気象等に関する警報等の発表その他の災害が発生するおそれがあり、情報の収集・連絡体制の確立等速やかな初動態勢を確保するため必要があると副町長が認めた場合は、町災害警戒本部を総務課防災室に設置する。

各課においては、災害対策本部設置時の所掌事務に準じて災害対応を行う。

- (1) 大雨により災害が発生し又は、発生するおそれがある場合で副町長がその必要を認める場合
- (2) 町内で震度4以上を観測する地震が発生した場合
- (3) その他異常な気象現象又は人為的原因による災害が発生し又は発生するおそれがある場合で副町長がその必要を認めた場合

### 2 所掌事務等

- (1) 危機管理課
  - ア 気象・災害等の情報収集連絡に関すること。
  - イ 非常参集・連絡体制の確立に関すること。
- (2) 関係各課
  - ア 危険箇所の巡視、警戒、保全に関すること。
  - イ 災害防止対策に関すること。
  - ウ 災害応急対策に関すること。

### 3 災害警戒本部の解除の基準

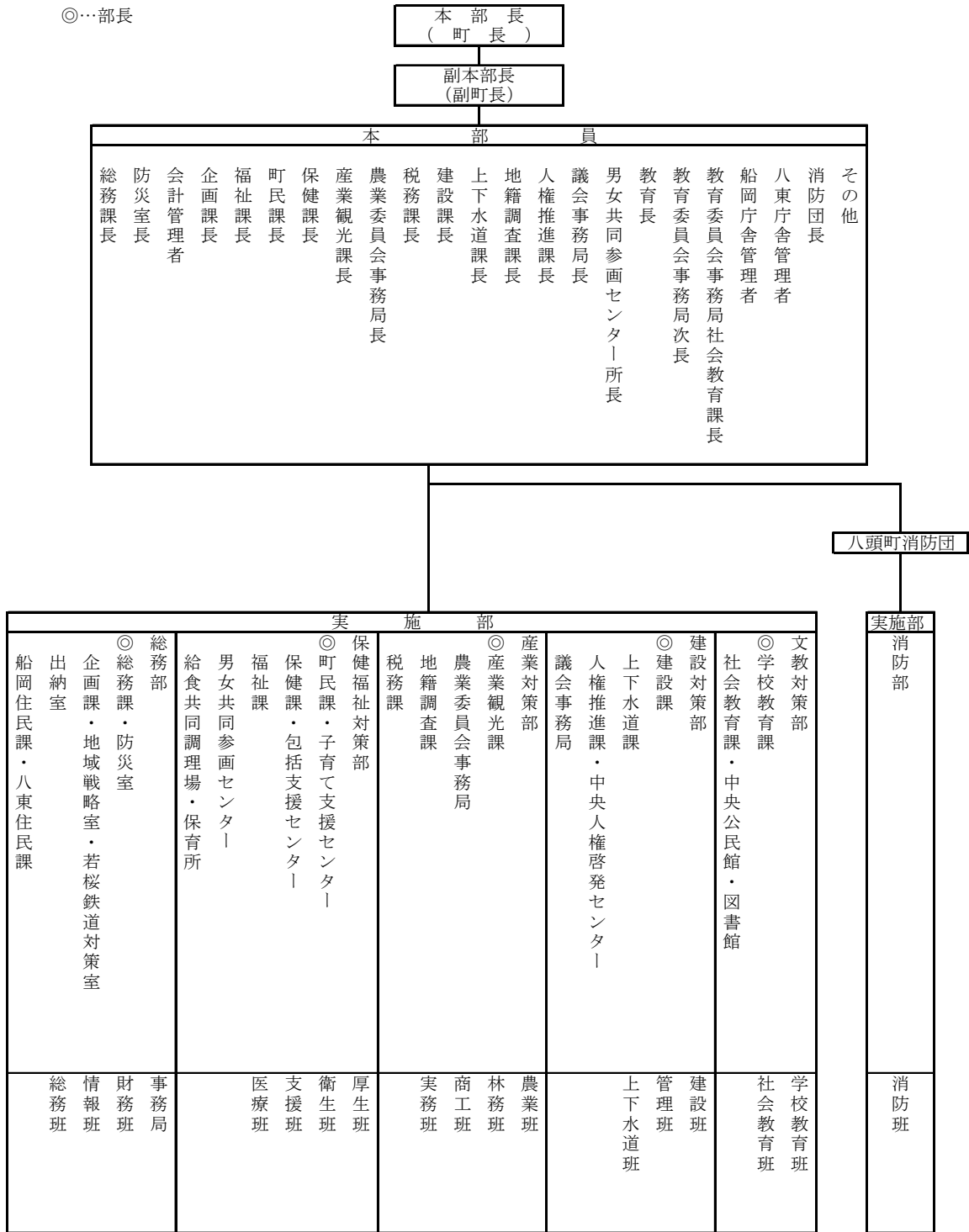
- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき。
- (2) 町災害対策本部が設置されたとき。

(6) 対策本部の組織と事務分担

【対策本部の組織図】

【本部の事務分担】

◎…部長



<町災害対策本部の構成及び事務分掌>

(1) 町災害対策本部

(令和4年4月1日現在)

統括部

部名	班名	課等	所掌事務
部長 総務課長 副部長 防災室長	統括班	防災室  各課 派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議及び本部会議に関する事</li> <li>・災害対策活動の総括及び調整に関する事</li> <li>・指揮指令の伝達に関する事</li> <li>・自衛隊、県、警察、消防、近隣市町村、その他の防災機関応援要請・受入れに関する事</li> <li>・職員の配備体制（動員を含む）の発令及び解除に関する事</li> <li>・被害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>・災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関する事</li> <li>・防災行政無線、アマチュア無線に関する事</li> </ul>

対策部

部名	班名	課等	所掌事務
総務対策部 部長 総務課長 副部長 企画課長	総務班	総務課 企画課 出納室 船岡住民課 八東住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における被害状況及び報告に関する事</li> <li>・本部員、職員の動員に関する事</li> <li>・職員の安否確認及び被災職員の援助に関する事</li> <li>・避難のための立ち退き避難指示等に関する事</li> <li>・公共交通機関との連絡調整に関する事</li> <li>・被災職員に対する給付、その他福利厚生に関する事</li> <li>・災害時における職員労務に関する事</li> <li>・見舞い金の受入れ及び礼状に関する事</li> <li>・国、県等の災害時視察に関する事</li> <li>・来庁者及び職員の安全確保、庁内負傷者の応援救護に関する事</li> <li>・通信施設の確保に関する事</li> </ul>
	財務班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に必要な財政措置に関する事</li> <li>・災害救助法適用申請に関する事</li> <li>・町有財産の保全及び被害調査に関する事</li> <li>・庁舎及び付帯設備の災害補償に関する事</li> <li>・配車計画及び車両の確保に関する事</li> </ul>
	情報班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各対策部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事</li> <li>・気象に関する情報収集及び伝達に関する事</li> <li>・災害対策記録、写真等の整理に関する事</li> <li>・災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関する事（報道機関も含む）</li> </ul>



保健福祉対策部 部長 町民課長 副部長 保健課長	厚生班	町民課 保健課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における被害状況及び報告に関すること</li> <li>・災害救助法による救助計画及びその実施に関すること</li> <li>・一般家屋、罹災者の被害状況の取りまとめに関すること</li> <li>・被災建築物の応急危険判定に関すること</li> <li>・被災宅地の応急危険判定に関すること</li> <li>・社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること</li> <li>・指定避難所、福祉避難所等の開設、その他維持管理及び避難者の誘導</li> <li>・日赤救護班等応急救助に関する部外機関との連携に関すること</li> <li>・義援金、災害見舞金、災害弔慰金に関すること</li> <li>・捜索、救助に関すること</li> <li>・罹災者、物資等の輸送に関すること</li> <li>・輸送機関への連絡及び輸送推進に関すること</li> <li>・輸送車両の調達、各班への配車に関すること</li> <li>・調達、配給の応援に関すること</li> <li>・避難行動要支援者の避難状況の把握に関すること</li> <li>・避難者の安否確認</li> <li>・災害時における物資（燃料器具等）の調整、調達、協定業者の物資在庫に関すること</li> <li>・廃棄物、塵芥、し尿の収集及び処理に関すること</li> <li>・衛生指導に関すること</li> <li>・遺体の捜索、対策及び埋葬に関すること</li> <li>・遺体の運搬及び収容に関すること</li> </ul>
	医療班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の編成に関すること</li> <li>・救助薬品、衛生材料等の調達に関すること</li> <li>・医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>・応急救護所・傷病者の治療に関すること</li> <li>・医師の支援に関すること</li> </ul>
	衛生班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生並びに医療機関の被害調査、報告、対策を検討すること</li> <li>・救護所の設置、及び応急救護に関すること</li> <li>・保健管理、保健指導に関すること</li> <li>・傷病者の収容及び収容可能病院の把握に関すること</li> <li>・地域の医療機関、医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>・災害時の医療、助産、埋葬に関すること</li> <li>・環境衛生、食品衛生、食中毒の防止等の指導及び劇毒物の安全対策に関すること</li> <li>・動物の管理指導に関すること</li> <li>・防疫に関すること</li> <li>・大気汚染等の調査及び防止対策に関すること</li> <li>・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること</li> <li>・塵芥の収集</li> <li>・医薬品及び衛生資材の確保並びに分配に関すること</li> <li>・清掃及びへい獣処理に関すること</li> <li>・仮設トイレの確保及び設置並びにトイレ対策の総合調整に関すること</li> <li>・災害救助に関すること</li> <li>・その他応急衛生に関すること</li> </ul>
	支援班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要支援者に関すること</li> <li>・民生委員等各種団体との連携及び協力要請に関すること</li> <li>・感染症の予防指導に関すること</li> <li>・被災者の心のケアに関すること</li> <li>・防災ボランティアに関すること</li> </ul>
産業対策部 部長 産業課長 副部長 税務課長	商工班	産業観光課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における被害状況及び報告に関すること</li> <li>・商業及び工業の被害調査、報告及び必要な対策に関すること</li> <li>・被災商工業者に対する融資に関すること</li> <li>・災害対策のための労働者の確保及び災害に関連した失業者の対策に関すること</li> <li>・食料以外の生活必需品の確保及び分配に関すること</li> <li>・その他応急商工対策に関すること</li> <li>・観光施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること</li> <li>・観光客に関すること</li> <li>・災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること</li> </ul>

	農業班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農産物及び農業用施設、牧野・牧野施設及び家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事</li> <li>・農作物被害に対する技術的指導に関する事</li> <li>・農作物、家畜の防疫、死亡家畜の処理に関する事</li> <li>・災害用食糧確保及び分配に関する事</li> <li>・被災農家への災害融資に関する事</li> <li>・農業の経営指導に関する事</li> <li>・被害地における農作物種苗及び生産資材、家畜飼料及び飼料作物種子の調達、斡旋に関する事</li> </ul>
	林務班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・林産物、林道、林産施設、ため池及び地山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事</li> <li>・林産物被害に対する技術的指導に関する事</li> <li>・貯木、流木の被害対策に関する事</li> <li>・災害用木材の調達及び払い下げに関する事</li> <li>・被害地における林業種苗の斡旋に関する事</li> <li>・被災林業家への災害融資に関する事</li> </ul>
	実務班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の避難所・避難場所への誘導及び輸送に関する事</li> <li>・罹災証明に関する事</li> <li>・被災納税者の調査及び減免等の措置に関する事</li> <li>・民間団体、住民等協力等活動要請及び協力員の配分計画に関する事</li> <li>・応急食品、主要食糧の調達及び配分に関する事</li> </ul>
建設対策部 部長 建設課長 副部長 上下水道課長	建設班	建設課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における被害状況及び報告に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川等の公共土木施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事</li> <li>・町道道路の交通の確保、緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>・土木復興事業の統括、資材の確保に関する事</li> <li>・建設業に対する連絡調整に関する事</li> <li>・駐車場の確保に関する事</li> <li>・ヘリポートの確保に関する事</li> <li>・災害で発生した道路、河川、公園施設内の障害物、がれき等の撤去に関する事</li> <li>・避難所、救護所、仮設住宅等の建築及び修繕に関する事</li> <li>・町有建築物の応急復旧に関する事</li> <li>・町営住宅の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>・道路の交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関する事</li> <li>・建設資材の調達及び斡旋に関する事</li> <li>・障害物の除去に関する事</li> <li>・その他の応急土木対策及び他班に属さないこと</li> </ul>
	管理班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要な対策に関する事</li> <li>・避難所応急仮設住宅に関する事</li> </ul>
	上下水道班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設、水道道路の被害調査及び災害情報の収集に関する事</li> <li>・水道施設、水道道路の災害対策に関する事</li> <li>・飲料水の供給に関する事</li> <li>・水質管理に関する事</li> <li>・住民対応に関する事</li> <li>・住民広報に関する事</li> <li>・応急措置に必要な資機材の集計に関する事</li> <li>・他都市の等の応援要請及び受入れに関する事</li> <li>・公共下水道・集落排水施設等における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事</li> <li>・公共下水道・集落排水等の処理場、ポンプ場等の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>・下水道施設の電気設備及び機械設備の応急復旧に関する事</li> <li>・下水道工事業者への協力要請に関する事</li> <li>・公共下水道管路及び排水路並びに集落排水管路等の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>・飲料水の水質検査に関する事</li> </ul>

文教対策部 部長 教育次長 副部長 社会教育課 長	学 校 教 育 班	学 校 教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内における被害状況及び報告に関する事</li> <li>・学校教育施設の調査、報告及び必要な対策に関する事</li> <li>・児童及び生徒の避難及び安全に関する事</li> <li>・教職員の動員及び調整に関する事</li> <li>・教科書、学用品等の調達及び配布に関する事</li> <li>・災害時の応急教育に関する事</li> <li>・災害時の学校給食に関する事</li> </ul>
	社 会 教 育 班	社 会 教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設の調査、報告及び必要な対策に関する事</li> <li>・災害活動に協力する婦人会、青年団等社会教育団体との連絡に関する事</li> <li>・災害時の文化財に関する事</li> <li>・その他の応急文教対策及び他班に属さないこと</li> </ul>
八頭町消防 団	消 防 団 長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常警備及び消防活動に関する事</li> <li>・消防、水防資機材の保管管理及び運用に関する事</li> <li>・救急救助活動及び捜索に関する事</li> <li>・避難誘導に関する事</li> <li>・消火活動の状況調査及び報告に関する事</li> <li>・水害の警戒及び現場活動に関する事</li> <li>・その他本部長が指定する災害応急対策に関する事</li> <li>・遺体の捜索、対策及び埋葬に関する事</li> <li>・遺体の運搬及び収容に関する事</li> </ul>

## 第5節 職員の配備体制

災害時等は、災害の種類、規模、程度等に応じて、町災害対策本部設置前には町長が、町災害対策本部設置後においては本部長が職員配備体制を決定し、配備指令を発令する。

### 1 職員配備体制の種別

#### (1) 警戒本部体制

災害が発生するおそれがあると認められる場合に、災害の発生に備える配備体制「警戒本部体制」は、状況に応じて「注意配備」と「警戒配備」に区分する。

注意配備	注意報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合で、注意を要する状況が発生した場合とする。
警戒配備	警報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合で、警戒を要する状況が発生した場合とする。

#### (2) 災害対策本部体制

地震その他突発的な災害が発生、若しくは相当規模の災害の発生が高い確率で予想される場合、又は警戒本部体制中に災害が発生し応急対策が必要な場合の配備体制ア 「災害対策本部体制」は、災害の状況に応じて、「第1配備」、「第2配備」、「第3配備」に区分する。

#### イ 災害対策本部体制の留意点

災害応急対策は、原則として、災害の状況に応じて優先度の高い項目から重点的に対処する。各部局は相互に協力して、調整を行い、必要な人員の確保及び配置に努める。

なお、配備職員の人員の確保が困難な場合は、その時点での動員可能職員を最大限に活用することに努めるとともに、引き続き他部局との調整を行い、迅速かつ的確な配備体制の確保に努める。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部体制が発令される。

#### (3) 地震発生に伴う体制

八頭町における震度が4以上の地震が発生したときは、直ちに災害警戒本部体制をとる。

### 2 原子力災害警戒本部体制等

第7部「原子力災害対策計画」参照。

### 3 八頭町における配備体制の基準

#### ＜八頭町における配備体制の基準（地震災害時）＞

種 別	配備の基準（時期）	配備の内容
警戒本部体制	注意配備 1 震度3の地震が発生したとき。 2 災害が発生するおそれのある場合で、副町長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、地震情報等についての情報収集及び情報連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。
	警戒配備 1 震度4の地震が発生したとき。 2 災害が発生するおそれのある場合で、副町長が必要と認めたとき。	○注意配備の体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。
災害対策本部体制	第1配備 1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他災害の発生、又は発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、防災活動に従事し、初期対応を行う。 ○関係各部署は、第2配備に対する準備を行う。
	第2配備 1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他災害の発生、又は発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、防災活動に従事するとともに情報連絡を行い、対策を協議する。 ○関係各部署は、第3配備に対する準備を行う。
	第3配備 1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他災害の発生、又は発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。	○町災害対策本部に関係のある職員は、全員防災活動に従事する。 ○各部署は防災活動に従事し、直接関係のない部課の職員にあっては部長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるように待機する。

#### ＜八頭町における配備体制の基準（風水害時）＞

種 別	配備の基準（時期）	配備の内容
警戒本部体制	注意配備 1 次の注意報等が一つ以上発表された場合で、副町長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)大雪注意報 (4)強風注意報 (5)風雪注意報 (6)竜巻注意情報 2 災害が発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、気象情報等の情報収集及び情報連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。
	警戒配備 1 次の警報等が一つ以上発表された場合で、町長が必要と認めたとき。 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)大雪警報 (4)暴風警報 (5)暴風雪警報 2 災害が発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき。	○注意配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。
災害対策	第1配備 災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、防災活動に従事し、初期対応を行う。 ○関係各部署は、第2配備に対する準備を行う。

本部体制	第2配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 4 事態が切迫し、町内の数地域について災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	○関係各部は、防災活動に従事するとともに情報連絡を行い、対策を協議する。 ○関係各部は、第3配備に対する準備を行う。
	第3配備	町の全域にわたり大規模な災害が発生すると予想される場合、又は災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	○町災害対策本部に関係のある職員は、全員防災活動に従事する。 ○各部は防災活動に従事し、直接関係のない部課の職員にあっては部長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるように待機する。

#### 4 配備体制の種別及び各区分別の職員動員数

「警戒本部体制」及び「災害対策本部体制」の配備種別における職員の動員数は、資料編のとおりである。ただし、予想される災害の種類、規模、程度等に応じて、必要な部署の配備、動員人員数等を適宜変更する場合もあるので、その都度、配備の指示を確認し、迅速かつ的確な職員配備体制の確保に努める。

#### 5 配備指令の伝達方法

「職員配備体制」の配備指令の伝達方法は、次のとおりとする。

##### (1) 勤務時間内の場合

町長は、グループウェア及び内線電話等により、職員の配備指令の伝達を行う。

##### (2) 勤務時間外の場合（準備体制が整わない場合）

職員は、本庁又は各庁舎の宿直員より災害情報等（気象情報又は住民からの情報等）の連絡を受けたときは、直ちに町長に報告し、指示を受け、参集要員を招集する。なお、伝達の方法は、職員参集システム、電話、防災行政無線、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。なお、参集にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 防災担当部署に所属する職員は、可能な限り迅速に参集すること。

イ 職員は、職員参集システム、グループウェアによる配備指令の有無の確認が取れない場合は、災害の状況等を自ら判断し、所定の参集場所に自発的に参集すること。

ウ 職員は、休日、夜間等の勤務時間外に、災害時又は災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により積極的に登庁し、かつ、当該情報の関係部署への伝達に努めること。

エ 職員は、地震等の災害により参集する場合には、特に次の事項に留意すること。

(ア) 家族の安全確保に留意し、かつ、近隣の安全を確保することに努め、必要があれば適宜応援するなどの応急救助活動を行うこと。

(イ) 災害の被害の状況によっては、のこぎり、ナタなど人命救助その他応急活動のための道具を持参すること。

(ウ) 参集する場合には、参集経路周辺の被害状況の把握に努め、所管部署に的確な被害状況を報告すること。

オ 参集を命ぜられた職員は、所定の参集場所（本庁、各支所等）に速やかに参集するとともに、登庁途中に把握した被害状況を責任者へ報告する。

カ 配備基準に該当するような災害の発生等を認知した職員は、所定の参集場所に自主的に参集し、責任者の指示に従い応急対策活動にあたる。

## 6 配備人員数等の報告並びに配備要員の確保及び調整

(1) 職員配備指令が発令され、配備要員が参集したとき、各課長等は、次のとおり報告する。

区 分	報 告 者	報 告 先
町災害対策本部の設置前	各部局、各庁舎の長	総務課
町災害対策本部の設置後	各対策部（支部）長	町災害対策本部

(2) 配備職員の確保が困難な場合は、その時点の動員可能な職員を最大限活用するとともに、各部署間において適宜災害の種類、規模、程度等に応じた人員の調整を行い、災害応急対策実施体制の確保に努める。

## 第2章 通信情報計画

この計画は、地震、気象、水防、消防等災害関係の予報、警報その他の災害関係情報を迅速かつ的確に収集し、伝達することにより、被害の軽減及び拡大の防止を図ることを目的とする。

### 第1節 緊急地震速報、地震情報等の伝達

#### 1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（以下、「J-ALERT」という。）で自動起動される同報系防災行政無線の緊急放送により即座に住民に伝達される。また、報道機関の臨時放送、緊急速報メール等でも伝達される。

（注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

#### 2 地震に関する情報

地震発生後新たなデータが入ると、順次情報が発表される。

①震度速報 ②震源に関する情報 ③震源・震度に関する情報 ④各地の震度に関する情報 ⑤その他の情報 ⑥推計震度分布図

#### 3 地震情報等の発表並びに伝達

地震に関する情報の発表は気象庁が行い、鳥取地方気象台が関係機関に伝達する。

### 第2節 気象警報等の伝達

#### 1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

特別警報・警報・注意報及び気象情報は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知すると共に報道機関の協力を得て住民に周知する。

なお、自治体や気象庁等から発令・発表される避難に関する防災情報は、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを明記して提供される。

##### (1) 警報・注意報

鳥取気象台は、『大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。（資料編参照）』

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。大雨注意報及び洪水注意報は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。



警 報	注意報
大雨警報（浸水害） 大雨警報（土砂災害）	大雨注意報
洪水警報	洪水注意報
暴風警報	強風注意報
暴風雪警報	風雪注意報
大雪警報	大雪注意報
なだれ注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、霜注意報、融雪注意報、着雪注意報、着氷注意報、低温注意報	

(2) 警報・注意報の発表基準（資料編参照）

(3) 警報・注意報や天気予報の発表区域（資料編参照）

## 2 特別警報

鳥取地方気象台は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

大雨特別警報は、災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量が予想される場合

## 3 早期注意情報（警報級の可能性）

鳥取地方気象台は、警報級の現象が5日先までに予想される場合、その可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。大雨に関して〔高〕又は〔中〕が発表されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。

## 4 キキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）

大雨警報や洪水警報が発表されたときなどに、どこで災害発生の危険度が高まっているか把握できるよう、地図上で危険度の高まりが5段階に色分けして表示される。

この情報は気象庁のホームページ上で確認できる。

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂災害 （大雨警報(土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりについて、1km四方の領域ごとに表示。2時間先までの雨量の分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から全員避難が必要とされる警戒

	<p>レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警（浸水害）の危険度分布）	<p>大雨による浸水害発生危険度の高まりについて、1km四方の領域ごとに表示。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>中小河川の洪水害発生危険度の高まりについて、河川流路概ね1kmごとに表示。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>中小河川の上流域等での降雨によって生じる下流対象地点での洪水害発生危険度の高まりについて、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で表示。6時間先までの雨量分布の予測を用いて常時10分ごとに更新。</p>

## 5 気象情報

警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表される。少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表される。

## 6 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような大雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、その地域にキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。鳥取県内の雨量に関する発表基準は、1時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたとき。

## 7 指定河川洪水予報

第5部「風水害対策編」参照。

## 8 土砂災害警戒情報

(1) 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり嚴重な警戒を町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情

報を市町村単位で発表する。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を提供する。(資料編参照)

## 9 竜巻注意情報

竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに注意を呼びかける情報として、天気予報の対象地域と同じ発表単位(鳥取県東部など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている地域は竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

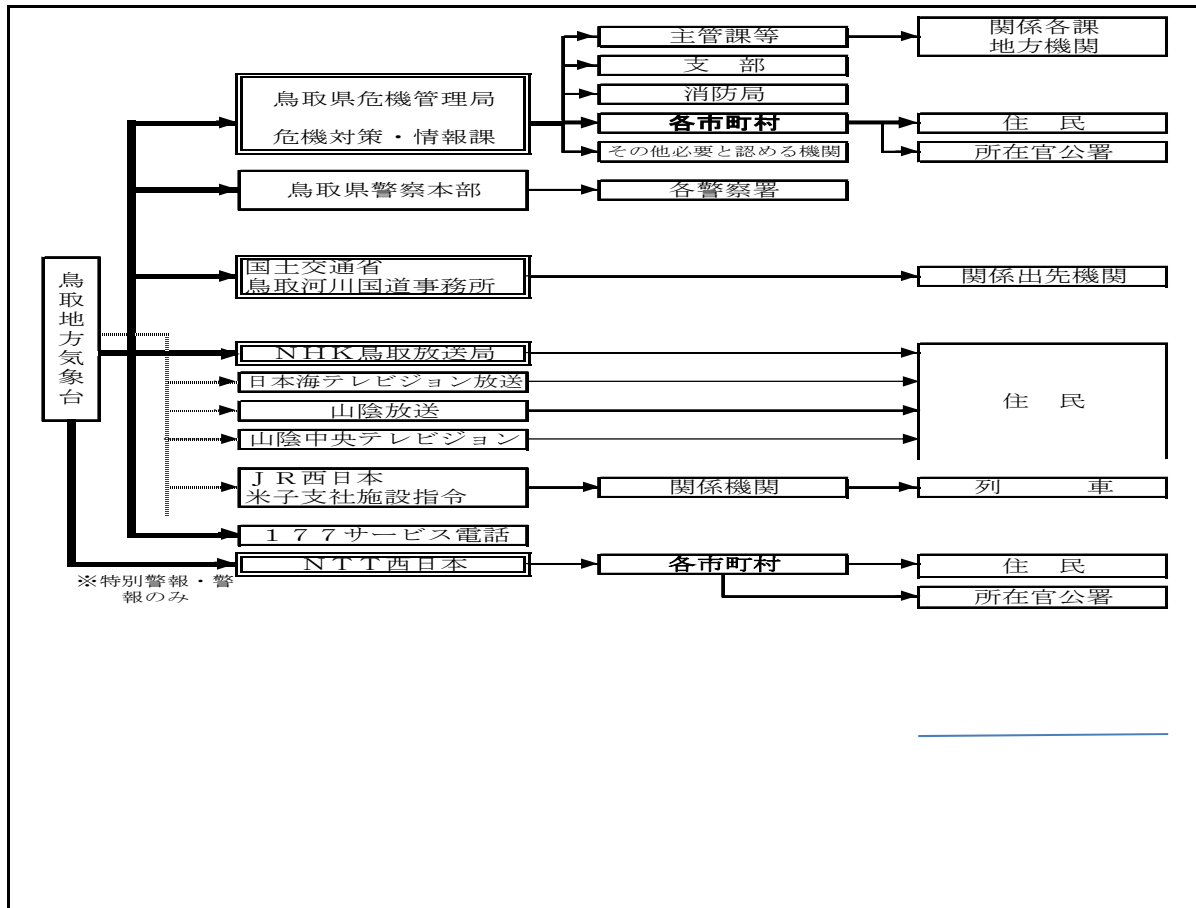
### 第3節 防災情報の伝達系統

#### 1 鳥取地方気象台が発表する地震情報、気象警報等伝達系統

(1) 鳥取地方気象台が発表する地震情報、気象警報等の伝達系統は、次のとおりである。

〈地震情報、特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図〉

[県地域防災計画より]

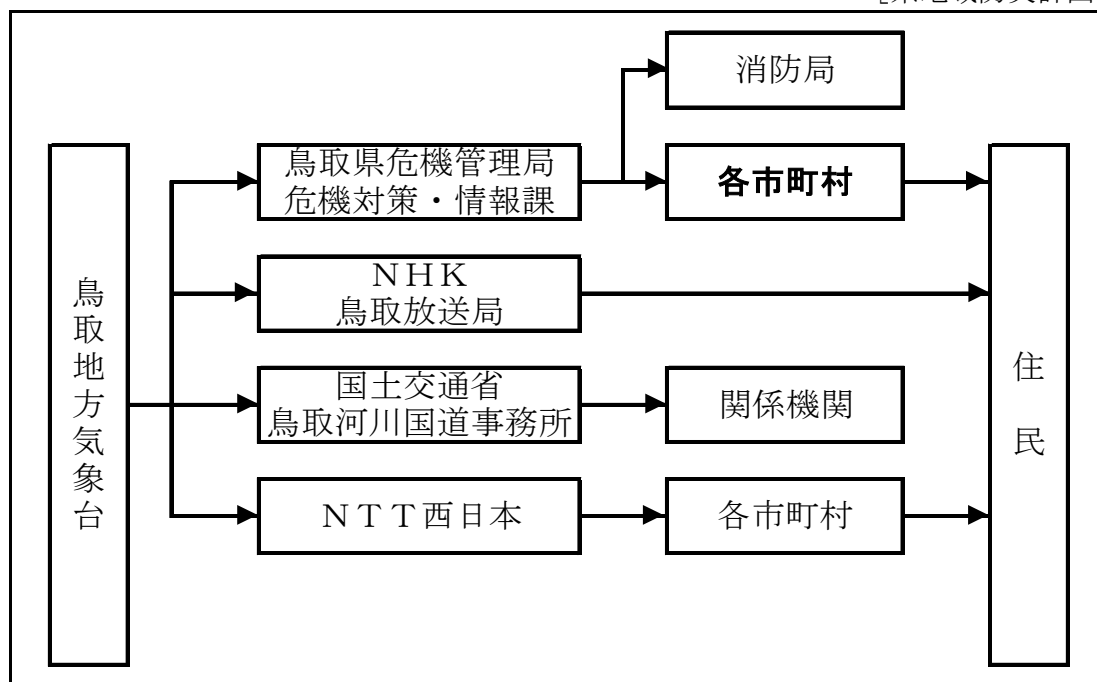


(備考)

- 1 「—：太線」は専用線等での接続、「…：破線」はインターネット接続を表す。
- 2 気象業務法第15条及び第15条の2による警報及び特別警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、町町村等、防災上重要な機関に対しては伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行う。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行例第8条第1号の規定に基づく法定伝達先を表す。
- 4 太い矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を表す。

〈気象等の警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）〉

[県地域防災計画より]



(備考) 通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

## 2 西日本電信電話株式会社から町に伝達される気象警報等の種類

西日本電信電話株式会社は、下記の警報等の発表及び解除に関する通報を受けた時は、速やかに町に伝達する。

- ① 暴風特別警報 ② 暴風雪特別警報 ③ 大雨特別警報 ④ 大雪特別警報
- ⑤ 暴風警報 ⑥ 暴風雪警報 ⑦ 大雨警報 ⑧ 大雪警報
- ⑨ 洪水警報

## 3 気象等の警報等の受信・伝達方法

気象等の警報等の警報の受信体制、伝達系統及び住民に伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。なお、火災警報及び水防警報は、別に定める。

### (1) 受信体制

ア 気象台等から通報される気象等の警報等は、常時、総務課防災室（町災害対策本部設置後は統括部）において受信する。なお、休日、夜間等の勤務時間外の受信は、宿直員が行い、直ちに総務課防災室にその旨を伝達する。

イ 総務課防災室（町災害対策本部設置後は統括部）は、気象等の警報等を受信したときは、直ちに町長（町災害対策本部設置後は本部長）、副町長（町災害対策本部設置後は副本部長）に連絡し、その指示を受けるとともに、必要に応じて、(2)の伝達系統及び伝達方法により、町の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに住民に伝達する。

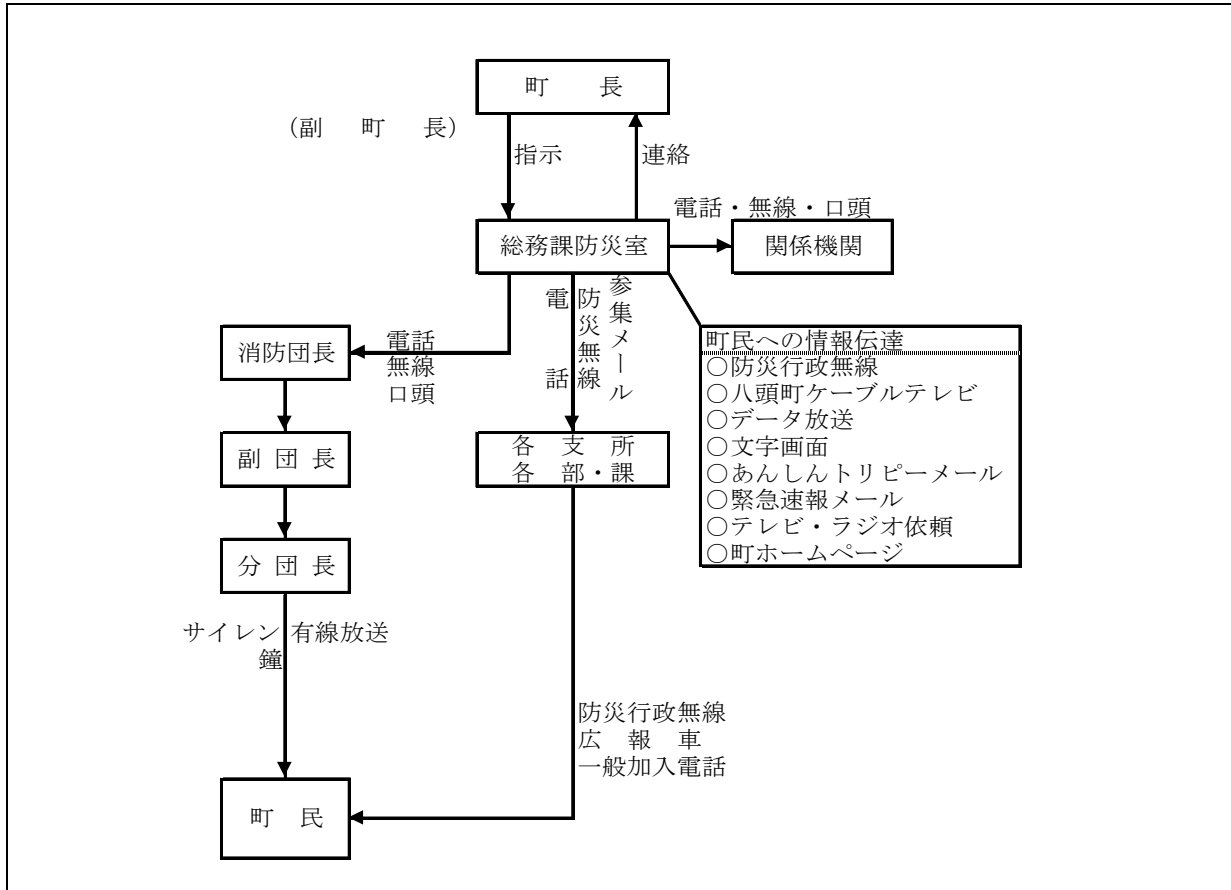
### (2) 伝達系統及び伝達方法

ア 気象等の警報等を受信後、町の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに住民に広く伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。

イ 住民に伝達する場合は、防災行政無線を始め利用可能な様々な情報伝達手段により伝達に努めるとともに、消防機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確に住民に周知を図る。

協力依頼を受けた各関係機関は、有線放送施設、広報車、サイレン、鐘等の手段を用いて、迅速かつ的確に住民に伝達することに努めるとともに、各関係機関は、あらかじめ協議して、連絡体制を確立に努める。

<気象等の警報等の伝達方法>

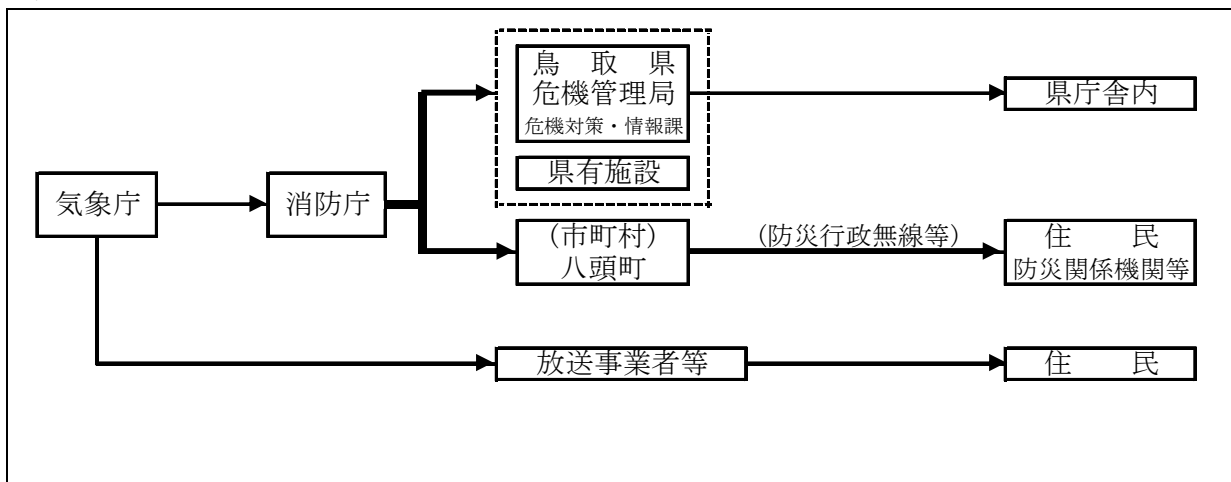


(3) 地震に関する情報の受信伝達方法

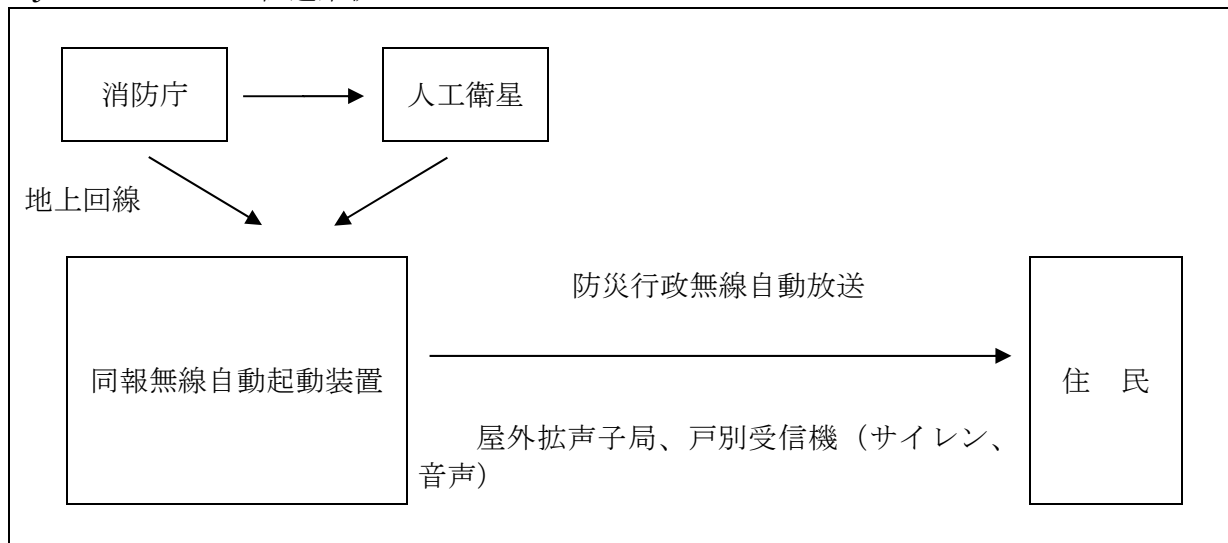
- ア 緊急地震速報及び震度速報 地震動により強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域）については、J-ALERTの同報系防災行政無線自動起動放送等により伝達する。
- イ その他の地震情報については、防災行政無線、ケーブルテレビ、あんしんトリピーメール、緊急配信メール、町ホームページ等により伝達する。

<緊急地震速報の伝達系統図>

[県地域防災計画より]



<J-ALERTの伝達系統>



<自動起動放送>

内容	分類	音声	チャイム
緊急地震速報	推定震度4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地震速報。</li> <li>・大(おお)地震です。</li> <li>・大地震です。</li> </ul>	緊急地震速報チャイム音

※ 地震波が2点以上の地震観測地点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表される。

第4節 火災警報等の伝達

1 火災気象通報の伝達

【火災気象通報の通報基準】

鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報の発令

- (1) 消防局長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 火災警報の発令は、自ら又は町の防災行政無線等を通じて周知する。
- (3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである



## 第5節 水防警報の伝達系統

水防法16条の規定に基づき発表される水防警報の伝達系統等は、第6部「風水害等対策計画」に記述する。

## 第6節 異常現象発見時における措置

### 1 異常現象の種別

竜巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	

2 災害が発生する恐れがある異常現象を発見した者は、速やかに町長、鳥取県東部広域行政管理組合（消防局、消防署）、警察官に通報するものとする。

3 2の通報を受けた者は、直ちに町長に通報する。通報先は、次のとおりとする。

八頭町総務課（町災害対策本部の設置中は統括部）

責任者 総務課防災室長

電話番号 代表(0858)76-0201

直通(0858)76-0203 F A X (0858)73-0147

4 町長は、異常気象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を行うとともに次の機関に通報する。

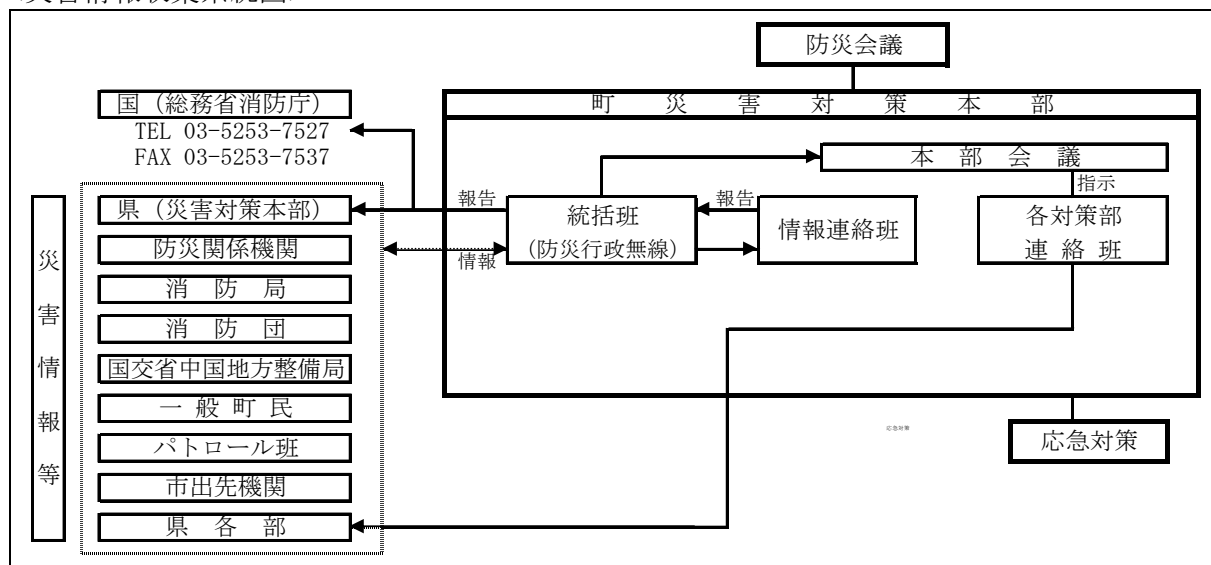
- (1) 鳥取地方気象台
- (2) 知事（危機管理局）
- (3) 鳥取警察署
- (4) NHK鳥取放送局

## 第7節 災害情報の収集

### 1 災害情報の収集

(1) 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は各部ごとに行い、情報部・情報連絡班が取りまとめる。消防団は、所管区域の災害情報を把握し、各部の行う情報の収集に協力する。

<災害情報収集系統図>



(2) 国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所との情報交換等

災害時等には、初動段階から専用回線による情報交換を行うほか、必要に応じ国土交通省から現地情報連絡員の派遣を受け、情報交換及び必要な指導助言等により、応急対策を迅速かつ円滑に実施する。（災害時における情報交換に関する協定）

2 被害の報告

部長は、災害時の被害状況を情報連絡班長に報告し、情報連絡班長は、取りまとめた被害状況を統括班に報告する。

(1) 報告の種別及び時期

種 別	時 期
速 報	災害発生時又は発生後の被害状況、及び応急措置等の概要を迅速に報告する。
中間報告	被害状況が判明次第、逐次報告する。 報告事項に変動があったときは、その都度、更新する。
確定報告	当該災害に対する応急措置等を完了した後、速やかに報告する。

(2) 報告様式

災害による被害発生時は、各部長は所定の様式（資料編参照）により情報連絡班長に報告する。

(3) 各部長は、被害状況の報告にあたっては、災害現場の写真を可能な範囲で添付する。

(4) 統括部長は、取りまとめた被害状況を本部長（町長）に報告する。

3 県への報告

(1) 一般被害等の報告

ア 一般被害等の報告は、県災害情報システムにより報告する。報告事項は次のとおり。

<一般被害報告等>

- ① 人的被害
- ② 住家被害
- ③ 非住家被害
- ④ 火災の状況
- ⑤ 罹災世帯数
- ⑥ 罹災者数
- ⑦ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）発令の状況
- ⑧ 避難所の設置状況
- ⑨ 消防団員出動状況
- ⑩ 災害対策（警戒）本部設置状況
- ⑪ 避難者の状況（自主避難を含む。）
- ⑫ 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等
- ⑬ 孤立集落関係
- ⑭ その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

イ 一般被害等以外の災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、県関係課に状況を報告する。

(2) 災害情報の報告等

町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告）する。報告にあたっては、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行う。

種 別	時 期
即 報	災害発生時又は発生後の被害の状況、及び応急措置等の概要が判明次第、県災害情報システムにより報告する。
確定報告	当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書で報告する。

(3) 火災・災害等即報要領に基づく報告

町は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる即報基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県に報告する。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、迅速な報告に努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は、報告を行う。

また、地震が発生し、町地域内で震度5強以上を記録したときは（被害の有無は問わない。）、当該要領の直接即報基準に基づき、第一報を県に加えて消防庁にも報告する。

<即報基準及び直接即報基準>

[「火災・災害等即報要領」より]

即報基準	<p>&lt;災害即報&gt;</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>イ 都道府県又は町町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微</p>
------	--

	<p>であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>エ 気象事業法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</p> <p>オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>ア 地震</p> <p>(ア)地震が発生し、当該都道府県又は町町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの</p> <p>(イ)人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>イ 風水害</p> <p>(ア)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(イ)洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(ウ)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>ウ 雪害</p> <p>(ア)積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(イ)積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</p> <p>エ 火山災害</p> <p>(ア)噴火警報（火口周辺）が発表されたもの</p> <p>(イ)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。</p>
<p>直接即報基準</p>	<p>&lt;災害即報&gt;</p> <p>(1) 地震が発生し、当該町町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）</p> <p>(2) 速報基準の(2)のイのうち、死者又は行方不明者が生じたもの</p>

## 第8節 通信の運用

### 1 災害時の通信連絡

- (1) 地震災害時における予警報及び災害情報その他災害に関する指示、命令等の伝達を迅速・確実に行うため、通信施設の有効適切な利用を図り、通信連絡体制の万全を期する。
- (2) 国土交通省鳥取河川国道事務所及び県等は、町に職員を派遣し緊密に情報を共有する。
- (3) 県、町及び防災関係機関の通信は、原則として有線電話及び無線通信により行う。
- (4) 有線電話を使用する場合には、回線の状況により西日本電信電話株式会社が指定した災害時優先電話を利用する。

### 2 町防災行政無線

町の防災行政用の無線設備は、次のとおり。

- (1) 同報系設備：デジタル方式
- (2) 移動系設備：基地局、中継局及び移動局で構成するデジタル方式無線

### 3 J-A L E R T

国民保護情報、緊急地震速報等の緊急情報を、消防庁が送信して同報系防災行政無線を自動起動させるシステムで、住民に緊急情報を瞬時に伝達する。

### 4 多角的な情報伝達手段の整備

防災行政無線のほか、次の情報伝達手段により多角的に情報を伝達する。

- (1) テレビ、ラジオへの依頼放送
- (2) 町ホームページ
- (3) 緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）
- (4) あんしんトリピーメール
- (5) ケーブルテレビ
- (6) ファクシミリ
- (7) 広報車による巡回広報

### 5 孤立予想集落との通信

町は、孤立が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）の配備に努める。また、通信事業者は、携帯電話の不感地帯解消に努める。

### 6 その他の機関の通信設備の使用

町は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用する。

- (1) 使用することができる機関
  - ① 警察通信設備
  - ② 気象庁通信設備
  - ③ 鉄道通信設備
  - ④ 自衛隊通信設備
  - ⑤ 日本放送協会

- ⑥ 株式会社山陰放送
- ⑦ 日本海テレビジョン放送株式会社
- ⑧ 山陰中央テレビジョン放送株式会社

(2) 通信内容及び取扱い

ア 警報の伝達等〔(1)の機関〕

町は、これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議しておく。

イ 応急措置の実施に必要な通信〔(1)のうち①から⑤までの機関〕

緊急を要する場合であり、必ずしも手続き等の事前協議を必要としない。

## 7 非常通信の利用

- (1) 町は、非常通信協議会に参加し、参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶に備え、非常通信体制を整備する。
- (2) 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行い、非常通信協議会参加機関は平素から非常通信ルートの策定及び見直し、訓練を実施する。
- (3) 災害等により、有線通信系統の利用が困難な場合には、「中国地方非常通信協議会」の構成員に非常通信を依頼する。依頼にあたっては「非常」であることを表示する。

### 第3章 災害広報・広聴計画（統括部、総務部、情報部、支部）

この計画は、災害時において住民及び報道関係者等に対し被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知させ、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とする。

#### 第1節 住民に対する広報（統括部、情報部）

##### 1 広報事項

広報にあたっては、町長（本部長）の承認を得て行う。主な内容は次のとおり。

- (1) 町災害対策本部の設置又は廃止
- (2) 災害発生前の対策
  - ア 予想される災害の規模、動向等
  - イ 災害の防止等に必要な事項
- (3) 災害の状況
  - ア 災害発生区域
  - イ 災害の規模、概要
- (4) 災害応急対策状況
  - ア 避難の準備、指示
  - イ 電気、ガス、水道、電話等の復旧状況
  - ウ 交通機関の運行状況
  - エ 消防、救助活動等の状況
- (5) その他住民や被災者に必要な情報、注意事項等

##### 2 広報の方法

- (1) 総務対策部情報班は、町災害対策本部が収集した災害情報のほか、必要に応じて各種団体等に対し情報の提供を求める。
- (2) 統括部及び情報部情報連絡班は、次のような方法で広報を実施する。
  - ア テレビ・ラジオの利用
    - (ア) 報道機関に依頼
    - (イ) 特別報道番組の要請
    - (ウ) ケーブルテレビ
  - イ 町ホームページ
  - ウ あんしんトリピーメール及び緊急速報メール
  - エ 同報系防災行政無線
  - オ 広報車等
    - (ア) 町災害対策本部は、災害の状況に応じて、所管班員を出動させ、広報車による広報を実施する。
    - (イ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じて情報紙の配布も行う。
    - (ウ) 状況に応じて、ヘリコプターによる広報も実施する。
  - カ 職員による広報
    - 町災害対策本部は、広報車の活動不能な地域、無線不感地域その他必要と認められる場合には、職員を派遣して広報を行う。

#### 第2節 報道機関への情報提供

町災害対策本部は、災害による被害状況・対策等について、公共情報コモンズ等により速やかに報道機関に情報を提供する。

### 第3節 広聴活動

町災害対策本部及び支部は、被災者の要望等を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

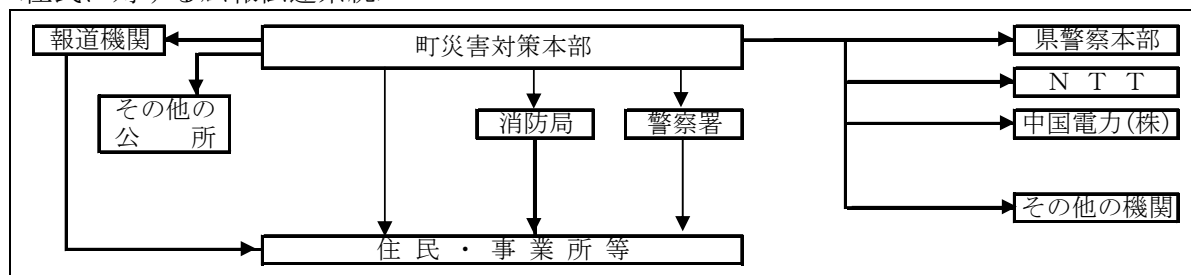
#### 1 住民相談窓口の設置

町災害対策本部及び支部は、住民相談窓口を必要と認められる町有施設等に設置する。

#### 2 要望等の処理

聴取した要望等については、総務対策部情報班で取りまとめ、関係部局及び防災関係機関と相互に連絡を取り、必要に応じて調整を行い、適切な処理に努める。

<住民に対する広報伝達系統>





## 第4章 相互応援協力計画

### 第1節 知事に対する応援要請

この計画は、災害時において県及び他町村に応援を求める際の応援要請の受付方法を定め、災害応急対策の万全を期すことを目的とする。

#### 1 実施責任者

知事に対する応援要請は、町長（本部長）が実施する。災害時の応援要請の受付は、統括班が担当する。

#### 2 基本的な考え方

大規模な災害が発生し、町及び関係機関の活動能力だけでは対応が不十分なため、県及び他町村に応援を求める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、あらかじめ必要事項を明確にしたうえで、応援要請の受付を行う。なお、大規模災害時は、被害が広域化し、近隣町町村等も同様の被害を受けていることが考えられるため、知事に対する要請受付を基本とする。

#### 3 県及び県内他町村に対する応援要請

県及び被災地外の県内他町村に緊急措置等の要請をするにあたっては、次の(2)の事項を県災害情報システムにより要請する。（災害対策基本法第67条、第68条及び災害時の相互応援協定）

なお、発災当初、避難者等が多数発生し、連携備蓄からの物資の供給が必要となることが予想される場合、県に必要な物資の種類及び数量について報告する。

また、被災地外の町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を待たずに必要な応援を行う。（被災町村からの要請があったものとみなす。）

##### (1) 応援の種類

- ア 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時収容するための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

##### (2) 応援要請に当たり明らかにする事項

- ア 被害の状況
- イ 応援を要する物資等の品名、名称等
- ウ 応援を要する職種別人員
- エ 応援を要する一時収容するための施設の規模
- オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ 応援の期間
- キ その他必要な事項

#### 4 他市町村、指定地方行政機関等職員の応援のあっせんの要請

他市町村、指定地方行政機関等に対する応援のあっせんについては、次の必要事項を明らかにして知事に要請する。（災害対策基本法第30条）

- (1) 応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）
- (2) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等
- (3) その他応援に関し必要な事項

## 5 費用負担

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
- (2) 応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁する。（災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条又は第19条）

## 第2節 他の府県、市町村等との相互応援（都市間連携）

この計画は、近隣地方公共団体、姉妹都市、中核市等との間の相互応援協力の協定に基づき、災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

### 1 実施責任者

他の府県、市町村等との相互応援協定等に基づく応援要請は、町長（本部長）が実施する。災害時の応援要請の手続きは、統括班が担当する。

### 2 基本的な考え方

災害時の応急対策に万全を期すため、平素から近隣市町村等との間の協力体制を確立するために相互応援協定の締結を推進し、災害等においては協定や災害対策基本法等に基づき、応援要請を行う。その際、関連法規のほか、近隣市町村との間で締結された協定や事前協議等に基づき、協力体制を確立する。

協力要請にあたっては、災害対策基本法に基づく応援要請が円滑に行われるよう、その協力要請の手続き方法（要請先機関名、担当者名、連絡方法、手続きの様式等）をあらかじめ明確にする。

### 3 職員の派遣要請

他の市町村長又は指定地方公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにして、統括班（総務課）が要請を行う。（地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条）

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (4) 派遣される職員の給与その他の負担方法
- (5) その他参考となるべき事項

### 4 受援体制の整備

平時より次の事項の確認等を行うことにより、災害時の円滑な受援体制の整備に努める。

- (1) 応援協力協定締結都町間の職員の交流、防災体制等に関する情報交換、共同研究
- (2) 平常時・災害時における連絡方法（連絡手段、担当者等）
- (3) 相互の防災訓練への参加、助言、評価等

#### (4) 受援場所及び受援場所への経路

### 第3節 消防広域応援

この計画は、消防組織法に基づく消防機関の応援について定め災害応急対策の万全を期すことを目的とする。

#### 1 実施責任者

消防組織法第39条の規定による他の消防機関に対する消防応援協定に基づく応援要請は、町長が実施する。（消防局において締結している協定は、資料編参照。）

なお、消防組織法第45条の規定による緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等の要請は知事が実施する。

#### 2 指揮等

応援出動した他の消防機関は、消防組織法第45条の規定により、町長の指揮の下に応援活動を実施するため、町長は、受入のための必要な措置をとるとともに、活動時には緊密な連携をとる。

#### 3 応援実施要綱等

その他、緊急消防援助隊の派遣又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣の実施等に関しては、消防庁の定める「緊急消防援助隊要綱」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

#### 4 派遣職員の活動支援及び経費負担

応援機関の受け入れに当たって、統括班及び応援を必要とする部・班担当者は、各応援機関の活動計画の作成および活動調整、活動現場への案内、宿舎、食事等の確保に努める。

応援機関の受け入れ窓口は、統括班に一本化し、具体的な現場活動は、応援を必要とする部・班が計画、調整する。なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条又は第19条に定めるところによる。

### 第4節 民間団体等の協力

この計画は、災害時の災害応急対策の実施について各種民間団体や民間企業への協力要請方法等を定め、応急対策の充実・強化を図ることを目的とする。

#### 1 実施体制

(1) 被災地における隣保互助、民間団体等に対する協力要請は、町長（本部長）が行う。

ただし、他市町村等又は全国組織を有する民間団体等に対する協力要請は、県を通じて行う。

(2) 民間団体等に対する協力要請の手続は、統括班が実施し民間団体等の活動を総括する。

(3) 町民参画班及び活動の受入部署を、受入の総合窓口とし、具体的な活動内容・場所等について各部署と調整を行い、必要性の高い部署から優先的に配属する。配属後は、受入部署が直接指示を行う。

受入部署は、民間団体等の活動内容・場所等を決定後、速やかに統括班長に報告する。

## 2 協力についての基本的な考え方

(1) 災害時には、防災関係機関のみならず、民間団体等に協力を求める。協力の要請方法等を明確にするとともに、災害協定等の締結を推進する。

(2) 他市町村の民間団体等の協力要請を要する場合、又は激甚災害等のため町が町内の民間団体協力要請を行うことができない場合は、県を通じて協力を要請する。また災害の状況によって町が協力要請できない場合には、知事の判断において必要な措置を講ずる。

(3) 民間団体等の協力、活動等が効果的に行われるための受入体制の整備に努める。

## 3 協力内容等

(1) 対象団体（資料編参照）

- ア 日本赤十字社鳥取県支部 赤十字奉仕団
- イ 日本赤十字社鳥取県支部 八頭町赤十字奉仕団
- ウ 集落、自主防災会（自治会）
- エ 青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体
- オ 学生ボランティア
- カ 特定非営利活動法人日本レスキュー協会
- キ 社団法人隊友会鳥取県隊友会
- ク 鳥取県警友会連合会
- ケ その他民間団体

(2) 協力活動の内容

- ア 被災者に対する炊出し
- イ 被災幼児の託児、保育
- ウ 被災者救出
- エ 救助物資の輸送配給
- オ 清掃防疫援助
- カ 高齢者・身体障がい者等の安否確認等の協力
- キ その他応急対策に必要な事項

(3) 協力要請等の順序

ア 災害時に、民間団体等の協力を要請する場合は、管内の被災していない者又は奉仕団等に協力を要請する。

イ 日赤奉仕団の協力を要請する場合は、知事へ要請し、知事は支部長へ要請する。

ウ 民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請する。

- (ア) 協力を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び従事予定時間
- (エ) 集合場所

- (オ) その他調達を要する資機材等必要事項
- エ 民間団体等の活動の調整方法  
民間団体等の受入部署は、現地に派遣した町職員等に民間団体等の活動状況を常に把握させ、町災害対策本部に連絡させる。

#### 4 民間企業の協力内容等

- (1) 対象団体
  - ア 県及び町との応援協定締結事業所
  - イ その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所
- (2) 協力活動の内容は、あらかじめ災害協定等で定めているもののほか、次のとおり
  - ア 初期消火や人命救出・救護活動
  - イ 救援活動に必要な資機材・車両等の提供
  - ウ 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
  - エ 避難場所等の提供
  - オ その他応急対策に必要な事項
- (3) 協力要請等の順序
  - ア 民間企業の協力を要請する場合は、被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に協力を要請する場合は、他の市町村の民間企業に協力を要請する。
  - イ 民間企業の協力を要請する場合は、あらかじめ災害協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請する。
    - (ア) 協力を必要とする理由
    - (イ) 作業内容
    - (ウ) 従事場所及び就労予定時間
    - (エ) 所用人員
    - (オ) 集合場所
    - (カ) その他必要事項

#### 第5節 災害ボランティア受入れ計画

この計画は、災害ボランティアの支援申入れに適切に対応し、災害ボランティアの円滑な救援活動を支援する体制等を整備することを目的とする。

##### 1 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害ボランティア受け入れの総合窓口は、八頭町災害ボランティアセンターとする。災害ボランティアセンターは、町長（本部長）の要請に基づき町社協が開設する。開設に当たっては、八頭町災害ボランティア運営協議会を開催し、鳥取県、鳥取県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）、ボランティア団体等と役割分担等について協議する。
- (2) 設置場所は、次のいずれかとする。なお、設置にあたっては、災害ボランティアが待機できる場所の確保に配慮する。  
町と町社協の協議により決定した場所
- (3) 町は、災害ボランティアセンターに町職員を派遣し、常駐させるとともに、町災害対策本部に町社協の常駐職員を受入れ、災害ボランティアセンターの運営支援と相互の情報共有を図る。

## 2 災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) 町及び県社協と連携による災害ボランティアの募集
- (3) ボランティア関係団体と連携した災害ボランティアの受入れ及びコーディネート
- (4) 町内の被害、交通、ライフライン等の災害ボランティアへの情報提供
- (5) 災害ボランティアに関する町との情報共有

## 3 町の役割

- (1) 災害ボランティアセンターの設置、運営等の支援
- (2) 災害ボランティアセンターが利用する施設、資機材、設備、救援物資、活動資金の提供等の支援

町社協との連携及び支援等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害ボランティアセンター設置の要請、開設支援</li><li>2 町内被害状況に関する情報提供</li><li>3 町災害対策本部、災害ボランティアセンター相互の職員派遣（情報共有、運営支援）</li><li>4 資機材、設備、物資等の提供</li><li>5 ボランティア募集等の広報支援</li></ol>
関係各部班の役割	<ol style="list-style-type: none"><li>1 町内被害状況に関する情報提供（情報部町民参画班）</li><li>2 町災害対策本部、災害ボランティアセンター相互の職員派遣（主に福祉課が担当し、専門ボランティアについては、関係各班とする。）</li><li>3 資機材、設備、活動資金の提供協力（総務部調達配給班、財務班）</li><li>4 災害ボランティアセンター開設、ボランティア募集時の広報支援（情報部広報班）</li><li>5 必要に応じて、県に対しボランティアに関する広域的な調整を要請</li></ol>

## 4 町社協の役割

- (1) 町災害対策本部から災害ボランティアセンター設置を要請された場合は、速やかに災害ボランティアセンターを開設する。  
なお、町社協は、震度5弱以上の地震が発生した場合、災害ボランティアセンターの開設準備に着手する。
- (2) 災害ボランティアが不足する場合等、必要に応じて近隣の市町村社会福祉協議会や県社協に派遣要請を行う。
- (3) 初動体制、緊急連絡網等を定めた八頭町災害ボランティアセンター設置マニュアルにより、町と協力して、災害ボランティアセンターの開設、運営を速やかに行う。

## 第5章 災害救助法の適用計画

この計画は、災害時に速やかに救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

### 第1節 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助は、町村の区域単位に、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

### 第2節 災害救助法の適用基準等

#### 1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。

本町に適用される基準は、次のとおり。

適用条項	基 準	
第1号	八頭町内の滅失住家数50世帯以上であるとき	
第2号	鳥取県内の滅失住家数1,000世帯以上であって、八頭町内の滅失住家25世帯以上であるとき	
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…5世帯以上
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき <b>【内閣府令で定める特別の事情】</b> 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき	

(注) 「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準とする。同条第2項の規定により、住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に住居することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

#### 2 適用要請等

- (1) 総務班長（総務課）は、災害による本町における被害の程度が災害救助法適用基準のいずれかに該当したとき、又は該当すると見込まれるときは、町長（本部長）の承認を得て、知事に対して、その旨の報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 災害救助法の適用決定後の災害救助法に関する事務は、総務課が担当する。

### 3 応急救助の実施

災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として知事が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、災害救助法の救助を知事から委任された場合は、町長が実施する。委任に当たっては、災害ごとに、県から町へその救助の内容及び実施期間が通知される。

また、町は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



#### 4 救助の種類（詳細は、資料編参照）

【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。</li> <li>・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。</li> </ul>
応急仮設住宅の供与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。</li> <li>・被災地における住民登録の有無を問わない。</li> </ul>
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に受入れされた者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に食しうる状態にあるものを給与すること。</li> <li>・救助作業に従事する者は対象外。</li> </ul>
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。</li> </ul>
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床下浸水は対象外。</li> <li>・品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、光熱材料を目安とする。</li> <li>・夏期と冬期で限度額に差がある。</li> </ul>
医療	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。</li> </ul>
助産	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産のみならず、死産、流産を含む。</li> </ul>
災害にかかった者の救出	市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜索期間（3日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。</li> </ul>
災害にかかった住宅の応急修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼し、自ら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理場所は、居室、炊事場、便所等</li> </ul>

		の資力では応急修理をすることができない者	日常生活に必要欠くことのできない部分について必要最小限度を対象とする。 (面積制限なし)
学用品の給与	市町村 (県が委任)	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、修学上支障のある児童生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬	市町村 (県が委任)	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。
遺体の搜索	市町村 (県が委任)	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の状況により既に死亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、3日を経過しなくても遺体の搜索として取り扱う。
遺体対策	市町村 (県が委任) 日赤鳥取県支部 (県が委託)	災害の際死亡した者	・埋葬を除く。
障害物の除去	市町村 (県が委任)	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助のための輸送	県 市町村 (県が一部委任)	1 被災者の避難 (被災者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送) 2 医療、助産 (救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等) 3 被災者の救出 (救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送) 4 飲料水供給 (飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送 (飲料水の直接輸送を含む)) 5 遺体等の搜索 (搜索のため必要な人員、資材等の輸送) 6 遺体対策等 (遺体対策・検索のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送)	

※「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に  
応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

※床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

## 5 救助の基準

(1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表2「災害救助法による救助の種類と概要」及び災害救助法施行細則のとおりとする。

(2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

## 6 費用の支弁

災害救助法による救助に要する経費は、県が支弁する。

## 第6章 消防・救急等活動計画

この計画は、災害時における消防・救急活動を的確に行い、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第1節 消防活動等

#### 1 実施責任者

消防局及び消防団

#### 2 火災等活動方針

災害時に火災等が発生し、人命の危険が予想される場合は、消防局及び消防団は、関係防災機関と連携をとり、全機能をあげて消防活動を行う。危険物若しくは、有毒物自体から災害が発生したとき又は他の災害により危険物若しくは、有毒物施設に危険が迫ったときは、各機関は適切な対応を講じ、必要な指導、助言、情報提供等を行い、被害の軽減を図る。

#### 3 消防団の活動（消防団）

消防団は、消防隊と協力し、概ね次の消防活動を行う。

##### (1) 出火防止

住民に対し、出火防止を図るため火災予防の広報を行うとともに、出火した場合に備え住民に督励して初期消火の指導を行う。

##### (2) 消火活動

火災が発生した場合、直ちに出勤し消防隊と協力して消火活動を行う。

##### (3) 情報の収集

火災発見通報、道路障害及び特異救助事象の把握・報告並びに消防団本部からの指示命令の伝達を行う。

##### (4) 避難対策の実施

避難指示が発せられた場合は、速やかに住民に情報伝達するとともに、関係機関と連絡をとり、火勢の状況等正確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

##### (5) 女性消防隊の活動

女性消防隊は、女性の視点・発想を活かし、避難所での女性・子どもや高齢者等への対応、心のケアや健康相談、受付、応急手当の実施、消防団本部の連絡・後方支援等を行う。

#### 4 危険物製造所等（消防局）

危険物製造所等での災害発生時又はその他の非常の場合について、消防局はその所有者等に対し、公共の安全の維持又は災害発生の防止のための命令、その災害等の実態に応じた応急措置等の指導及び適切な消防活動を行う。

##### (1) 災害発生防止のため、緊急の必要があると認めた場合

当該製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する当該製造所等の使用の一時停止又は使用の制限を命じることができる。

##### (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、異常反応及びタンク破壊等による流出、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

##### (3) 危険物による災害発生時の自衛消防組織の活動要領の確立

- (4) 災害状況の把握と状況に応じた従業員及び周囲住民に対する人命安全措置と防災機関との連携活動

## 5 高圧ガス保管施設（鳥取県）

- (1) 必要に応じて保安措置等について指導を実施する。
- (2) 関係機関等との情報連絡を行うとともに、協力して消防活動を実施する。

## 第2節 救助・救急活動

### 1 実施責任者

消防局、消防団及び警察署が連携し、災害救助・救急活動にあたる。

### 2 活動方針

広域災害等により多数の負傷者が発生した場合は、初動体制を確立し、関係機関が活動開始した後の協力体制を確保し、迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

### 3 活動の原則

- (1) 救助活動は、傷病者の救出・救護を最優先とし、消防部隊は相互に連携して活動する。
- (2) 救急活動は、救命処置を優先し、傷病者の迅速かつ安全な搬送を行う。
- (3) 町、医療機関、自主防災会、警察その他関係者は連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に努める。なお、人命救助のために自衛隊の支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

### 4 集団事故発生時の救急医療の実施

集団事故発生時の救急活動は、消防局が定めた「集団事故発生時の救急救護活動要綱」及び鳥取県東部医師会が定めた「集団事故発生時の救急医療実施要綱」（資料編参照）に基づき円滑かつ効果的に実施する。

## 第3節 消防防災ヘリコプターの活用

災害時に、町長は知事に対して鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急出動を要請し、被災状況調査、物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

### 1 応援要請

災害時等で、次のいずれかに該当する場合は、防災ヘリを要請することができる。

- (1) 災害が、隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害が、本町の消防力等によっては、防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ他に適当な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

### 2 受入体制

応援要請した場合は、消防防災航空センターと災害情報等について十分な相互連絡を図るとともに、災害現場等の最高指揮者は防災ヘリの運航指揮者と緊密な連絡をとる。また、必要に応じ、次の受入体制を整える。

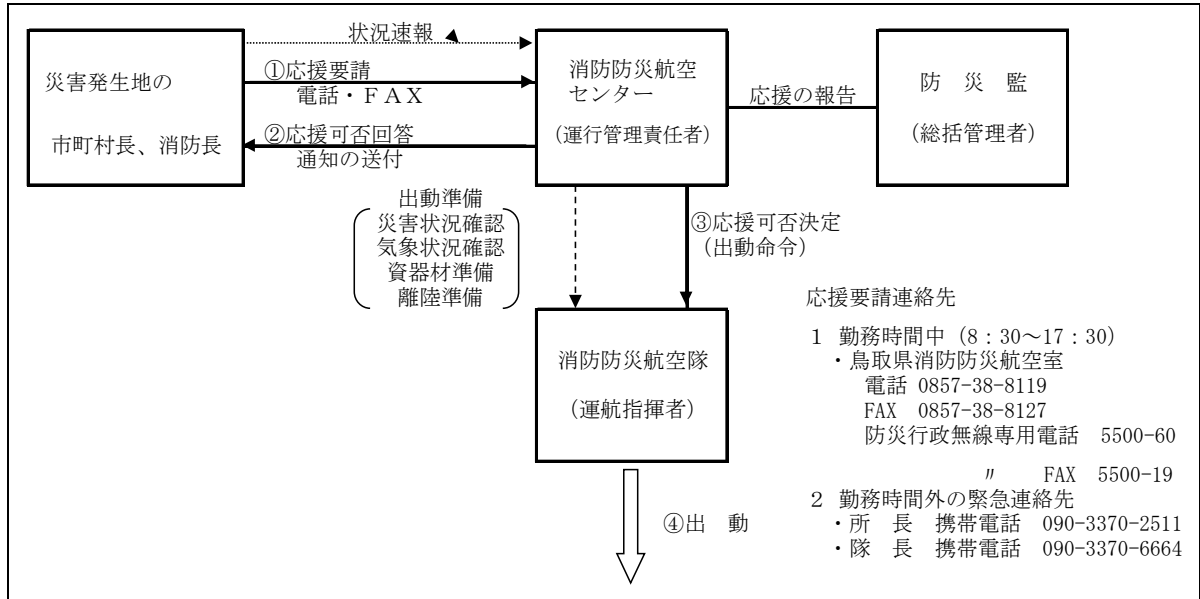
- (1) 離着陸場の確保及び安全対策

- (2) 傷病者等の搬送先離着陸場所及び病院等の搬送先の手配
- (3) その他必要な地上支援等

### **3 場外離着陸場**

防災への場外離着陸場は、資料編参照。

<緊急出動に係る応援要請手続きフロー>



## 第7章 避難計画

この計画は、災害から住民の生命、身体を守るため、避難指示等の発令、避難所等の開設要領などについて定め、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第1節 住民の避難行動

#### 1 避難行動と避難所等の関係

地震発生直後、住民は自宅又は職場等にいることが危険と判断した場合には、周辺の指定緊急避難場所等に避難し、しばらく余震等の状況を確認する。また、避難した場所に火災の危険が迫ってきた場合には、各自の判断、又は自主防災組織等の誘導により、安全な場所に避難する。

当面の危険を回避したと思われる場合に、住民は各避難場所等から各自の住家等の状況を確認することとなるが、住家等の倒壊、焼失等により生活の場を失った住民は、臨時的な宿泊・滞在の場所である避難所へ避難する。

#### 2 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては、不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難（移動）することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて周辺で最も危険性が小さいと考えられる場所に退避する方が適切な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を行うことが重要となる。

避難行動時には次の点に留意するよう、住民に十分に周知を図る。

- (1) 道路冠水、夜間など、危険な状況下で避難場所への移動を強行することにならないよう、自宅や安全を確保できる場所に留まることも選択すること。
- (2) 内水氾濫や小規模河川の洪水など浸水の深さは深刻にならないような災害や竜巻のように、屋外を移動して避難することがかえって危険な場合、近くの建物に退避、建物の中で安全な場所に避難すること。
- (3) 切迫した状況下では、生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。
  - ア 2階以上の場所
  - イ 斜面の反対側の場所
  - ウ 短時間で移動できる場所

### 第2節 避難指示等の種類

#### 1 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、避難を円滑に行うため、特に必要があると認めるときは、町長は、高齢者等避難を発令する。

#### 2 避難指示

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、災害時等において必要と認める必要と認める居住者に対し、町長は避難指示を発令する。

避難指示等を発令する場合において、集団避難させるため、あるいは安全地域を明確にするため等で必要があると認められるときは、避難先を指示することができる。



### 補足1 避難行動について（立ち退き避難）

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立ち退き避難」であり、「立ち退き避難」が避難行動の基本である。

### 補足2 避難行動について（屋内安全確保）

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立ち退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅の構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

### 補足3 避難行動について（緊急安全確保）

「立ち退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することが出来なかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋燃性が高い状況）し、立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

## 第3節 避難指示等の発令

### 1 避難指示の発令者

#### (1) 町長

避難指示等は、町長が行う。

#### (2) 警察官等

避難の指示は、警察官等が関係法令に基づき行うことができる。（資料編参照）

#### (3) 知事

町長が避難の指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が町長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

### 2 避難の指示の発令

#### (1) 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確し、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

〈警戒レベル、住民に行動を促す情報、住民がとるべき行動〉

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	

警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難する。 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合せたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	町長
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。	
警戒レベル5	緊急安全確保 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものでないなどの理由から警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 既に災害が発生・切迫している状況なので、安全な避難が出来なかった場合、直ちに安全確保を行う。	

### (2) 避難指示等の伝達内容

町長が行う避難指示等の伝達内容等は次のとおりとする。

〈避難指示等の伝達内容、伝達方法〉

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況	<b>【必須事項】</b> ●発令者 ●発令日時 ●対象地域 ●警戒レベル ●高齢者等避難、避難指示の別 ●避難すべき理由 <b>【必要に応じて付加追加事項】</b> ○避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期） ○避難場所 ○避難の経路（あるいは通行できない経路） ○危険区域 ○とるべき行動や注意事項	口頭又は広報車等によるほか、次の方法のうち実状に適した方法による。 ○防災行政無線（同報系） ○ラジオ・テレビ等放送依頼 ○町ホームページ ○あんしんトリピーメール ○緊急速報メール ○一般加入電話
避難指示	災害の発生するおそれがあり、自発的に避難を促すとき危険な場所から全員避難する。		

### (3) 避難指示等の基準

ア 近年の集中豪雨や台風等気象事象の変化及び本町の特性により、地域が限定される災害の発生が予想されることから、災害区分ごとで基準を定め、状況に応じた避難指示等を行う。

イ 水防法及び土砂災害防止法で指定された洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の（警戒）避難体制計画は当該区域ごとに別に定める。

区分	高齢者等避難	避難指示
水害	1 八東川で氾濫注意水位、私都川で避難判断水位を超え、なおかつ水位の上昇の恐れがあるとき。 2 近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高まったとき。	1 八東川で避難判断水位、私都川で氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。 3 浸水が拡大したとき。
土砂災害	1 大雨警報が発表され、さらに今後の降雨により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。 2 土砂災害警戒情報のレベルに達し、さらに降雨が予想される時。 3 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化等）が発見されたとき。	1 土砂災害警戒情報の発表後、さらに降雨が強まったとき。 2 気象庁から記録的短時間大雨情報が発表され、更に降雨が予想される時。 3 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等）が発見されたとき。
その他の災害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。

(4) 町長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の指示の実施について協力を要請する。

(5) 避難指示等の伝達は、広報車、防災行政無線、ラジオ・テレビ等放送依頼等により行う。

また、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、要配慮者にも配慮して、伝達漏れがないよう留意する。

### 3 報告及び公表

町長は、避難指示等を行ったときは、速やかにその旨を知事へ報告する。また、避難の必要がなくなったときは、その旨を告示（公表）するとともに、知事へ報告する。

## 第4節 避難誘導等

### 1 実施体制

避難誘導は、施設の管理者、厚生班のほか、消防団・消防署、警察署等の協力を得ながら実施する。

### 2 実施要領

#### (1) 避難者の誘導

ア 避難のための立ち退きは、原則として避難者個人の自主避難を原則とするが、避難途上危険がある場合等必要があるときは、消防団等が誘導する。

イ 優先避難及び携行品の制限

(イ) 避難は避難行動要支援者・要配慮者を優先する。

(イ) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努める。

(㉔) 携帯品は、必要最小限度にとどめる。

(㉕) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛する。

## (2) 応援の要請

被害地が広域で大規模な立退き、移送を要し、町において措置できない時は、町長は、知事に対し応援を要請する。要請の方法は、第4章・第1節知事に対する応援要請手続きに定めるところによる。

## 第5節 児童・生徒等の集団避難

### 1 避難実施の基準

(1) 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導する。

(2) 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施する。

### 2 実施要領

(1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施する。（小中学校の学校長に指示）

(2) 教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示する。

(3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行う。

(4) 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。

(5) 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において、保護者に迎えを要請し引き渡す。なお迎えに来られない場合については、学校で保護を行う。

(6) 学校長は、集団避難が必要なときは、町等と連携して速やかに避難行動を開始する。

(7) 町は、児童・生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告する。

(8) 町は、夜間・休日等に地震が発生したときは、地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告する。

### 3 留意すべき事項

(1) 学校長は、災害が発生する恐れのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の事項に留意する。

ア 予想される災害の種別、時期、程度等の情報を常に把握する。

イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講ずる。

(ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告する。

(イ) 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。

(ロ) 児童・生徒の下校時の安全確保に努める。

なお、対応困難時は町等の関係機関に応援を要請する。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講ずる。

(エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

#### 4 保育園の避難措置

保育園については早期の避難準備が必要となることから、町は避難指示等の発令よりも早い段階での避難情報等の発出に努める。また、災害が発生する恐れのある場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育園に指示する。

### 第6節 避難所の開設・運営

避難所の開設は、災害応急対策として町長（本部長）が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあつては、知事の補助機関として実施する。避難所の開設管理等は、保健福祉対策部等が担当する。

#### 1 避難所の開設

##### (1) 避難所の選定

災害時は、災害の種別や規模などの状況、収容人員、炊出し施設、避難距離その他の条件を考慮して避難所を開設する。

また、町福祉避難所以外の福祉避難所として社会福祉施設等から条件を考慮して開設する。なお、災害の状況によっては、指定緊急避難場所以外の施設を避難所として開設する。

- ア 町立小・中学校
- イ 公民館等町の施設
- ウ その他の公立学校
- エ その他の公共的施設
- オ その他の民間施設

##### (2) 屋外避難所の仮設

避難所の指定ができない場合又は不足する場合には、野外に避難所を仮設する。避難所の仮設は、保健福祉対策部が行う。なお、応急措置のため自衛隊の支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

##### (3) 避難所管理者等

保健福祉対策部は、避難所等を開設したときは、速やかに避難所ごとに、施設管理者その他の施設関係者の中から「避難所管理者」を指定する。避難所管理者は、避難所収容台帳（資料編参照）を備え、収容者の実態把握と保護にあたる。

避難所の開設を確実にするため、各避難所施設の鍵を各施設から貸与を受け、避難所班で一括管理する。鍵の貸与が出来ない施設にあつては、すみやかに開設出来る方法を確立しておく。併せて、各施設の位置図、平面図、施設管理者の連絡先等を記載したもの、その他避難所運営に必要な書類等を鍵と一緒に避難所毎に区分して保管する。

##### (4) ペットの同伴

避難所にペットの同伴を希望する避難者があつた場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れについて調整を行う。

#### 2 避難所の運営

##### (1) 避難所の運営体制の確立

避難所の運営にあたって、保健福祉対策部長は、各避難所の業務を統一するため、町職員の中から避難所責任者を選定し、避難所運営の責任者とする。なお、職員等の派遣にあたっては、女性職員又は女性消防団員の派遣にも配慮する。

##### (2) 避難所の運営要領

- ア 避難所の設定

避難所責任者は、当該避難所の施設管理者及び避難者の自主防災組織等と連携して、施設の使用できる場所・立入り禁止区域等を設定し、避難者に周知する。それに基づいて避難者の占有場所を決める際には、要配慮者の特性を配慮した配置に努める。

避難所責任者が派遣されていない避難所においては、施設の管理者及び自主防災組織等が連携して立入り禁止区域等を設定し、自主防災組織等が避難者に周知する。

#### イ 避難所の実態把握

避難所責任者は、自主防災組織等の協力を得て、避難者名簿を作成し、次の事項を町災害対策本部へ報告する。

避難所責任者が派遣されていない避難所においては、自主防災組織等が避難者名簿を作成する。

また、避難所で生活せず食事のみを受け取りに来る被災者等の把握にも努める。

(ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込

#### ウ 避難者への対応

(ア) 避難所内に相談窓口を設置し、避難者からの相談、各種情報伝達と支援物資の提供、心のケア等を実施する。

(イ) 大規模災害時において、防災関係機関・ボランティア団体・女性・障がい者・避難所関係者等による避難支援関係者連絡会議等を適宜開催し、関係機関等の支援活動や人的・物的資源の状況、避難所におけるニーズ等を情報共有する。

(ウ) 関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を被災地に派遣する。

(エ) 要配慮者には、その多様性に配慮し、避難生活上の環境整備に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要に応じて、福祉避難所への避難、保健師の派遣等を行う。

(オ) 車中避難者等には、避難所開設状況等の情報を提供するとともに、保健師の巡回等により身体的又は精神的負担を軽減する取り組みに努める。

#### エ 避難所の帳簿記載

避難所責任者は、次の帳簿等を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

(ア) 救助の種目別物資受払状況 (資料編参照)

(イ) 避難所設置及び収容状況 (資料編参照)

(ウ) 避難所設置に要した支払証拠書類

(エ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

避難所では、物資等において、県よりの受入分及び町調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の金額を明らかにする。

#### (3) 災害時福祉支援チーム(DWAT)の派遣要請

町は、大規模災害等の発生により災害救助法が適用され、又は適用される可能性がある場合、高齢者・障がい者等配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してDWATの派遣を要請する。

(4) 避難所運営への女性の参画

避難所運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

(5) 災害時支え愛活動への支援等

町（災害対策本部）は、地域住民等によって支え愛避難所が開設された場合、その運営等地域で自主的に行われる共助の取り組み（災害時支え愛活動）が円滑に行われるよう、必要な支援に努めるとともに、自主防災組織等と情報の共有を行う。また、支え愛避難所の運営にあたる地域住民等は、避難者名簿や避難所開設日時など支え愛避難所に関する実態把握や帳簿記載の整備に努めるものとし、その情報を町へ報告する。

(6) 知事への報告及び公示

ア 避難所を開設したときは、総務班は、次の事項を知事へ報告する。

(ア) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 避難所開設数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所を閉設したときは、統括班長は、県に報告する。

## 第8章 帰宅困難者対策計画

災害により道路施設及び公共交通機関が被害を受けた場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することが予測される。この計画は、帰宅困難者の大量発生による混乱等を防ぐことを目的とする。

### 1 事業所等の対策

- (1) 一定期間、従業員が事業所に滞在できるよう、食糧や飲料水、毛布等の備蓄に努める。
- (2) 従業員が外出中に災害が発生した場合、無理に帰社せず、最寄りの支店・営業所などで一時待機したり、自宅に近い場合は帰宅したりする等の行動ルールを作成する。
- (3) 事業所等への訪問者等が、帰宅困難になる場合を想定して、訪問者等が一時的に待機できるようなスペースの確保、食糧や飲料水等の備蓄に努める。
- (4) 家族の無事が確認できた場合は、しばらく事業所に待機する、あるいは翌日に帰宅するなど、従業員が安全に帰宅できるルールを作成する。
- (5) 正確な交通情報の入手方法、従業員と事業所の連絡体制を確認する。

### 2 学校・保育所等の対策

保護者と連絡がとれない場合や、保護者が帰宅困難者となった場合に、職員や園児・児童・生徒が安全確保のため、施設内に一定期間滞在することを想定したマニュアル等の作成に努める。

### 3 家庭・個人の対策

- (1) 職場などに、歩きやすい運動靴や懐中電灯、手袋、飲料水や携帯食糧などを準備する。
- (2) 家庭で、発災時の安否確認の方法や集合場所を話し合う。
- (3) 実際に通勤・通学路を歩いて帰宅経路の危険箇所等を確認して、帰宅地図を作成する。

### 4 町の対策

- (1) 道路や公共交通機関の被害状況、運行状況等についての情報収集を行い、ケーブルTV・ホームページ等により、住民等へ情報提供する。
- (2) 旅行者等滞在場所の確保が困難な場合、一時的な待機所を開設する。
- (3) 災害協定を締結しているコンビニエンスストア等にトイレ使用等の帰宅者支援を依頼する。
- (4) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。



## 第9章 食糧・物資調達供給計画

### 第1節 食糧の供給

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策従事者等への食糧の確保と確実な供給を図ることを目的とする。

#### 1 実施責任者

炊出し、配給調達等（以下、「食糧の供給」という。）は町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の補助機関として町長が実施する。被災者及び災害応急対策従事者の食糧の供給については保健福祉対策部が担当する。必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、民間ボランティア等に対して協力を求める。

#### 2 災害時の応急供給の措置

災害時等に、町長が食糧の供給を実施する必要があると認めたときは、自ら備蓄する食糧の供給をするとともに、災害協定に基づき、小売店卸売業者、弁当業者等から簡易処理食料等を緊急調達する。食糧の供給不足が生じる場合は、県に支援を要請する。

##### (1) 炊き出しその他による食料品の給与（県災救法施行細則）

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者（以下「被災者」という。）に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

##### (2) 供給品目

供給する食糧は、米穀、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品等から被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク（アレルギー対応食品を含む。）、お粥等のやわらかい食品など要配慮者用食糧の供給に努める。

##### (3) 応急食糧の供給及び緊急引き渡しの措置

県は、町からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要とされると判断した場合は、農林水産省に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者名、連絡先等を電話するとともに、併せてFAX又は電子メールで連絡後、速やかに要請書を提出する。

##### (4) 食糧の備蓄

災害が発生して道路の啓開が本格化し、輸送が開始されると考えられる3日目までの、3日分の食料を乾パン、アルファ米等（乳幼児にはミルク）で備蓄する。なお、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定める共通品目及び目標数を備蓄する。

#### 3 炊き出しその他による食品の給与

##### (1) 費用の種別及び内容

ア 主食費

- (ア)米穀類臨時購入切符で配給業者から購入した場合の主食（小売価格）
- (イ)知事が政府所有米の一括売却を受け、配分した場合の主食（売却価格）
- (ウ)配給食料のほかに、一般の食料品店その他から炊出し等のため、購入したパン、うどん、麦類等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。

ウ 燃料費

品目、数量等については制限しない。

エ 雑費

- (ア)器物（釜、鍋、やかん、バケツ、しゃくし等）の借上料又は謝金
- (イ)茶わん、はし、包装紙等の購入費

(2) 炊出しを行う場所

炊出しは、避難所内で行うことを原則とするが、災害の状況により学校給食施設（給食センター等）又は旅館等の民間施設を使用する。必要に応じ、近隣市町村の自治会、婦人会等にも協力を要請する。

(3) 炊き出し用器材の調達

炊出し用燃料その他の器材等の調達確保は、総務部・調達配給班が行う。

(4) 炊出し責任者等

炊出しを行う場所が決定したときは、炊出し責任者を指定するとともにそれぞれの現場ごとに現場責任者を配置する。

炊出し責任者、現場責任者の指定、配置は関係部長が行う。炊出し責任者、現場責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し保管しなければならない。

ア 炊出し給与状況

イ 救助の種目別物資受払状況

ウ 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

エ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

オ 炊出しに関する事項の記録

(5) 炊き出し要員の確保

ア 炊き出しの実施にあたって、町職員のみでは作業に支障をきたす場合は、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、民間ボランティア等に協力を要請する。

イ 自衛隊の災害派遣要請

炊き出しの実施にあたって、町内の炊き出し可能施設のみでは数量が不足する等の場合は、自衛隊災害派遣要請計画により、人員及び炊飯トレーラー、炊飯釜、給水トレーラー等の派遣を知事に要請する。

ウ 県又は隣接市町村への応援要請

災害のため町内では炊き出し等による食糧の供給ができないときは、県又は隣接市町村に対し、次の事項を明示し応援を要請する。

(ア)所要人数

(イ)炊き出し予定期間

(ウ)主食、副食の種類と数量

(エ)炊き出し用具、燃料の種類と数量

(オ)集合又は送付先

(カ)その他必要事項

#### 4 県に対する供給要請

(1) 県内各市町村の備蓄食糧の調達

町の備蓄する食糧だけでは不足する場合は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、県内各市町村で連携して備蓄している食糧について、県に供給の調整を要請する。

(2) 県による食糧の調達

町は、不足分の食糧を確保するため、供給食糧の確保に必要な事項を示して、県に食糧供給の要請を行う。

#### 5 調達した食糧の輸送

(1) 近隣の米穀販売業者から購入する場合

発注先の米穀販売業者に依頼する。

ただし、当該業者で輸送できないときは、輸送計画により輸送する。

(2) 政府所有米穀を町が直接引き渡しを受ける場合は、輸送計画により輸送する。

(3) 被災地以外の米穀販売業者に発注した場合

発注先の米穀販売業者に依頼する。

ただし、当該業者で輸送できないときは輸送計画により輸送する。

### 第2節 生活関連物資の供給

この計画は、災害によって、住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需物品を喪失又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない者等に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）を給与若しくは貸与する事を目的とする。

#### 1 実施責任者

救助物資の供給（調達、保管、給与、貸与等）は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、町長は知事の補助機関として実施する。救助物資の供給は、総務対策部が担当する。

#### 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（県災救法細則）

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を壊失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

#### 3 限度額

救助物資の給与の限度額は、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

#### 4 給貸与の期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

#### 5 特別基準の承認申請

災害救助法が適用される災害について、特別基準（限度額、季別、期間）により難いと認められるときは、知事を経て厚生労働大臣に申請する。

#### 6 救助物資の調達及び給与等

##### (1) 調 達

町内の業者から購入する。ただし、災害の状況により町内で調達できない場合には、知事に調達を依頼する。

##### (2) 給与等の方法

原則として、自治会、自主防災組織等を通じて行う。なお、避難所以外の住民についても留意する。

#### 7 救助物資責任者

(1) 総務対策部長は、救助物資の適正な給与等を行うため、速やかに救助物資責任者を指定する。

(2) 救助物資責任者は、総務対策部と連携を密にし、被害の状況、被害人員、被災者の世帯構成員等を十分把握し品目、数量等を決定するとともに次に掲げる帳簿等を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

ア 救助の種目別受払状況

イ 救助物資購入関係支払証拠書類

ウ 物資の給与状況

エ 備蓄物資払出証拠書類

#### 8 義援金品等

##### (1) 受 領

義援金品等は、保健福祉対策部で受付受領する。

##### (2) 保管及び配分

義援金品等を受領した保健福祉対策部は、救助物資に準じて、保管し配分する。

#### 9 不足分に係る供給要請、調達、配分

町長は、町の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行う。

##### (1) 供給対象者数の確認

町長は、避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

(2) 「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」等を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

##### (3) 供給物資の品目及び数量の決定

町長は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。

##### (4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案して決定する。

## 10 輸 送

### (1) 輸送実施者

ア 救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼する。

イ この場合において、総務部は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ 必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。

### (2) 集積場所の確保

町長は、あらかじめ定めた当該物資の引受のためのスペースを確保する。

### (3) 他の輸送物資との関係

物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送する。

## 第3節 飲料水の供給

この計画は、災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最少限度必要な量の飲料水を供給することを目的とする。

### 1 実施責任者

飲料水の供給は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、町長は知事の補助機関として実施する。飲料水の供給は、建設対策部上下水道班が担当する。また、水道施設及び給水車による給水のほか、備蓄物資の飲料水による給水も行うこととし、建設対策部上下水道班が担当する。

### 2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

### 3 給水量

(1) 緊急給水 1日1人当たり、3ℓを確保する。

(2) 応急給水 1日1人当たり、20～25ℓを確保する。

### 4 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

### 5 給水方法

飲料水は、おおむね次の方法によって給水する。

(1) 飲料水が汚染したと認められるときは、建設対策部上下水道班及び保健所等の水質検査を受け、浄水装置等により浄水して提供する。

(2) 被災地において水源を確保することが困難な状態のときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により運搬供給する。

### 6 給水責任者

(1) 上下水道課長は、飲料水の供給を行うときは、速やかに給水責任者を指定する。

- (2) 給水責任者は、次の帳簿等を備付け、正確に記入し保管しなければならない。
- ア 飲料水の供給簿
  - イ 救助の種目別物資受払状況
  - ウ 飲料水供給のための支払証拠書類

## 7 応急給水機械等の保有状況

資料編参照

## 8 補給水利（水源）上水道区域

八頭町水源地一覧表（資料編）

## 9 水道施設の応急復旧について

水道施設が被災した場合には、上下水道課を中心にした災害復旧作業隊を編成し、復旧に努める。

## 10 応援の要請

被害が甚大であり、本町のみでは飲料水の供給及び水道施設の復旧ができないときは、関連業者、他事業者への人員の支援要請及び給水車、ポリタンクの借用要請を行うとともに、知事に対し応援を要請する。なお、応急措置のため自衛隊の支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

## 第10章 医療救護計画

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、住民等が医療及び助産を受けられなくなった場合に医療救護及び助産の迅速かつ適当な措置を講ずるため、関係機関の協力を得て医療救護等の体制を整備し、応急医療活動に万全を期すことを目的とする。

### 第1節 医療救護活動

医療救護活動の実施は、「八頭町災害医療活動指針」に基づき町長（本部長）が行う。医療救護活動は、保健福祉対策部が担当する。

#### 1 活動内容

- (1) 医療関係機関等との連絡調整
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動状況の把握
- (3) 関係機関からの情報収集及び情報の報告
- (4) 医療機関の被災状況等の把握（EMISの代行入力）
- (5) 受入医療機関の把握と患者搬送の連絡調整
- (6) 医療救護班等の派遣調整及びDMAT等の受入調整
- (7) 地域災害医療コーディネーターの招集
- (8) 医薬品、医療資機材等の広域調達及び調整

#### 2 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、保健福祉対策部、又は各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

##### (1) 医療救護班の業務内容

- ア 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- イ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ウ 薬剤及び治療材料の支給
- エ 看護
- オ 後方医療機関への患者の収容

##### (2) 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

##### (3) 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、鳥取県薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

##### (4) 保健福祉対策部又は各関係機関の統括者は、医療救護班を編成したときは速やかに責任者を指定しなければならない。

なお、保健福祉対策部長が指定した医療救護班責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

- (ア) 医療隊活動状況
- (イ) 救助の種目別物資受払状況
- (ウ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

### 3 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療を受けられなくなった者
- (2) 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者又は分娩の予定のある者で、災害のために助産を受けられなくなったもの

### 4 救護所の設置

保健福祉対策部長は、本部長と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり、消防局、日赤県支部、医師会、警察署等の協力を得て、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、町に災害救助法が適用のため、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

- (1) 学校、地区公民館、その他の避難所
- (2) 災害現場
- (3) その他本部長が認めた場所

### 5 医療及び助産の実施期間

#### (1) 医療

災害発生の日から 14 日以内とする。

#### (2) 助産

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対して、分娩した日から 7 日以内

#### (3) 延長申請

災害救助法が適用され、応急的医療及び助産の実施について、知事から委任を受けた場合において、町長が特別の事情により期間延長の必要があるときは、知事に対し申請を行う。

### 6 搬送の実施

#### (1) 実施者

ア 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。

イ 消防局の救急車が確保できない場合は、町、県で確保した車両又は県消防防災ヘリ等により搬送する。

#### (2) 搬送先の決定

保健福祉対策部医療班は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。特に、脳外科等、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。

また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。

なお、災害が広域にわたる場合には、鳥取県医療救護対策本部に応援を要請する。

#### (3) 患者搬送に必要な車両所有状況

資料編参照



- (4) 病院及び病床数  
資料編参照

## 7 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営

保健福祉対策部医療班は、県が東部圏域に指定したSCU（ステージング・ケア・ユニットの略で、航空搬送拠点に隣接して設置された臨時医療施設）について、DMAT（災害急性期に活動できる機動性を持った、専門的なトレーニングを受けた医療チーム。「Disaster Medical Assistance Team」の頭文字をとってDMATという。）及び県と協力しながら設置・運営する。

〈東部圏域のSCU設置場所〉

所在地	種別	施設名	施設管理者等
鳥取市湖山町西	回転・固定翼機	鳥取空港	鳥取県、鳥取空港ビル株式会社
鳥取市布勢	回転翼機	鳥取県立布勢総合運動公園	鳥取県（指定管理者制度による指定管理者）

## 8 医薬品の確保等

### (1) 保健福祉対策部医療班における医薬品等の確保

ア 医薬品等の取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。

イ 保健福祉対策部は、医薬品等の確保について要請を受けたときは、鳥取県医薬品卸業協会に「災害時における医薬品等の確保に関する協定書」に基づき発注し、調達補給する。

ウ 保健福祉対策部は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、鳥取県医療救護対策本部に応援を要請する。

エ 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、県に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

### (2) 保健福祉対策部における医薬品等の調達等

医薬品等の調達補給は、医療部庶務班が保健福祉対策部に発注依頼又は「災害時における医薬品等の確保に関する協定」に基づく依頼、その他調達可能な業者に発注する。

### (3) 医薬品等の調達先 資料編参照

## 9 関係団体の役割

団体名	主な役割
東部医師会	医療救護班の派遣
東部歯科医師会	歯科医療救護班の派遣
鳥取県薬剤師会	医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達
鳥取県看護協会	災害支援ナースの派遣
鳥取県医薬品卸業協会	医療救護活動に必要な医薬品等の調達

山陰医療機器販売業協会	医療救護活動に必要な医薬品等の調達
日本産業・医療ガス協会山陰支部鳥取県内会員	医療ガス・ボンベ等の調達

### 1 0 医療救護関係ボランティアの受入

保健福祉対策部は、医療救護関係ボランティアの受入について次のとおり対応する。

- (1) 各救護所の状況把握に努め、必要な情報を鳥取県医療救護対策本部に提供し、相互に情報共有を図る。
- (2) 鳥取県東部医師会が随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、同会を通じて派遣要請をすることができる。

## 第2節 公衆衛生活動

### 1 保健師等による公衆衛生活動

#### (1) 保健師等の派遣

統括部は、各対策部を通じて開設した避難所等の状況を把握し、必要に応じて、保健福祉対策部と連携して避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健福祉対策部が県に要請する。

#### (2) 保健師等による保健管理、健康相談

保健師等は、救護所、避難所及び仮設住宅等を巡回し、「八頭町災害時保健活動マニュアル」（ガイドライン、マニュアル編）に基づき、また、大規模災害時の栄養・食生活支援ガイドライン（日本公衆衛生協会）を参照し、被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合は、保健福祉対策部医療班と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

#### (3) こころのケア対策

被災者に対するこころのケアについては、必要に応じて、保健師等による電話相談窓口を鳥取市保健所に設置するなど、関係機関と連携して被災者のメンタルケアに努める。

### 2 関係機関及び活動内容

避難所等で医療支援及び公衆衛生活動が必要であると認めたときは、保健福祉対策部長が次の公衆衛生関係機関へ必要な人材の派遣を要請する。

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
鳥取県看護協会	・避難所等における避難者へのケア、保健指導等
鳥取県助産師会	・町の要請に基づき、助産師を派遣 ・避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助
鳥取県栄養士会	・町の要請に基づき、管理栄養士を派遣 ・被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等
鳥取県臨床心理士会	・町の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣 ・避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要配慮者訪問、支援者のメンタルケア
鳥取県精神保健福祉士会	
鳥取県柔道整復師会	・町の要請に基づき、柔道整復師を派遣 ・避難所における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）

### 第3節 救出及び救助

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出し、保護することを目的とする。

#### 1 実施責任者

被災者の救出は、町長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事の補助機関として町長が実施する。

#### 2 救出を受ける者

救出を受ける者は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であり、概ね次に掲げるような者である。

- (1) 災害のため生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 生死不明の状態にある者

#### 3 救出の方法

- (1) 保健福祉対策部の要請に基づき、消防局及び消防団が主体となって救出隊を編成し、救出作業を実施する。
- (2) 救出隊は、保健福祉対策部との連携により、被救出者を病院等へ搬送する。

#### 4 応援の要請

災害の規模が大きく救出隊の活動のみでは救出困難な場合又は救出活動に特殊機械及び特殊技能者を必要とする場合には、知事を通じて、警察、消防、自衛隊等の派遣を要請する。ただし、事態が急迫している場合には、直接警察署長に出動を要請する。また、必要に応じて民間団体の協力を求める。

#### 5 実施期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

#### 6 救出責任者

- (1) 保健福祉対策部長は、被災者の救出を行う場合には、速やかに救出責任者を指定しなければならない。
- (2) 救出責任者は、消防局と連絡を密にして次に掲げる帳簿等を備付け、正確に記入し保管しなければならない。
  - ア 被災者救出状況記録簿
  - イ 救助の種目別物資受払状況
  - ウ 被災者救出用関係支払証拠書類

#### 7 町本部への報告

救出隊は、救出活動の現状を、保健福祉対策部長は、被救出者の収容状況（氏名、人員等）を町本部へ報告する。

#### 8 自主防災組織、事業所の対応

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、被災者の早期発見に努める。

- (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救出活動が困難な場合は、可能な限り、町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

## 9 救出・救助用器具

資料編参照。

## 第4節 搜索、遺体対策及び埋葬

この計画は、災害によって死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の対策及び埋葬を行うことを目的とする。

### 1 実施責任者

遺体の搜索、対策及び埋葬は、町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事から委任を受けた事項について町長が実施する。

### 2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、保健福祉対策部の要請に基づき消防機関・警察官からなる搜索隊を編成してこれにあたる。この際、緊急の措置等の自衛隊の応援が必要な場合は、県を通じて要請する。

#### (1) 搜索を行う場合

災害により現に行方不明の状態にある者に対して行う。

#### (2) 搜索を行う期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

#### (3) 搜索責任者

ア 保健福祉対策部長は、行方不明者の搜索を行う場合には、速やかに搜索責任者を指定しなければならない。

イ 搜索責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

(ア) 救助の種目別物資受払状況

(イ) 行方不明者搜索用関係支出証拠書類

### 3 遺体の処理

#### (1) 実施者

遺体の処理は、保健福祉対策部が実施する。

#### (2) 遺体の処理を行う場合

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、これらの処置を実施する。

#### (3) 遺体処理の内容

ア 洗浄、縫合、消毒

イ 遺体の一時保存

ウ 検視

検視は、警察署が行うことを原則とするが、遺体の数が著しく多い場合には、鳥取県東部医師会に協力を要請する。

#### (4) 検視場所及び遺体安置所の確保

保健福祉対策部長は、遺体の検視については、検視場所及び遺体安置所を確保し、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。

なお、検視場所及び遺体安置所は、町が確保した施設又は「災害時における協力に関する協定」を締結している関係事業者等に対し、遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供等に関して要請を行うなどにより確保した施設とする。

#### (5) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし町長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生大臣の承認を得て）期間を延長する。

(6) 遺体の処理に要する費用は鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

#### (7) 遺体処理責任者

ア 保健福祉対策部長は、遺体の処理を行う場合には、速やかに遺体処理責任者を指定しなければならない。

イ 遺体処理責任者は、遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県等を通じて調達を図る。

ウ 遺体処理責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

(ア) 遺体処理台帳

(イ) 遺体処理費支出関係証拠書類

## 4 応急的な埋葬

### (1) 実施者

遺体の埋葬は、保健福祉対策部が実施する。

### (2) 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者の遺族が、混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な埋葬を実施する。

### (3) 埋葬の方法

ア 埋葬は、現物給付することを原則とし、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供とする。

イ 埋葬は原則として火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡す。

ウ 埋葬を行うときの注意事項

(ア) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(イ) 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し、調査にあたりとともに、遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

エ 広域火葬計画による火葬の実施

(ア) 町長は、災害発生後、速やかに町内の死者数の被災状況等の把握に努め、知事に報告を行う。

(イ) 町長は、本町のみ能力では遺体の搬送が困難であると認められるときは、知事に応援を要請する。

(ウ) 保健福祉対策部長は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知する。

オ 埋葬の場所

町長（本部長）が指定する。

(4) 埋葬の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

(5) 埋葬の費用

埋葬の際、使用又は支給する棺、骨つぼ及び火葬又は埋葬の価格は、通常の際の町場による実費とし、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。（埋葬の際の人夫賃、輸送費は、原則としてこの中に含まれるが、供花代、読経代、酒代等は経費の対象としない。）

**5 埋葬及び火葬の特例**

災害対策基本法第86条の4の規定による激甚災害に指定された場合は、災害対策基本法施行令第36条の2の規定により、埋葬及び火葬の手続きの特例が適用される。

## 第11章 保健衛生対策計画

### 第1節 防疫の実施

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

#### 1 防疫活動の内容

防疫活動の実施は、町長（本部長）が行う。防疫活動は、保健福祉対策部が担当し、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 感染症等発生状況等調査の実施
- (2) 食品関係業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導
- (3) 危険動物等の管理対策
- (4) 消毒
- (5) 物件又は建物に係る措置
- (6) ねずみ属、昆虫等の駆除
- (7) 避難所の防疫措置
- (8) 臨時予防接種
- (9) 防疫隊の編成
- (10) 関係機関からの情報収集及び県との連携

#### 2 感染症等発生状況等調査及び感染症患者の隔離

- (1) 概ね次の方法により感染症等の発生について調査等を実施する。

ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、発熱等の有症患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施する。

イ 感染症等発生状況等調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条及び第45条の規定による健康診断を行う。

- (2) 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離收容する。
- (3) 隔離收容する施設は、感染症指定医療機関とする。
- (4) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に收容できない場合は、臨時隔離所を設けて收容する。
- (5) やむを得ない理由により病院に收容することができない場合は、自宅隔離とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導を行い、必要に応じて治療を行う。

#### 3 食品衛生対策

- (1) 指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底的に行い、食中毒等の発生を防止する。

鳥取保健所に食品衛生監視員の派遣を依頼する。

主な指導事項は次のとおりとする。

ア 避難所に対するもの

(ア) 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起

(イ) 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

イ 炊き出し施設に対するもの

- (ア) 給食用施設の点検
- (イ) 給食に用いる原材料、食品の検査

#### ウ 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

#### (2) 業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分に食中毒予防の指導ができない場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連携のもとに食品衛生の普及に当たるものとする。

#### (3) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

ア 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。

イ 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。この場合、食糧の調達のため県災害防疫対策本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県災害防疫対策本部へその旨を通知する。

## 4 危険動物等の管理対策

被災地における特定動物（ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるもの）の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等を行う。

#### (1) 特定動物の実態把握

被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないかを速やかに調査し、飼育実態を把握する等、必要な措置を実施する。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握する。

#### (2) 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講ずる。

#### (3) 収容施設の確保

町は、犬等管理所（検討中）に収容を行う。収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

## 5 消毒

(1) 被災地域において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとき若しくは知事が指示したときは、保健福祉対策部が消毒を実施する。

（実施要領は、感染症予防法施行規則第14条に定めるところによる。）

(2) 防疫上必要と認めるときは、被災各戸に消毒剤を配布し、床、床下、壁、台所、便所、汚水溜等の消毒を行う。



## 6 物件又は建物に係る措置

被災地域又はその周辺の物件（飲食物、衣類、寝具等）又は建物について、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとき若しくは知事が指示したときは、保健福祉対策部が当該物件を消毒又は廃棄し、若しくは建物の消毒又は立入り制限等を実施する。防疫措置実施にあたっては、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施し、被災家屋及びその周辺は住民等において実施する。

（実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところによる。）

## 7 ねずみ属、昆虫等の駆除

防疫上必要と認めるとき又は知事が指示したときは、保健福祉対策部がねずみ属、昆虫等の駆除を実施する。

（実施要領は、感染症法施行規則第15条に定めるところによる。）

## 8 避難所の防疫措置

避難所は、多数の者が避難するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて、保健福祉対策部が防疫活動を実施する。

- (1) 検病調査
- (2) 物件に係る措置の方法、消毒の実施
- (3) 給食の衛生管理
- (4) 飲料水の管理
- (5) その他避難所内の衛生管理

## 9 臨時予防接種

避難所内又は環境上病毒伝播のおそれのある地域に感染症患者が発生し、又は病床体保菌者が発見され、感染のおそれがある場合には、必要に応じて予防接種を行う。

## 10 防疫隊の編成

保健福祉対策部は、災害の状況等を勘案のうえ防疫隊を編成し、消毒等の防疫活動を行う。

防疫隊の編成は、技術者1人、作業員2人以上とする。

### 11 関係機関等からの情報収集及び県との連携

- (1) 防疫活動の実施にあたっては、関係機関等からの情報収集活動に努める。
- (2) 被害が甚大であり本町のみでの防疫活動では、相当の日数を要し、効果がないと認められるときは、知事に対し応援の要請を行う。この際、自衛隊の防疫支援が必要な場合は、県を通じて要請する。
- (3) 災害防疫現地対策本部設置は、県からの要請に基づき設置する。
- (4) 県東部圏域の被害状況及び防疫活動状況をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告する。

### 12 消毒機材の保有状況等

資料編参照。

### 1 3 薬剤の調達先

薬剤の調達先は、第10章・第1節・第11項医薬品等の調達先参照。

## 第2節 清掃及び死亡獣蓄処理

この計画は、災害のため排出したごみ、し尿及び浸水等により増加した、し尿並びに死亡獣蓄の処理等を迅速確実にを行い環境衛生の万全を期することを目的とする。

### 1 実施責任者

清掃及び死亡獣蓄処理は、町長（本部長）が実施する。清掃及び死亡獣蓄処理は、保健福祉対策部が担当する。

## 2 清 掃

### (1) ごみの収集処分

#### ア 被災地区のごみの集積

被災地の状況を調査し、必要に応じごみの収集場所を指定する。ごみの集積場所を指定する場合には、被災地の区長等の意見を聴き適地を選定するとともに協力を依頼する。ごみの収集、分別等においては、災害ボランティアの協力を考慮する。

#### イ ごみの運搬等

ごみ収集及びアにより集積されたごみは、町又は業者委託により処理施設に運搬する。

#### ウ ごみの処分

東部広域行政管理組合の処理施設により処分する。やむを得ない場合は、埋立て等を行う。埋立てにより処分する場合は、消毒を行う。

#### エ ごみの処理施設

(令和5年2月28日現在)

施 設 名	場 所	処理能力
リンピアいなば	鳥取市河原町山手925	240t/日
鳥取県東部環境クリーンセンター	鳥取市伏野2220	埋立容量30 t/日

#### オ ごみ収集運搬車等（資料編参照）

### (2) 災害廃棄物の処分

災害により発生した損壊家屋等のがれき等の集積方法、集積場所、運搬方法、処理施設等について、平時より検討を行う。

### (3) し尿の収集処分

#### ア し尿の収集

被災地の状況を調査し、災害により便槽が満水し使用できない場合には、業者に委託して収集する。

#### イ し尿の処分

し尿処理施設である因幡浄苑で処分するものとするが、やむを得ず使用できない場合には他の処理施設に委託し、処分する。

#### ウ し尿処理場

(令和5年2月8日現在)

施設名	場 所	処理能力
因幡浄苑	鳥取市秋里1037-1	225k1/日

エ し尿運搬車所有状況（資料編参照）

### 3 トイレ対策

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要となるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行う。特に仮設トイレや携帯トイレについては、必要数量を平時から把握し、調達体制を整える。また、災害により使用不能な状態にある既存トイレを復旧させることで、順次トイレを確保できるので、既存トイレの早期復旧に努める。また、地域内のトイレ設置状況のマップ化の推進を図る。

#### (1) 利用者への配慮

非常時ではあるが、男女別のトイレの確保及び設置や、高齢者や身体に障がいがある者への対応、夜間に安心して利用できる周辺整備等の配慮に努める。

#### (2) 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

避難所開設等に伴う仮設トイレの設置は、公共下水道による対策と整合を図るとともに避難所の立地条件等を考慮して行うものとし、地下水等を汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没する。

簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求める。

また、平素から仮設トイレの借上げルートの確保等を検討する。

仮設トイレ… 県及び市町村の備蓄に関する連携体制（県備蓄）

携帯トイレ… 県及び市町村の備蓄に関する連携体制（市町村備蓄）

#### (3) 携帯トイレの配布

被災の状況に応じ、避難所等及び既存トイレが使用不能な住民に対して携帯トイレ及びそれに必要な消耗品の配布を行う。

#### (4) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

仮設トイレ又は携帯トイレが不足する場合は、次の事項を明らかにして県に設置又は調達を要請する。

ア 設置（配布）予定地域

イ 設置（配布）予定期間

ウ 必要な台数（個数）又は使用する（必要な）人数

エ その他参考事項

### 4 応援の要請

被害が甚大であり、本町のみの能力ではごみ、し尿の収集が困難であると認められるときは、県や災害協力協定を締結している団体に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。

#### (1) 清掃業務の種別

#### (2) 清掃所用地域

#### (3) 清掃期間

#### (4) 応援を求める人員、機材

#### (5) その他参考事項

## 5 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬等）の処理

- (1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、死亡獣畜の処理は、所有者が町長の許可を受けて行う。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、保健福祉対策部が埋却焼却等の方法で処理する。

## 第3節 障害物の除去

この計画は、災害によって、土、石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に居住の方法のない者を保護するとともに、災害時における応急対策業務等に関する協定に基づく建設業協会等の協力を得て、町道上の障害物を除去して交通の確保を図ることを目的とする。

### 1 実施責任者

障害物の除去は、町長（本部長）が実施し、消防団は積極的に応援する。ただし、災害救助法が適用された場合には、町長は知事の補助機関として実施する。

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。

### 2 住居に運び込まれた障害物の除去

#### (1) 障害物の除去の対象となる者

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者。
- イ 自らの資力のみでは、障害物の除去ができない者。
- ウ 住家が半壊又は床上浸水した者。
- エ 原則として災害によって住家が直接被害を受けた者。

#### (2) 障害物除去の対象数

半壊又は床上浸水した15%以内とする。災害救助法が適用され知事から障害物の除去について委任を受けている場合で、町長がやむを得ない事情により15%を超えて除去する必要があると認めるときは、知事に対しその旨を要請する。

#### (3) 障害物の除去の対象者の選定

障害物の除去の対象とする住家の選定（知事から委任を受けた場合を含む。）は、民生委員等の意見を聴き決定する。

#### (4) 障害物除去のための費用

一世帯当たりの費用は鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。内訳は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の購入費、借上費、輸送費等である。

#### (5) 障害物除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には、（災害救助法が適用されている場合には、厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

#### (6) 障害物除去責任者

- ア 建設対策部長は、障害物の除去を行う場合には、速やかに障害物除去責任者を指定しなければならない。
- イ 障害物除去責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

#### (ア) 障害物除去の状況

#### (イ) 障害物除去費支出関係証拠書類

### 3 交通しや断の障害物の除去

- (1) 道路上又は河川にある障害物の除去は、それぞれの管理者が実施するものであるが、鳥取県県土整備部等と連絡し、協力して交通の確保に努める。
- (2) 町道（町道上にある橋梁を含む。）の障害物は、建設対策部が除去する。この際、応急復旧に自衛隊の応援が必要な場合は、県を通じて要請を求める。

### 4 除去した障害物の集積予定地等

- (1) 除去した障害物は、小・中学校の校庭、公園、空地等のうちから、次に掲げる条件を具備するものを選定し、集積する。ただし、災害の状況によっては河川敷、緑地帯等を一時使用する。
  - ア 障害物除去現場と近い場所であること。
  - イ 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所であること。
  - ウ 道路交通の障害とならない場所であること。
  - エ 避難その他災害応急対策に支障のない場所であること。

### 5 処理方法

#### (1) 生活ごみの処理

ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行う。

また、町の処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

#### (2) 災害廃棄物（震災廃棄物）の処理

災害廃棄物の処理は上記(1)に準じて行う。

### 6 障害物の売却及び処分方法

保管した障害物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該障害物を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

### 7 除去に必要な機械器具の整備等

- (1) 障害物の規模並びに範囲により必要な対策を講ずる。
- (2) 比較的小規模のものは町で処理し、大規模なものは(社)鳥取県建設業協会東部支部等の協力により、重機等を用いて実施する。

### 8 県等に対する応援要請

町のみで障害物の除去が困難な場合は、県又は他市町村に対して、次の事項を明示して応援を要請する。

- (1) 清掃所要地域
- (2) 清掃期間
- (3) 応援を求める人員、機材
- (4) 応援を求める業務の範囲
- (5) その他参考事項

## 9 廃棄物処理の特例

災害対策基本法第86条の5の規定による激甚な災害に指定された場合は、同条による廃棄物処理の特例が適用される。

### 10 石綿飛散等防止対策

- (1) 災害後の建物等の除去にあたっては、石綿の飛散防止のため、応急措置の検討や関係機関へ連絡するとともに、状況に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく指導・助言等を行う。
- (2) 除去した障害物の集積場所やその周辺においては、労働災害や周辺環境への影響を防ぐため、必要に応じて大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討する。なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（平成19年3月環境省水・大気環境課）」による。

## 第4節 入浴施設

この計画は、災害のため入浴施設が破壊等により不足した場合に県、町その他関係機関の協力のもとに仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

### 1 実施機関

公衆浴場に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は町長（本部長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事が町長に職権を委任した場合は、町長が行う。

### 2 実施の方法

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は概ね次の方法によって行う。

- (1) 浴場用水が被災地において確保することが困難な場合は、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
- (2) 仮設入浴設備は必要とする被災地に運搬供給する。
- (3) 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請する。
- (4) 県又は町は、給水車等を所有する機関に要請して確保するとともに、これらを活用して給水を実施するとともに、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

### 3 浴場用水の給水対策における順序

災害発生直後は飲料水の供給を優先する。

### 4 広 報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び町、その他関係機関が連携して住民への広報を実施する。

## 第12章 交通・輸送計画

### 第1節 交通確保

この計画は、災害時における道路交通法の緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）の通行を確保するとともに、災害により道路、橋梁等に被害を被った場合に、速やかに復旧措置を施し、交通の混乱を防止することを目的とする。

#### 1 実施機関

##### (1) 交通規制

県公安委員会、警察署長、警察官、道路管理者（町の担当は、建設対策部）

##### (2) 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会

##### (3) 道路交通の確保

道路管理者（町の担当は、建設対策部）

##### (4) 鉄道交通の確保

西日本旅客鉄道株式会社鳥取鉄道部・若桜鉄道(株)

#### 2 災害時における交通規制

##### (1) 交通情報の把握

ア 警察は、早期に管内の交通事情を把握し、関係機関に必要事項を通知する。

イ 道路管理者は、地域を管轄する警察署と連絡をとり、積極的にパトロール等を実施し、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を他の道路管理者及び地域を管轄する警察署に連絡する。

##### (2) 規制の実施区分及び標示等の設置

ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（鳥取県公安委員会）、同法施行規則第5条第1項に定める標示を設置する。（資料編参照）

鳥取県内又は隣接若しくは近接県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の道路における車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

なお、通行禁止区域等において警察官がその場にはいないときには、自衛官及び消防吏員は、その使用する緊急車両の通行の妨害となる車両その他の物件の移動等の措置命令及びその措置をすることができる。

イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行う。

ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）

同法施行令第3条の2に定める標識を設置する。

エ 道路交通法第6条第4項の規定に基づく規制（警察官実施）

オ 道路法第46条第1項の規定に基づく規制（道路管理者実施）

同法第47条の4第1項の規定による道路標識を設置する。

##### (3) 広報、連絡

ア 警察は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び迂回路線の状況等を関係機関及び一般に周知する。

イ 道路管理者は、道路法第46条第1項の規定による規制を実施する場合には、その内容等を地域を管轄する警察署長に通知する。

(4) 交通整理

道路管理者及び警察は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。

### 3 緊急通行車両の確認の手続き等

(1) 県公安委員会

ア 緊急通行車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署に次の事項を明示した申請書を提出する。

(ア) 番号標に表示されている番号

(イ) 車両の用途（緊急輸送を行う車両においては、輸送人員又は品名）

(ウ) 使用者住所、氏名

(エ) 通行日時

(オ) 通行経路（出発地、目的地）

(カ) その他必要な事項

イ 緊急通行車両の確認をしたときは、標章（資料編参照）及び緊急通行車両確認証明書（資料編参照）を、当該緊急通行車両の使用者に交付する。

ウ 緊急通行車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付ける。

エ 警察署は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付等の状況を警察本部に報告する。

(2) 県

ア 県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両については、(1)のア及びイの手続きに準じて県が標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

イ 県は、緊急通行車両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を管理する。

### 4 緊急車両の通行の確保

(1) 道路管理者は、災害時に車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定して、当該車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両の移動等を命令する。

(2) 道路管理者は、車両の移動等を命令する道路区間を指定した場合には、その道路区間内に在る者に対し、周知しなければならない。

(3) 次に掲げる場合には、道路管理者は車両の移動等を行うことができるとともに、車両の移動等にあたりやむを得ない限度において車両等を破損することができる。

ア 車両の移動等を命令された者が、車両の移動等を行わない場合

イ 命令の相手方が現場にいないために、命令できない場合



ウ 道路管理者が、道路の状況等により車両等の占有者等に車両の移動等を行わせることができないと認めた場合

(4) 道路管理者は、車両の移動等にあたり生じた損失を補償しなければならない。

(5) 道路管理者は、車両の移動等のためやむを得ない場合は、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

## 5 町道の道路交通の確保

町道の災害応急対策は、町長（本部長）が、その主要度、緊急度及び公共性等に応じ実施する。町道の災害応急対策は、建設対策部が担当する。

### (1) 危険箇所の把握

建設対策部は、町道をパトロールし、道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所の把握発見に努める。

### (2) 応急措置と代替道路の確保

町道に災害が発生した場合は、他の道路管理者、警察署その他の関係機関に連絡し、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、う回路等の有無を十分調査し、う回路がある場合は代替道路として利用し、交通の確保を図る。

### (3) 応急工事等実施要領

ア 道路上の障害物の除去については第11章第3節「障害物の除去」による。

イ 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、建設対策部長の判断により、工夫、配属機械等を使用して行う。

ウ 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、建設対策部長は、総務課長と密接に連絡し、応急対策に要する財源措置を確認のうえ、実施する。

エ 被害の規模が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用されない場合の応急対策は、前記(2)の要領により実施するものとし、同法の適用を受けることができるものと認められるときは、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施する。

### オ 応急対策施行順位

(ア) 官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの

(イ) 定期バス路線であるもの

(ウ) 適当なう回路のないもの

(エ) その他民生の安定上必要があるもの（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

### (4) 応急対策用資機材の確保

ア 応急対策用資機材の確保は、建設対策部が担当する。

イ 応急対策用資機材の調達については、第11章第3節障害物の除去参照。

ウ 業者の請負により工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負人に確保させる。

## 6 他の道路交通及び鉄道交通の確保

### (1) 各道路管理者における措置

それぞれの道路管理者（国土交通省鳥取河川国道事務所、鳥取県）は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに交通確保を図る。

### (2) 西日本旅客鉄道株式会社・若桜鉄道(株)における措置

鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、鳥取鉄道部・若桜鉄道(株)において実施するものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施する。

また、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報する。

(3) 日本自動車連盟（J A F）における措置

県、町の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施する。

## 第2節 輸 送

この計画は、災害時における被災者の避難、救助の実施に必要な人員及び物資を迅速かつ円滑な輸送体制の確立を目的とする。

### 1 実施責任者

災害時における被災者の避難、救助の実施に必要な人員及び物資等の輸送は、町長（本部長）が行う。

車両による輸送及び輸送力の確保措置は、各部班の要請に基づき総務部輸送班及び総務部車両班が担当する。車両以外による輸送及び輸送力の確保措置は、関係部班において担当する。

### 2 輸送方法

災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 車両による輸送

道路交通が不能となる場合の外は、原則として車両による輸送を行う。

(2) 列車による輸送

道路の被害により車両による輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資財等を確保した場合等列車による輸送が適当であるときに行う。

(3) 航空機による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は山間へき地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合に行う。

(4) 人力による輸送

車両等による搬送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行う。

### 3 輸送に係る関係機関との連絡調整

町は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機など）に、輸送の応援を求める。また、必要に応じ、県に輸送手段確保の要請を行う。この際、自衛隊の輸送支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

### 4 輸送力の確保

(1) 車両による輸送

ア 町が所有する車両のみでは、輸送の確保が図れないときは、町内の運送業者等から借上げ等の措置を講ずる。

イ 町内において車両の確保が困難な場合又は車両の確保が緊急を要する場合等にあっては知事に対し、次の事項を明示して応援を要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要事項
- (2) 列車による輸送  
最寄りの鉄道機関（駅、鉄道部等）に要請する。
- (3) 航空機による輸送  
知事に対し、航空機輸送の要請を行う。
- (4) 人力による輸送  
労務者の確保は、第17章労務供給による。

## 5 災害輸送の配車等の要求等

- (1) 配車等の要求  
各部班は、災害輸送を行う必要がある場合には、総務対策部に対し、次の事項を明示して配車等の要求を行う。  
輸送の基準は、第7項「災害救助法による輸送基準」に準ずる。
  - ア 輸送区間（必要により経路）
  - イ 輸送人員又は輸送量
  - ウ 車両の種類及び台数
  - エ 輸送に必要な人員及び輸送に要する時間
  - オ その他必要事項
- (2) 配車の決定等  
総務対策部は、配車要求があったときは、輸送の種類、数量、緊急度等を勘案し、直ちに集中管理にかかる車両、又は第4項輸送力の確保により確保した車両を配車する。  
この場合、輸送に必要な人員も併せて派遣する。

## 6 輸送責任者

- (1) 総務課長は、車両による輸送を行う場合には、速やかに輸送責任者を指定しなければならない。
- (2) 各部長は、車両による輸送以外の輸送を行う場合には、速やかに輸送責任者を指定しなければならない。
- (3) 輸送責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。
  - ア 輸送記録簿
  - イ 救助の種目別物資受払状況
  - ウ 輸送費関係支払証拠書類

## 7 災害救助法による輸送基準

- (1) 輸送の範囲
  - ア 被災者の避難  
避難の指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導するための人員、資材等の輸送）
  - イ 医療及び助産

- 重病患者で医療隊において処置できないもの等の移送及び医療関係者の輸送
- ウ 被災者の救出
  - 救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員資材の輸送
- エ 飲料水の供給
  - 飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械器具、資材等の輸送
- オ 救済用物資
  - 被災者に給（貸）与する被服、寝具その他生活必需品炊出し用食糧、薪炭、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
- カ 遺体の捜索
  - 遺体の捜索のための必要な人員及び資材等の輸送
- キ 遺体の処理
  - 遺体の処理及び検視のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送
  - 遺体の移動に伴う遺体の輸送及び遺体を移送するための人員の輸送
- (2) 輸送期間
  - それぞれの救助の実践が認められている期間
- (3) 輸送費用
  - 当該地域における通常の実費とし、その範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料等である。

## 8 輸送拠点の設置及び管理

- (1) 町及び県は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。
- (2) 輸送拠点の選定
  - 町は、輸送拠点をあらかじめ選定する。
- (3) 輸送拠点の管理
  - 町及び県は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。
    - ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請
    - イ 輸送の実施にあたって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備
    - ウ 物資の受入集配、在庫管理、対策本部との連絡調整、警備等を担当する職員確保

## 9 緊急輸送体制の整備

鳥取県地域防災計画 交通輸送計画を参照

緊急輸送路については鳥取県緊急輸送ネットワーク計画図を参照

## 第13章 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損等によって居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設及び破損した住宅の応急修理を行うことにより、生活再建の場を確保することを目的とする。

### 第1節 応急仮設住宅

#### 1 実施責任者

応急仮設住宅の建設は町長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、町長は、知事から委任を受けたものについて実施する。

応急仮設住宅の建設は、建設対策部が担当する。

#### 2 対象者

居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者（県災救法細則）

#### 3 建設戸数

全焼、全壊及び流失世帯数の3割以内とする。災害救助法が適用される災害で、町長が3割を超えて建設する必要があると認める場合は、知事に超過戸数の要請を行う。

#### 4 建築基準

##### (1) 規模

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて県が別に定める基準とする。

##### (2) 構造

1戸建て、長屋建て、アパート建築のいずれでもよく、建築場所等の実情に適したものとする。知事から設計書を提示し委任されている場合は、その設計書による。

##### (3) 費用

建設型仮設住宅の設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

##### (4) 着工期限

災害発生の日から20日以内とする。知事から委任を受けたものについて20日以内に着工できないときは、知事に着工延期の要請を行う。

#### 5 建築場所の選定

応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等を優先する。（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）

## 6 給与基準

入居者の決定に関する事務は、保健福祉対策部が担当するものとする。入居者の決定は、対象者の中から民生委員その他関係者の意見を聞き、順位を定めて行う。

## 7 給与期間

建築工事完了後2カ年以内とする。

## 8 応急仮設住宅建築責任者等

### (1) 応急仮設住宅建築責任者

ア 建設対策部長は、応急仮設住宅を建築するときは、速やかに応急仮設住宅建築責任者を指定する。

イ 応急仮設住宅建築責任者は、次の帳簿等を備付け、正確に記入し、保管しなければならない。

(ア) 応急仮設住宅用貸借契約書

(イ) 原材料購入契約書、その他設計書、仕様書等

(ウ) 工事代金等支払証拠書類

(エ) 直営工事の場合は、以上の外工事材料受払簿、大工等の出面簿、輸送簿等

### (2) 応急仮設住宅管理責任者

ア 保健福祉対策部長は、応急仮設住宅を給与するときは、速やかに応急仮設住宅管理責任者を指定する。

イ 応急仮設住宅管理者は、応急仮設住宅台帳（資料編参照）を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

## 第2節 災害公営住宅の建設

(1) 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設する。

(2) 以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる。（公営住宅法第8条）

ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

(ア) 被災地全域で500戸以上

(イ) 一市町村の区域内で200戸以上

(ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上

イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

(ア) 被災地全域で200戸以上

(イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

## 第3節 応急修理

### 1 実施責任者

第1節「応急仮設住宅」に同じ。

### 2 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

### **3 応急修理の対象部分**

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。なお、同一住宅に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯とみなす。

### **4 応急修理の実施基準**

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

### **5 応急修理の期間**

応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

## 第14章 建物・宅地の被災判定計画

この計画は、災害により被災した建築物及び宅地の余震等による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、判定の実施に関する実施本部の業務について必要な事項を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 第1節 被災建築物応急危険度判定

#### 1 実施機関

被災建築物の応急危険度判定は、町災害対策本部（産業対策部）が応急危険度判定士の協力を得て実施する。

#### 2 判定実施要否の判断

町災害対策本部は、被害状況をもとに判定実施の要否を判断する。

#### 3 判定実施の宣言

- (1) 町災害対策本部は、判定を要すると判断した場合は、直ちに判定実施を宣言する。
- (2) 町災害対策本部は、判定実施を宣言した場合は、県にその旨を連絡するとともに、報道機関等を通じて住民に周知を図る。

#### 4 実施本部の設置

町災害対策本部は、判定実施を決定した場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下この小節において「実施本部」という。）を設置し、判定業務を実施する。

#### 5 実施本部の主な業務

- (1) 災害発生時の情報収集
- (2) 県への支援要請
- (3) 判定士への情報提供
- (4) 判定結果の受理及び整理

#### 6 県への支援要請

- (1) 町災害対策本部は、判定の実施を決定した場合は、必要に応じて、県に判定士の派遣等の支援要請を実施する。
- (2) 実施本部は、支援内容、支援開始の時期等について、県が設置する応急危険度判定支援本部と密に連絡調整を行う。

#### 7 判定士への情報提供

実施本部は、派遣された判定士に対し、被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者に関する情報等）その他判定活動に関して注意すべき情報等を提供する。

#### 8 判定実施の周知

- (1) 実施本部は、被災建築物の所有者等からの判定依頼に対応するため、実施本部に対応窓口を設ける。
- (2) 実施本部は、判定実施の依頼を取りまとめ、速やかに県が設置する応急危険度判定支援支部（以下この小節において「支援支部」という。）に報告する。



(3) 実施本部は、判定実施及びこれに関する情報を情報連絡班・広報班及び報道機関等の協力を得て、住民へ周知する。

## 9 判定結果の受理及び整理

実施本部は、支援支部から判定結果の報告を受けた場合は、特に注意を必要とする被災建築物の有無及び被災状況について、町災害対策本部に報告する。

## 10 その他

被災建築物の応急危険度判定業務の実施については、この計画に定めるもののほか、「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（平成20年9月改定：県）」及び「被災建築物応急危険度判定マニュアル（平成10年1月発行：財団法人日本建築防災協会）」に定めるところによる。

## 第2節 被災宅地危険度判定

### 1 実施機関

被災宅地危険度判定は、町災害対策本部が被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）及び被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）の協力を得て実施する。

### 2 判定実施要否の判断

町災害対策本部は、被害状況をもとに判定実施の要否を判断する。

### 3 判定実施の決定

- (1) 町災害対策本部は、判定を要すると判断した場合は、直ちに判定実施を決定する。
- (2) 町災害対策本部は、判定実施を決定した場合は、県にその旨を連絡するとともに、報道機関等を通じて住民に周知を図る。

### 4 実施本部の設置

町対策本部は、判定実施を決定した場合は、被災宅地危険度判定実施本部（以下この小節において「実施本部」という。）を設置し、判定業務を実施する。

### 5 判定拠点の設置

実施本部は、必要に応じて、被災地内又はその周辺に判定拠点を設置する。

### 6 実施本部の主な業務

- (1) 宅地に係る被災情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受け入れ
- (4) 宅地判定士・判定調整員の組織編成
- (5) 判定の実施及び判定結果の現地表示
- (6) 判定結果の調整及び集計並びに町災害対策本部への報告
- (7) 判定結果に対する住民からの相談への対応
- (8) その他

## 7 判定実施計画の作成

実施本部は、宅地の被害状況等に基づき、判定実施計画を作成する。

判定実施計画の内容は概ね次のとおりとし、必要に応じて適宜見直しする。

- (1) 判定対象宅地数、用途及び規模等
- (2) 判定実施区域及び優先順位
- (3) 判定実施期間
- (4) 必要な宅地判定士及び判定調整員の数
- (5) 宅地判定士・判定調整員の参集場所、受入条件、輸送方法等
- (6) 実施本部及び判定拠点の位置、責任者等
- (7) その他判定の実施に必要な事項

## 8 県への支援要請

町災害対策本部は、必要に応じて県が設置する危険度判定支援本部に対し支援要請を行う。

## 9 判定実施チームの編成

実施本部は、判定調整員に指示し、判定実施計画に基づき参集した宅地判定士のチーム編成を次の点などに留意して行う。

- (1) 健康状態の確認
- (2) 被災地の土地、交通事情等に詳しい者の適切な配置
- (3) 判定の経験のある者の適切な配置
- (4) 宅地判定士以外の誘導員等の配置

## 10 判定結果の取りまとめ及びその活用

- (1) 実施本部は、判定調整員から判定結果の報告を受けた場合は、その結果の中で特に注意を要する被災宅地の有無及び被災状況を確認し、現地を再調査するなど必要な措置を講ずる。
- (2) 実施本部は、宅地の判定のみでは対処が困難な事案については、町災害対策本部と協議し、適切な措置を講ずる。また、複合的な被災状況にあり、判定が困難な事案については、学識経験者等に助言を求める。

### 1.1 判定結果の周知及び協力依頼

実施本部は、判定結果を現地に表示するとともに、判定結果を町災害対策本部に報告する。

また、判定結果については、情報連絡班・広報班及び報道機関等を通じて住民に周知するように努め、判定を受けた宅地の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置等を講ずるように協力を依頼する。

### 1.2 その他

被災宅地危険度判定業務については、この計画に定めるもののほか、「鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱（平成24年11月19日施行）」並びに被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱（平成21年8月21日改正）」及び被災宅地危険度判定に関する各種マニュアルに基づき実施する。

## 第15章 文教対策計画

この計画は、災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設の被災又は児童生徒の被災により通常の教育が行えない場合に、応急対策を実施し、教育に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

### 1 実施責任者

町立小・中学校及び文教施設の応急教育及び応急復旧対策は、文教対策部（教育委員会）が実施する。ただし、各学校の災害発生の場合に伴う適切な措置については、各学校長が具体的な計画を立てて、実施する。

### 2 応急教育対策

#### (1) 休校措置

##### ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、文教対策部と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。

##### イ 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を電子メールその他確実な方法で児童生徒に伝達する。

#### (2) 被害の報告等

学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止の措置を講ずるとともに、速やかに文教対策部に報告し、必要な指示を受ける。

#### (3) 応急教育の実施場所

災害の規模、被害の程度によって、概ね次の方法による。

##### ア 軽微な被害の場合

速やかに応急修理を行い授業を行う。

##### イ 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用する。

ウ 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合、収容人員等を考慮のうえ、公民館その他の公共施設、隣接学校の余剰教室の利用又は民有施設の借上げを行う。

##### エ 被災が広範囲にわたる場合

前記の諸措置ができない場合には、応急仮設校舎を建設する。建設場所は、従来の校地を原則とする。

#### (4) 応急教育の方法

被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業、オンライン授業等の措置を講ずる。

#### (5) 教育職員の確保

文教対策部は、教育職員の被災状況を把握するとともに県教育委員会と緊急な連絡をとり、教育職員の確保に努める。

### 3 学用品の給与

#### (1) 対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与する学用品

教科書、教材、文房具、通学用品

(3) 給与する学用品の費用

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額とする。

(4) 給与の方法

文教対策部は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童、生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、学校長を通じて対象者に給付する。災害救助法が適用され知事から調達配分の権限を委任された場合も同様とする。

(5) 給与を行う期間

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1カ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(6) 学用品給与責任者

ア 文教対策部長は、学用品の給与を行う場合には、速やかに学用品給与責任者を指定しなければならない。

イ 学用品給与責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

(ア) 学用品の給与状況（資料編参照）

(イ) 学用品出納に関する帳簿

(ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(エ) 備書物資払出証拠書類

#### 4 学校給食の措置

(1) 特定地域の給食施設が破砕したときは、近隣の学校給食センター等の給食施設を利用して給食を行う。

(2) 災害が広範囲にわたり、学校給食施設が災害救助のために使用されている場合又は災害のため使用できない場合には、産業対策部と連絡を取り、対応する。

## 第16章 農業災害対策計画

この計画は、農作物の被害の拡大を防止するための体制を確立し、各種防災対策を推進することを目的とする。

### 1 農業防災体制

農作物、農業用施設等の被害が発生するおそれがあるときは、八頭町農業災害対策協議会を設置し、被害防除のため各農業関係機関が行う防災対策の一元化を図りつつ、農作物等の防災対策の策定と普及に努める。

### 2 農業災害防止事業

八頭町農業災害対策協議会は、事務局を産業対策部に置き、次の事項を協議し、又は実施する。

- (1) 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (2) 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- (3) その他必要と認められること。

## 第17章 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施を行う場合において、町職員だけでは、十分その効力を挙げるのが困難な場合に、必要な労務者の雇上げ等を行い応急対策の万全を図ることを目的とする。

### 1 実施責任者

労務者及び技術者等の雇上げ、動員（以下「労務供給」という。）は、町長（本部長）が実施する。

労務供給は、産業対策部が担当し、各部班の要請に基づき実施する。

### 2 労務供給の依頼

各部班は、労務供給の必要がある場合には、「6 労務供給の範囲」に基づき、産業対策部に労務供給依頼票（資料編参照）を提出する。

### 3 労務者等の確保

経済観光部経済班は、災害時の状況に応じて次の措置により労務者等の確保を行う。

- (1) 労務者等の雇上げ
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労務者の動員
- (3) 知事に対する職員派遣・職員派遣のあっせん要請
- (4) 従事命令等による動員

### 4 労務者等の確保手続き

#### (1) 公共職業安定所による労務者の供給

公共職業安定所に対し労務者の供給を依頼する場合には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 必要労務者数
- イ 作業の内容
- ウ 作業実施期間
- エ 労働時間
- オ 賃金の額
- カ 作業場所の所在
- キ 残業の有無
- ク 労務者の輸送方法
- ケ その他必要な事項

#### (2) 知事に対する職員派遣・職員派遣のあっせん要請

知事に対し、職員派遣又は職員派遣のあっせんに要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣又はあっせんに求める理由
- イ 派遣又はあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他派遣又はあっせんについて必要な事項

#### (3) 人的公用負担

災害応急対策の緊急実施のため必要がある場合には、災害対策基本法第65条の規定により区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者をその業務に従事させることができる。

## 5 労務供給責任者

- (1) 産業対策部長は、労務供給を行う場合には、速やかに労務供給責任者を指定しなければならない。
- (2) 労務供給責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し、保管しなければならない。
  - ア 臨時雇上労務者勤務状況表（資料編参照）
  - イ 人件賃支払関係証拠書類

## 6 労務供給の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療及び助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬操作、浄水用、医薬品の配布等の労務者
- (5) 救助物資の整理、輸送及び配分のための労務者
- (6) 遺体の捜索又は処理のための労務者

## 7 労務供給の期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

## 8 賃金

当該地域の通常の実費とする。鳥取公共職業安定所の業種別標準賃金を基として定めるものとする。

## 第18章 自衛隊の災害派遣要請計画

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請することを目的とする。

### 第1節 自衛隊の災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣の要請は、町長（本部長）が知事に対して行う。

### 第2節 自衛隊に要請する業務

災害時に自衛隊に対して要請することができる業務は、概ね次のような場合である。

なお、自衛隊は、災害発生時に特に緊急を要する場合は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 水害等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- 6 応急措置のための医療、防疫、除染、給食、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

### 第3節 災害派遣の要請手続

- 1 自衛隊の災害派遣の必要があるときは、部隊等の災害派遣要請申請書（資料編参照）により、知事（鳥取県危機管理局）に部隊等の派遣要請を申請するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書申請することができないときは、電話、防災行政無線又は連絡員等で申請し、事後速やかに申請書を提出する。

災害派遣を申請する場合は、次に掲げる事項の内容等をできるだけ明確にし、要請の目的と内容が的確に県に伝わるよう努める。

また、自衛隊に対する迅速、適切な要請手続ができるよう、派遣要請に当たっての必要情報、手続方法や受け入れ体制について事前に明確にしておくよう努める。

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする理由
  - (2) 派遣を希望する期間
  - (3) 派遣を希望する人員及び航空機等の概数
  - (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (5) 要請責任者の職氏名
  - (6) 災害派遣時の特殊携行装備又は作業の種類
  - (7) 派遣地への最適経路
  - (8) 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
  - (9) その他参考となる事項
- 2 知事に災害派遣の要請を申請することが困難な場合は、その旨及び(1)に掲げる事項の内容等をできるだけ明確にし、直接自衛隊第8普通科連隊等に通知する。  
なお、直接自衛隊に通知した場合は、速やかに知事に報告するように努める。



<自衛隊に対する通知先>

[県地域防災計画より]

	機 関 名	NTT回線	地域衛星通信
		TEL	TEL
		FAX	FAX
1	陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	0859-29-2161 内線236 (当直302)	5600-11 5600-12 (当直) 5600-19
2	航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	0859-45-0211 内線231 (当直225)	
3	自衛隊鳥取地方協力本部	0857-23-2251 0857-23-2253	
(注意事項)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町から自衛隊への通知は、1～3の機関のうち、任意の1箇所に対して行うことで足りる。</li> <li>・3に対し、前記の通知を依頼することができる。</li> </ul>			

3 自衛隊の災害派遣要請の手続は、統括部（町本部設置前は総務課防災室）が担当する。

#### 第4節 部隊等の受入措置

知事から自衛隊の災害派遣出動が決定された旨の通知があった場合には、速やかに自衛隊の受入体制を確保するものとし、概ね次により措置する。

- 1 部隊等は、災害応急措置を行うものであって、本格的な本復旧工事を行わないものであること
- 2 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと
- 3 部隊等を受入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障をきたさないよう努めること

#### 4 宿泊所等の準備

統括班長は、派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備を行う。

具体的な自衛隊の駐留場所は、派遣部隊の規模、災害の場所、その他の事情により判断するものとする。この際、部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊鳥取地方協力本部長に対し連絡幹部の町災害対策本部等への派遣を依頼する。

#### 5 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備等

##### (1) 災害地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1m四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

ア 病人が発生し、救助を必要とする場合	赤旗
イ 食糧が欠乏し救助を必要とする場合	黄旗
ウ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合	白旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

- ア 地盤が堅固で平坦地（こう配4°～5°以下）であること
- イ 無障害地帯（カ参照）
- ウ 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所
- エ 大型機離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと
- オ 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固める等の準備が必要である。
- カ 単機着陸のために必要な広さ（資料編参照）
- キ 標識（資料編参照）
- ク 吹き流し（風向指示器）（資料編参照）
- ケ 危険防止の留意事項
  - (ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと
  - (イ) 着陸点付近に物品等異物を放置しないこと
  - (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること

(3) 飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮して物料投下することができる。

- ア 投下地点の設定（資料編参照）
  - 投下地点は、自衛隊と協議の上決定する。
- イ 投下地点の標示方法
  - 投下地点には「ムシロ」20枚程度（できれば赤又は黒に染めてであると冬季夏季を通じて利用できる。）を用意し、風上に対してT字型に並べる。
  - T字板の左右100mの地点で、発煙筒もしくは焚火等により白煙を上げる。

(4) 飛行経路

- ア 投下高度
  - 投下高度は普通200m～300mである。
- 飛行経路（資料編参照）

(5) 投下地点の危険防止

落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危険防止に努めること

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能な場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかなければならない。

(6) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するのので、速やかに部隊に返送する。傘の洗濯は禁じられているので、乾燥した後付着した泥を布で拭き取っておく。

#### 6 作業計画の樹立

統括班長は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保等について、本部会議の決定を得ておき、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう措置しておく。

#### 7 連絡職員の指名

派遣部隊や県との連絡を図るため連絡責任者を置く。連絡責任者は、町長（本部長）が指定する。

#### 8 派遣部隊との作業計画等の協議

統括部長は、派遣部隊が到着したとき、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

#### 9 報告

統括部長は、派遣部隊の受入れをしたときは、部隊の活動状況を逐次知事に報告する。

### 第5節 部隊撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、撤収要請申請書（資料編参照）により、知事に申請する。また、部隊が撤収した後は、速やかに部隊等に関する報告書（資料編参照）により知事に報告する。

### 第6節 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担する。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定する。

## 第19章 広域緊急援助隊災害派遣要請計画

この計画は、都道府県の枠をこえて広域的に即応でき、かつ、高度の救出救助能力と自活能力を有する災害警備専門部隊としての「広域緊急援助隊」の要請等について定めることにより、最大震度5以上の地震、その他異常な自然現象又は人為的事故を起因とする大規模な災害（以下「大規模災害」という。）発生時の初期段階における、迅速・的確な災害警備活動を確保することを目的とする。

### 1 災害派遣要請者

鳥取県公安委員会

### 2 災害派遣の要請基準

上記大規模災害の発生を認知したとき。

### 3 災害派遣の要請手続き

- (1) 鳥取県公安委員会は、県内で大規模災害が発生し、広域緊急救助隊の派遣を必要とするときは、災害発生規模・範囲により警察庁及び中国管区警察局の調整を受け、警察法第60条第1項の規定に基づき、関係都道府県公安委員会に対し、広域緊急救助隊の派遣を要請する。
- (2) 広域緊急援助隊派遣要請の窓口は、鳥取県警察本部警備第二課及び交通指導課とする。

### 4 広域緊急援助隊の活動内容

広域緊急援助隊は、国内において大規模災害が発生し、又は、正に発生しようとしている場合において、被災地を管理する都道府県警察を管理する都道府県公安委員会の管理のもとに、次の災害警備活動にあたる。

- (1) 被災情報、交通情報等の収集及び伝達
- (2) 救出救助
- (3) 緊急交通路の確保及び緊急輸送車両の先導等

## 第20章 緊急消防援助隊災害派遣要請計画（鳥取県危機管理局・消防局）

この計画は、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合において、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に必要な事項を定めることにより、被災地において円滑な活動ができる体制の確保をすることを目的とする。

### 第1節 緊急消防援助隊の応援要請

#### 1 知事への応援要請

鳥取県東部広域行政管理組合管理者から、緊急消防援助隊の派遣要請等の委任を受けている消防局長は、被害の状況から県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

#### 2 消防庁長官への応援要請

知事は、1の要請を受けたときは、県内の被害状況を勘案の上、消防庁長官に対し応援等の要請を行う。また、災害の状況及び県内の消防力に照らし、出動が必要と判断したときは、消防局長の要請を待たないで応援等の要請ができる。

### 第2節 緊急消防援助隊の迅速出動

最大震度7等の迅速出動に該当する地震災害が発生した場合は、災害発生時に応援の要請がなされたものとして、緊急消防援助隊の出動が行われるため、速やかに調整本部を立ち上げ受援体制を確立する。

### 第3節 消防応援活動調整本部

#### 1 調整本部の設置等

知事は、緊急消防援助隊が応援等のため出動したときは、直ちに下表による消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、受援体制を確立する。

[県地域防災計画より]

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	危機管理局消防防災課長 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎4階
(調整本部の事務等) (1) 現地消防局の活動、応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 (3) 各種情報の集約・整理に関すること。 (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他必要な事項に関すること。				

#### 2 運営員の指定

消防局長は、調整本部に運営員として消防局長が指定する者を派遣する。

### 第4節 進出拠点、被災地への到達ルート

#### 1 進出拠点

(1) 消防局長は、進出拠点の選定について、消防庁と県の調整が図られる中で県と協議を行う。

- (2) 進出拠点の決定は、知事を経由して消防局長に連絡される。
- (3) 消防局長は、(2)の連絡を受けたときは、直ちに進出拠点へ職員を配置し受け入れ準備を実施する。

## 2 被災地への到達ルート

- (1) 消防局長は、応援都道府県隊に対し被災地への到達ルートに関する情報を提供する。
- (2) 消防局長は、被災地の市町村長と調整して、必要に応じて現場に連絡要員を派遣し、誘導案内を行う。

## 第5節 指揮体制

### 1 指揮本部の設置

- (1) 指揮者（管理者から権限委任を受けた消防局長を含む。以下同じ。）は、受援を必要とする災害が発生したときは、直ちに指揮本部を設置する。
- (2) 指揮本部は東部消防局に設置し、指揮本部長は、指揮者とする。
- (3) 指揮本部は、次の事務を行う。
  - ア 災害情報の収集及び整理分析に関すること。
  - イ 活動方針の決定に関すること。
  - ウ 部隊配置及び任務の決定に関すること。
  - エ その他必要な事項に関すること。

### 2 指揮支援本部の設置

- (1) 指揮支援部隊長が設置する指揮支援本部は、指揮本部に隣接する場所に設置するものとし、本部長は指揮支援隊長があたる。
- (2) 指揮支援本部は、次の事務を行う。
  - ア 指揮者の指揮の下、配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
  - イ 関係機関との連絡調整に関すること。
  - ウ 調整本部への連絡に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## 第21章 電力・ガスの応急対策計画

### 第1節 電力施設

この計画は、八頭町における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

#### 1 非常災害対策本部の設置

非常災害の発生が予想される時又は発生したときは、非常災害対策本部を設置し、必要な体制を整える。

※ 中国電力ネットワーク（株）で定める非常災害対策規定に基づくマニュアルによる。

#### 2 応急要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握するとともに、速やかに対応できる体制を構築する。

- (1) 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。
- (2) 協力会社（請負者等）及び他営業所等へ応援を要請する場合の連絡体制を確立する。

#### 3 情報の収集、連絡

災害時における情報の収集・連絡は、別に定めるマニュアル等により実施する。

また、情報の連絡、指示、報告のため、次の施設を利用する。

- (1) 保安用通信設備
- (2) 無線設備

#### 4 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずる。

#### 5 被害状況

全般的被害状況の把握の遅速は、復旧計画対策に大きく影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

#### 6 災害時における復旧資材の確保

- (1) 発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- (2) 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図る。

#### 7 応急送電

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関等考慮し、優先順位を定め送電する。

#### 8 災害時における広報活動

送電による人災・火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通じて広報する。

## 第2節 ガス施設

この計画は、災害時におけるガスの供給確保等及びガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### 1 実施責任者

ガス事業者は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて、迅速な応急措置を実施し、ガス供給の確保を図る。

### 2 応急体制

- (1) ガス事業者は緊急出動体制（人員、車両、装備、資器材、連絡通報等）を更に充実するよう努めるとともに、供給停止のためのバルブの増設にも努める。
- (2) ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故の発生したことを知ったときは、直ちに相互に通報する。
- (3) ガス事業者は、電力を確保する。
- (4) ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置をとり、必要に応じ導管内の残留ガスの放散を行う。
- (5) ガス事業者は、ガス事故の発生したときは、直ちに出勤して応急の措置を講ずる。警察、消防においても迅速な出動を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。
- (6) ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家に周知徹底を図る。
- (7) ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民の協力を要請する。
- (8) ガス事業者は、ガス漏えいに起因する二次災害（火災、爆発等）に十分注意する。

### 3 応急対策上の注意点

- (1) ガスは、可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（火災、爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じ、空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いは特に注意しなければならない。
- (2) ガスの供給を停止していて、再開する際は、コックの締め忘れによる事故が予想されるので、需要家全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。

### 4 その他必要とする事項

ガス製造所内で火災が発生した時は、引火性危険物関係が貯蔵されているので、化学消防車の派遣を要請する。

## 第3節 LPガス施設

この計画は、地震災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### 1 実施責任者

LPガス販売事業者は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ、迅速な復旧活動を実施して、LPガス供給の確保を図る。



## 2 耐震対策

- (1) L P ガス販売事業者自ら防災に関する教育・訓練に努め、特にマニュアル等の周知徹底を図る。
- (2) 消費者に対し、災害時における二次災害防止に必要な啓発活動を行う。
- (3) L P ガス販売事業者は、災害の防止及び軽減のため、消費先の容器置場、転倒防止装置及び供給設備等を定期的に点検する。
- (4) 可塑性のある配管材料の使用に努める。
- (5) 地震対策用安全機器の普及促進に努める。

## 3 復旧対策

- (1) L P ガス販売事業者は、緊急出動体制の充実に努める。
- (2) L P ガス販売事業者、警察及び消防署は、L P ガスの事故を知ったときは、緊急出動態勢を整えるとともに、災害対策本部（(一社)鳥取県L P ガス協会）を設置し、災害を受けていない支部・地区に対して緊急応援を求める。
- (3) 緊急出動者及び緊急応援出動者は、漏えいガスの停止、危険個所からの容器の引上げ等、住民の保護並びにガス漏れに起因する二次災害の発生防止に十分注意する。
- (4) L P ガス消費先の安全点検と早期供給に努める。

## 4 臨時的供給

- (1) 各災害対策本部からの要請に基づき、避難所での炊き出し用、暖房用等の緊急性のL P ガス供給体制の整備に努める。
- (2) 仮設住宅のL P ガス供給支援に努める。

## 5 その他の必要事項

L P ガス販売事業者若しくは充填所が被害を受けた場合は、被害の少ない充填所等に対して、支援のための代替供給の確保に努めるよう依頼する。

第4部 地震対策編  
(資料編)

第 5 部 風水害対策編  
(資料編)

## 第6部 大規模事故対策計画

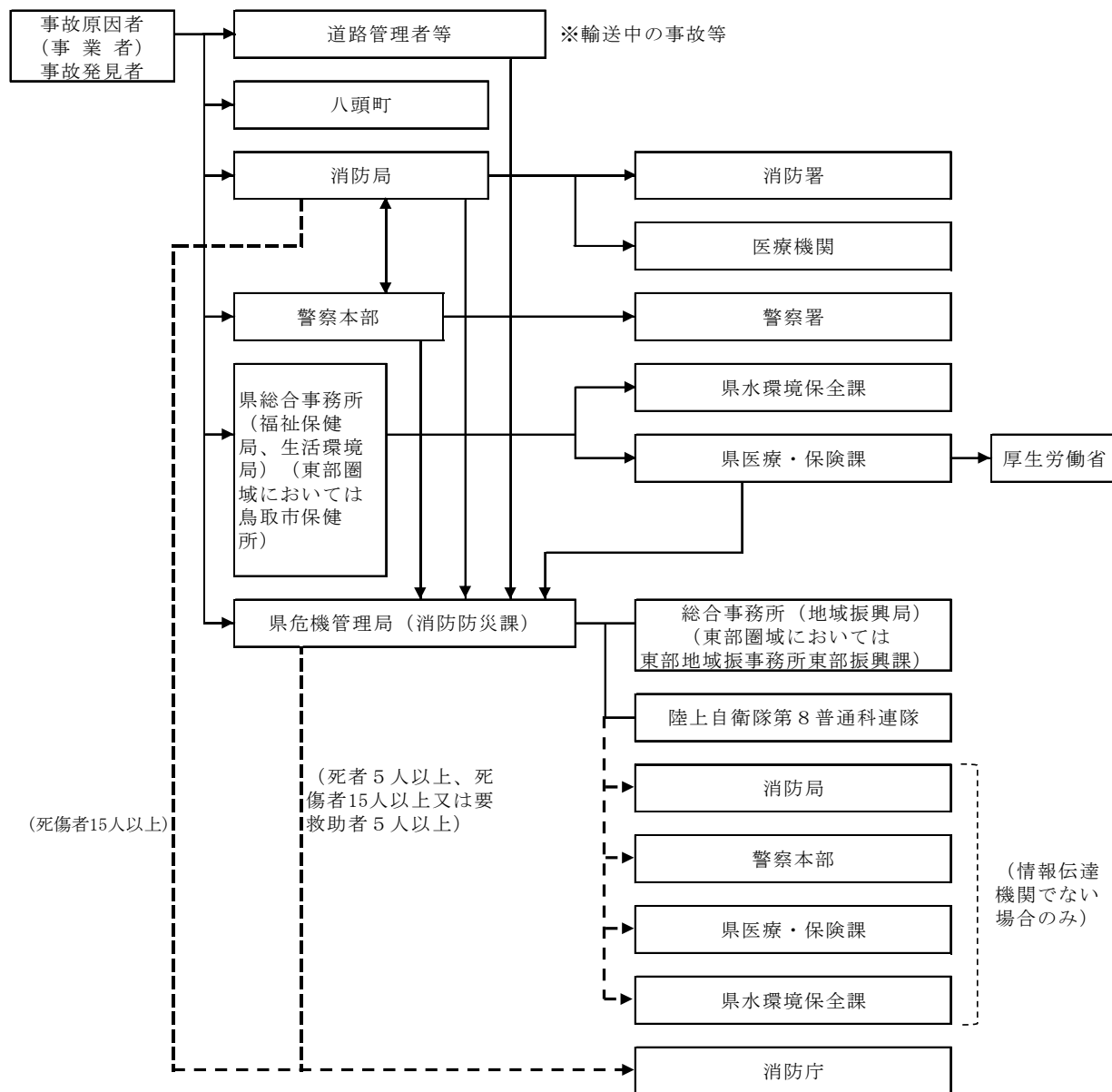
# 第1章 毒物・劇物事故災害対策

## 第1節 応急対策

### 1 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

(1) 被害情報の系統は次のとおり

[県地域防災計画より]



(2) 町、消防局及び毒物・劇物営業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

### 2 災害応急措置

(1) 毒物・劇物営業者の措置

- ア 毒物及び劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- イ 毒劇物の中和等に必要な資材を備蓄する。

(2) 町の措置

- ア 毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう、各管理者等に指示を行う。
- イ 中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あつせんを行う。
- ウ 毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

(3) 消防局の措置

- 速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずる。

第7部 災害復旧・復興計画

## 第7部 災害復旧・復興計画

この計画は、災害発生後被災した施設等の現状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等のほか、被災者の生活再建支援、災害応急対策と並行して行う町の業務について定める業務継続計画（BCP）等について定めたものである。

### 第1章 公共施設災害復旧計画

#### 第1節 災害復旧事業計画

災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分調査検討し、本町が作成する復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - オ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - カ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
  - キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、伝染病予防法）
- (9) その他の災害復旧事業計画

#### 第2節 資金計画

1 災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融通、調達を行うため、一時借入金、地方交付税の繰上げ交付要請、災害対策債、災害復旧事業債その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 災害経費にかかる資金需要を迅速、的確に把握する。
- (2) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
- (3) 地方交付税の繰上げ交付を国に要請する。
- (4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。



## 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧が円滑に行われるよう努める。

### 第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧業務は応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努める。

## 第2章 生活再建計画・業務継続計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の実施について定めることを目的とする。町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行う。

また、災害時に応急対策と並行して行う、優先される町の業務について定めた業務継続計画（BCP）を策定する。

### 第2節 生活再建支援

#### 1 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県及び市内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

##### (1) 法適用の要件

対象となる自然災害

ア 災害救助法施行例第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ ただし、上記に該当する都道府県または市町村に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

##### (2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

##### (3) 大規模半壊世帯の判断基準

住宅半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

##### (4) 浸水等による住宅被害認定の取扱

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水回りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

(5) 支給条件

ア 対象世帯、支給限度額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡しきり）方式で支給

（単位：万円）

対象世帯	世帯数	総支給限度額	支 援 金				※ 特定長期 避難世帯 への加算
			基礎額 ①	住宅の再建方法②			
				建設・ 購入	補 修	賃 借	
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50	70
	単数	225	75	150	75	37.5	52.5
大規模 半壊世帯	複数	250	50	200	100	50	70
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5	52.5

イ 対象経費

用途の限定なし

(6) 被災者生活支援法の適用事務

ア 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ 町

住宅の被害認定、罹災証明等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書の取りまとめと県への提出等を行う。

ウ 申請期間

(ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金〔上記(5)ア②〕

災害発生後37月以内

(イ) その他の経費〔上記(5)ア①〕

災害発生後13月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が、上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

2 八頭町被災者住宅再建等支援条例の適用

(1) 条例適用の要件

ア 対象となる自然災害

(ア) 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(イ) 町内において、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(ウ) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

イ 支給対象

(ア) 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

(イ) 全壊世帯の居宅の補修

(ウ) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

(エ) 大規模半壊世帯の居宅の補修

(オ) 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

(カ) 半壊世帯の居宅の補修

(キ) 一部損壊世帯の居宅の補修

(ク) 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

(ケ) 小規模な損壊の居宅の修繕の促進

(コ) (ア) から (ケ) までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業

※ 賃貸住宅にあつては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

全壊世帯	指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの（法第2条第2号の政令に規定する被災世帯を除く。）をいう。 ア 当該指定自然災害によりその居宅（指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、借借人その他これらに準ずる者として知事が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。）が全壊した世帯 イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
大規模半壊世帯	指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。
半壊世帯	指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は町長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの（本表「大規模半壊世帯」の欄に掲げる世帯を除く。）をいう。
一部損壊世帯	指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（本表「半壊世帯」の欄に掲げる世帯を除く。）をいう。

※) 法…被災者生活再建支援法

(2) 支給条件

下記に示す条件の範囲内で支給される。

区 分	完了期間	申請期間	交付限度額
上記 イ 支給対象(ア)の場合	3年	2年	300万円（単数世帯225万円）

〃	(イ)の場合			200万円（単数世帯150万円）
〃	(ウ)の場合			250万円（単数世帯187.5万円）
〃	(エ)の場合			150万円（単数世帯112.5万円）
〃	(オ)の場合			100万円（単数世帯75万円）
〃	(カ)の場合	2年	1年	100万円（単数世帯75万円）
〃	(キ)の場合			30万円
〃	(ク)の場合			補修経費の3分の2の額（100万円を上限）
〃	(ケ)の場合	—	1年	2万円以上
〃	(コ)の場合	町長が別に定める。		

### 3 その他の生活支援対策

#### (1) 農林水産業者

町は、被害を受けた農林水産業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずる。

ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会又は他の金融機関が、被害を受けた農林漁業者に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん

イ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営

資金等の融資措置の促進並びに利子・補給及び損失補償の実施

ウ 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金（農業経営維持安定資金）の融資あつせん

#### (2) 中小企業者

町は、被害を受けた中小企業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずる。

ア 国・県及び政府関係県有機関並びに一般町中金融機関に対し、協力融資につき依頼する。

イ 地元銀行等に対し、町の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

#### (3) 生活確保資金

ア 町は、災害を受けた生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。

(ア) 災害救助法による生業資金

(イ) 世帯厚生資金の災害援護資金、母子福祉資金

(ウ) 日本政策金融公庫資金

イ 町は、低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

(ア) 世帯更正資金の災害援護資金又は住宅資金

(イ) 母子福祉資金の住宅資金

(4) 災害弔慰金及び災害援護資金

ア 町は、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ 町は、自然災害を受けた世帯主に対し、その生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

### 第3節 その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずる。

(1) 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）

(2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸し付け、郵便貯金等預金者に対する非常払い渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替預金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

(3) 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）

(4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）

(5) 被災児童、災害等への援護

ア 県による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施

イ 町、県による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

ウ 町による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続の簡素化等）

(6) 災害ケースマネジメント

ア 町は、世帯を戸別に訪問し、困りごとなどを聞き取り、状況を把握するとともに、関係機関と情報を共有して必要な支援を検討

イ 町は、県と協力して関係者会議を行い、住まいの再建、民間等賃貸住宅への入居支援、健康支援、就労支援、生活資金の相談等、世帯に合わせた計画を作成

### 第4節 日本銀行による応急金融対策

#### 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(1) 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

(2) 日本銀行は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 日本銀行は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

#### 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済シス

テムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

- (2) 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

### **3 金融機関の業務運営の確保に係る措置**

日本銀行は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要な範囲で適宜営業時間の延長又は休日臨時営業を行う。

### **4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請**

日本銀行は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融関係団体に対し、次に掲げる措置その他金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金、通帳等を紛滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 事情によっては、被災者に対して定期預金、定期積立等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の有用等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

### **5 各種措置に関する広報**

日本銀行は、災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により、迅速に町民等に提供するよう努める。特に、3及び4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

## 第5節 各種生活再建支援の広報

各種生活再建支援については、町及び県、その他関係機関が連携して、住民への広報、周知を実施する。

## 第6節 業務継続計画（BCP）の策定

災害が発生した場合には、行政自体（施設、職員）も被災する可能性が高いため、平常時の人員と、執行環境を前提として業務を行うことが困難となる。東日本大震災では、企業の事業中断、自治体の機能停止や低下など、早期の業務回復が課題となった。

この教訓を踏まえ、町は災害時における優先業務の実施態勢を確保するため、事前に必要な資源（人員、資機材等）の確保・配分等を定めておくことにより、災害発生後の業務立上げ時間の短縮、発災直後の業務レベルの向上をはかることを目的とした業務継続計画（BCP）を策定する。



## 第3章 災害復興計画

### 第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

### 第2節 災害復興の進め方

災害復興において被災地域の再建は、都町構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手する。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行う。

#### 1 復興対策組織・体制の整備

被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう町及び県は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備する。

#### 2 復興基本方針の決定

町及び県は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表する。

#### 3 復興計画の策定

町及び県は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進める。

計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施する。

#### 4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国、県、町の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努める。

#### 5 復興事業の点検

町及び県は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとのかい離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行う。

### 第3節 留意事項

町及び県は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意する。

#### 1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都町計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握する。

#### 2 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。

この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

### **3 技術的・財政的支援**

県は、町が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

## 八頭町地域防災計画

(令和5年度修正)

【編集発行】八頭町防災会議

【事務局】八頭町総務課防災室

---

(住所) 〒680-0493 八頭町郡家493番地

(電話) 0858-76-0203

(ファクシミリ) 0858-73-0147

(E-mail) bousai@town.yazu.tottori.jp